

# 盛土規制法に基づく許可申請の手引き

## 【制度編】

(案) ※令和8年1月現在

この「手引き（案）」は、令和8年4月1日の盛土規制法に基づく規制開始に向け、法の概要や手続きについて作成日現在の情報を基に作成したものです。

そのため、規制開始までに記載内容が変更となる可能性があります。

令和8年4月

青森市

# 制度編 目次

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法について .....	1
1.1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要 .....	1
1.2 用語の定義 .....	2
1.3 規制区域 .....	5
1.4 許可権者 .....	8
1.5 許可等担当課 .....	8
1.6 手続要否判定フロー .....	9
1.6.1 土地の形質の変更の場合 .....	9
1.6.2 土石の堆積の場合 .....	10
1.7 許可を要する工事 .....	11
1.7.1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可 .....	11
1.7.2 許可対象行為の考え方 .....	12
1.8 届出を要する工事 .....	18
1.8.1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出 .....	18
1.8.2 擁壁等の除却工事の届出 .....	19
1.8.3 公共施設用地の転用の届出 .....	19
1.8.4 規制開始時点で既に行われている工事の届出 .....	20
1.9 許可又は届出を要しない工事 .....	22
1.10 許可を受けたとみなす工事 .....	33
1.10.1 国又は都道府県等の工事の特例 .....	33
1.10.2 都市計画法第29条に規定する開発許可を受けている工事の特例（みなし許可） .....	33
第2章 許可申請及び届出 .....	35
2.1 手続の流れ .....	35
2.1.1 許可を要する工事 .....	35
2.1.2 届出を要する工事 .....	37
2.1.3 許可を受けたとみなす工事 .....	39
2.2 許可の条件 .....	40
2.3 設計者の資格 .....	42
2.4 土地所有者の同意 .....	43
2.5 住民への周知 .....	44
2.6 許可申請及び届出に必要な書類等 .....	47
2.6.1 許可申請に必要な書類等 .....	47
2.6.2 届出に必要な書類等 .....	54
2.6.3 国等協議の申出に必要な書類等 .....	58
2.7 標準処理期間 .....	59
2.8 申請手数料 .....	60

2.9 許可等の公表 .....	61
第3章 許可後の手続き（工事施行に係る手続等） .....	62
3.1 標識の掲示 .....	62
3.2 工事の変更許可申請・変更届出 .....	64
3.2.1 変更許可申請 .....	64
3.2.2 変更届出 .....	65
3.2.3 軽微な変更における届出 .....	66
3.2.4 変更協議の申出 .....	67
3.2.5 盛土等に関する工事の一時中止・再開の届出 .....	68
3.3 工事の廃止の届出 .....	68
3.4 検査・定期報告 .....	69
3.4.1 定期報告 .....	70
3.4.2 中間検査 .....	72
3.4.3 完了検査、確認申請 .....	74
3.5 工事完了の届出 .....	78
3.6 法に適合していることの証明書の交付 .....	79
3.7 土地の保全等 .....	81
3.7.1 基本事項 .....	81
3.7.2 土地の保全における着眼点 .....	82
第4章 監督処分・罰則 .....	83
4.1 監督処分 .....	83
4.2 罰則規定 .....	85
第5章 様式集 .....	86
5.1 様式 .....	86
5.1.1 国様式（省令別記様式） .....	87
5.1.2 市様式 .....	116
5.1.3 許可申請のチェックリスト .....	144

【本手引きの適用範囲】

この手引は青森市において許可申請等に関する取り扱いを示したものです。

# 第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法について

## 1.1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

### 法第1条

この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という）に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

#### 【規制区域の指定】

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。

※青森市では、令和8年4月1日より、盛土規制法に基づく規制区域の指定を行い、同法による規制を開始しました。

#### 【安全な盛土等の造成】

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ青森市長の許可等が必要になります。

#### 【盛土等を安全に保つ責務】

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等※が常に安全な状態に維持する必要があります。原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

#### 【実効性のある罰則】

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反に対する拘禁刑や罰金刑の水準を強化※しています。

※最大で拘禁刑3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

## 1.2 用語の定義

本手引きにおける用語の定義は、下表のとおりです。

図 1.2.1 用語の定義 その 1

用語	定義
法、又は盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
市細則	青森市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（ <b>制定準備中</b> ）
技術的助言	令和 5 年 5 月 26 日付け「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について」
青森市 HP	青森市ホームページ内、盛土規制法ポータルサイト <a href="https://www.city.aomori.aomori.jp/shisei/machizukuri/1005842/1005935/1005936/1005943.html">https://www.city.aomori.aomori.jp/shisei/machizukuri/1005842/1005935/1005936/1005943.html</a>
公共施設	道路、公園、河川及び政令第 2 条、省令第 1 条で定める公共の用に供する施設（法第 2 条第 1 号、技術的助言）
公共施設用地	現に公共施設の用に供されている土地及び公共施設の用に供されることが決定している土地（法第 2 条第 1 号、技術的助言）
農地等	農地、採草放牧地及び森林（法第 2 条第 1 号）
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地 地目としての「宅地」ではなく、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共施設用地として用いられている土地以外の土地。駐車場や資材置き場などの雑種地等を含めた土地（法第 2 条第 1 号）
通常の 営農行為	通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの、暗きよ排水の新設及び改修等（技術的助言）
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土又は切土による土地の形質の変更で規制対象規模に当たるもの（法第 2 条第 2 号、政令第 3 条）
特定盛土等	公共施設用地以外の土地で行われる盛土又は切土（宅地造成を含む）を伴う土地の形質の変更で、宅地又は農地等に隣接、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして規制対象規模に当たるもの（法第 2 条第 3 号、政令第 3 条）
規制対象規模	盛土規制法に基づく許可・届出対象となる規模の土地の形質の変更。改善命令等の対象にもなる（法第 2 条第 3 号、政令第 3 条、第 4 条）
許可対象規模	盛土規制法に基づく許可の対象となる規模の土地の形質の変更（政令第 3 条、第 4 条）
許可権者	都道府県知事、指定都市の長若しくは中核市の長
みなし許可	国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う盛土等に関する工事について許可権者との協議が成立した、あるいは都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けたとき、当該土地の形質の変更に関する工事については、法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなすもの（法第 15 条、第 34 条）

図 1.2.2 用語の定義 その 2

用語	定義
土地の形質の変更	<p>盛土又は切土を伴う宅地造成及び特定盛土等の工事で、次のアからオまでのいずれかに該当する工事を行うもの</p> <p>ア 盛土の場合、当該盛土をした土地の部分に高さが 1m を超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>イ 切土の場合、当該切土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>ウ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（ア又はイに該当する盛土又は切土を除く。）</p> <p>エ ア又はウに該当しない盛土で、高さが 2m を超えるもの</p> <p>オ ア～エのいずれにも該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの（法第 2 条第 2 号、政令第 3 条）</p>
盛土等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の総称
土石の堆積	<p>宅地又は農地等において土石を積み重ね、一定期間で除却されるもので、次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 高さが 2m を超えるもの</p> <p>イ アに該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 m<sup>2</sup> を超えるもの</p> <p>なお、次のウからカに掲げるものについては法の規制対象とはならない</p> <p>ウ 試験、検査等のための試料の堆積</p> <p>エ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積</p> <p>オ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの</p> <p>カ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積</p> <p>ただし、土石に該当する商品及びその原材料は規制対象となる</p> <p>（法第 2 条第 4 号、政令第 4 条、技術的助言）</p>
土砂	<p>次のアからオまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）</p> <p>イ 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの</p> <p>ウ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの</p> <p>エ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合したもの</p> <p>オ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの</p> <p>（技術的助言）</p>

図 1.2.3 用語の定義 その3

用語	定義
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの (技術的助言)
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物 (技術的助言)
地表面	地表面及び法第2条第1号に規定する農地等における植物の生育が確保される部分の地表面
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のもの (政令第1条)
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われた場合に、人家等に危害を及ぼしうるエリアとして都道府県知事等が指定した区域 (法第10条)
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われた場合に、人家等に危害を及ぼしうるエリアとして都道府県知事等が指定した区域 (法第26条)
平地盛土	勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土	勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土
大規模盛土造成地	既に行われた盛土のうち、次のア又はイのいずれかの要件を満たす盛土造成地を指す。農地、森林等宅地としての土地利用が行われていない土地は含まない ア 谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が3,000m <sup>2</sup> 以上のもの イ 腹付け型大規模盛土造成地：原地盤面の勾配が20度以上かつ盛土の高さが5m以上のもの
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め (法第13条第1項、政令第6条)
工事着手	工事現場において最初に行われる土地の形質の変更、又は土石の堆積の開始時点
災害	崖崩れ又は土砂の流出によるもの (法第2条第5号)
設計	その者の責任において、設計図書(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。)を作成すること (法第2条第6号)
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者 (法第2条第7号)
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者 (法第2条第8号)
造成宅地	宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地 (法第2条第9号)
中核市	地方自治法第252条の22第1項の規定により同政令で指定された地域 ※青森県内では青森市及び八戸市が該当する

## 1.3 規制区域

### 宅地造成等工事規制区域（法 第十条）

都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となる土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

### 特定盛土等規制区域（法 第二十六条）

都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

青森市では、市内全域が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域のいずれかの区域に指定されています。規制区域の詳細は青森市 HP をご確認ください。

青森市 HP : <https://www.city.aomori.aomori.jp/shisei/machizukuri/1005842/1005935/1005936/1005943.html>

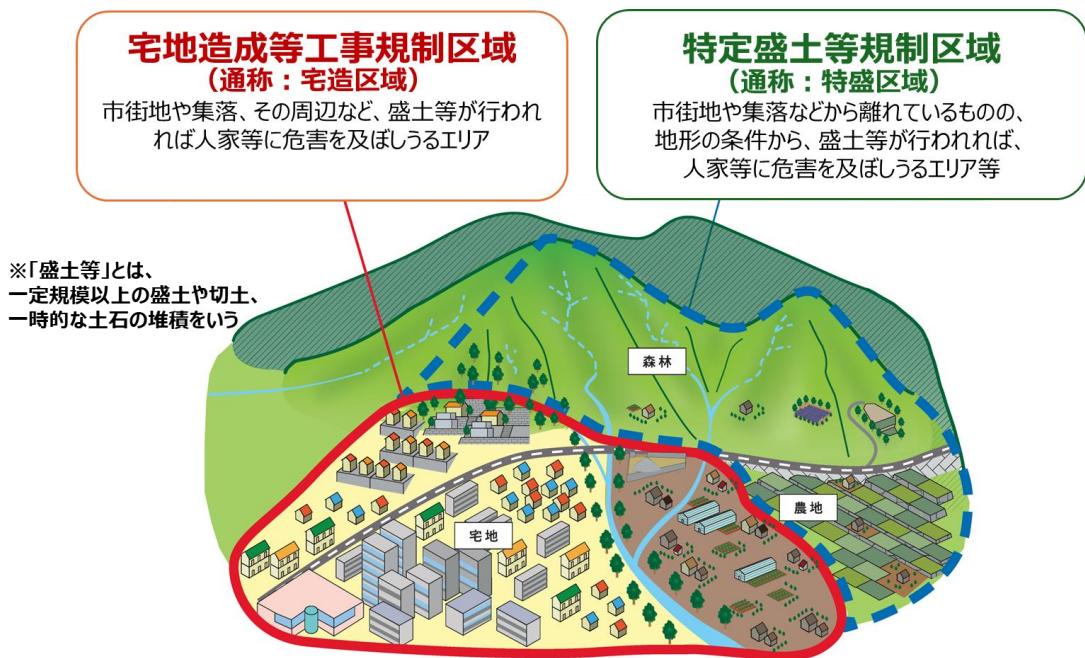


図 1.3.1 盛土規制法で指定される規制区域

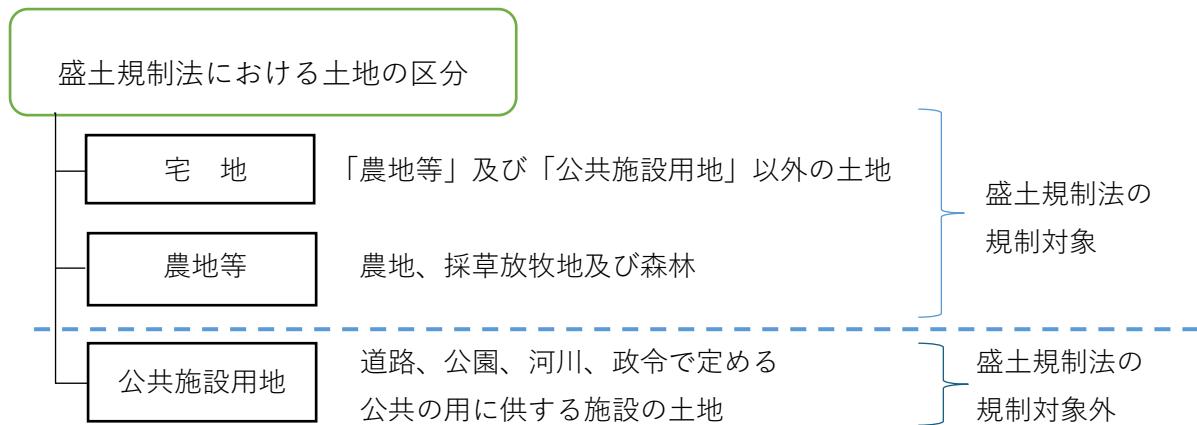


図 1.3.2 盛土規制法における土地の区分と規制の有無

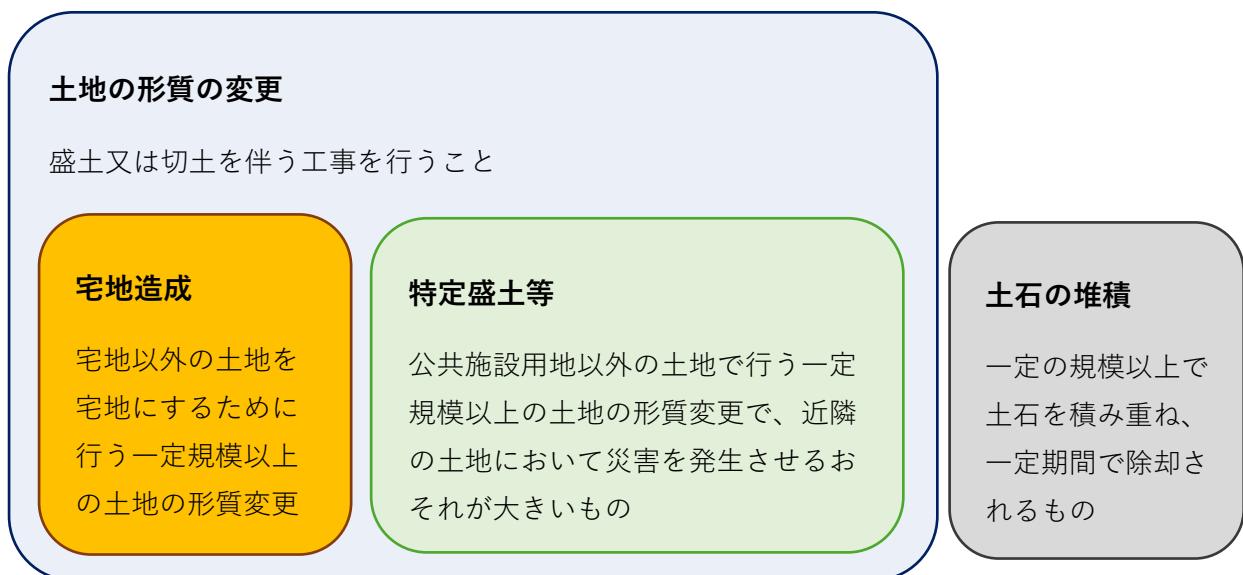


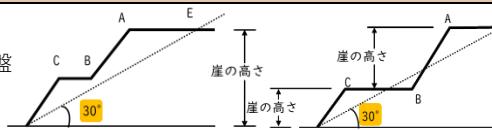
図 1.3.3 「土地の形質の変更」概念図

表 1.3.1 許可又は届出が必要となる工事の規模

	宅地造成等工事規制区域 許可	届出 特定盛土等規制区域 許可
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖 <sup>※1</sup> を生ずるもの	
	②切土で高さが <b>2m超</b> の崖 を生ずるもの	
	③盛土と切土を同時に 行い高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの (①,②を除く)	
	④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの (①,③を除く)	
	⑤盛土又は切土をする 土地の面積 <sup>※2</sup> が <b>500 m<sup>2</sup>超</b> となるもの (①～④を除く)	
土石の堆積 <sup>※3</sup>	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ 面積が <b>300 m<sup>2</sup>超</b> となるもの	
	⑦最大時に堆積する 面積が <b>500 m<sup>2</sup>超</b> となるもの	

※1「崖」とは ( 1.7.2 (1) )

地表面が水平面に対し **30度**を  
超える角度をなす土地で、硬岩盤  
(風化の著しいものを除く)  
以外を指す。



※2「面積」とは ( 1.7.2 (3) )

現地盤から高さ  
(厚さ) **30cm**を  
超える工事  
面積の合計を指す。  
[土地の形質変更・土石の堆積・現地盤]

※3「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（許可日を起点に 5 年以内）で除却されるものを指す。

## 1.4 許可権者

青森市における工事については、青森市長に許可の権限があります。

## 1.5 許可等担当課

許可等担当課は、青森市都市整備部建築指導課になります。

住 所：青森市中央一丁目 22-5 本庁舎 3 階

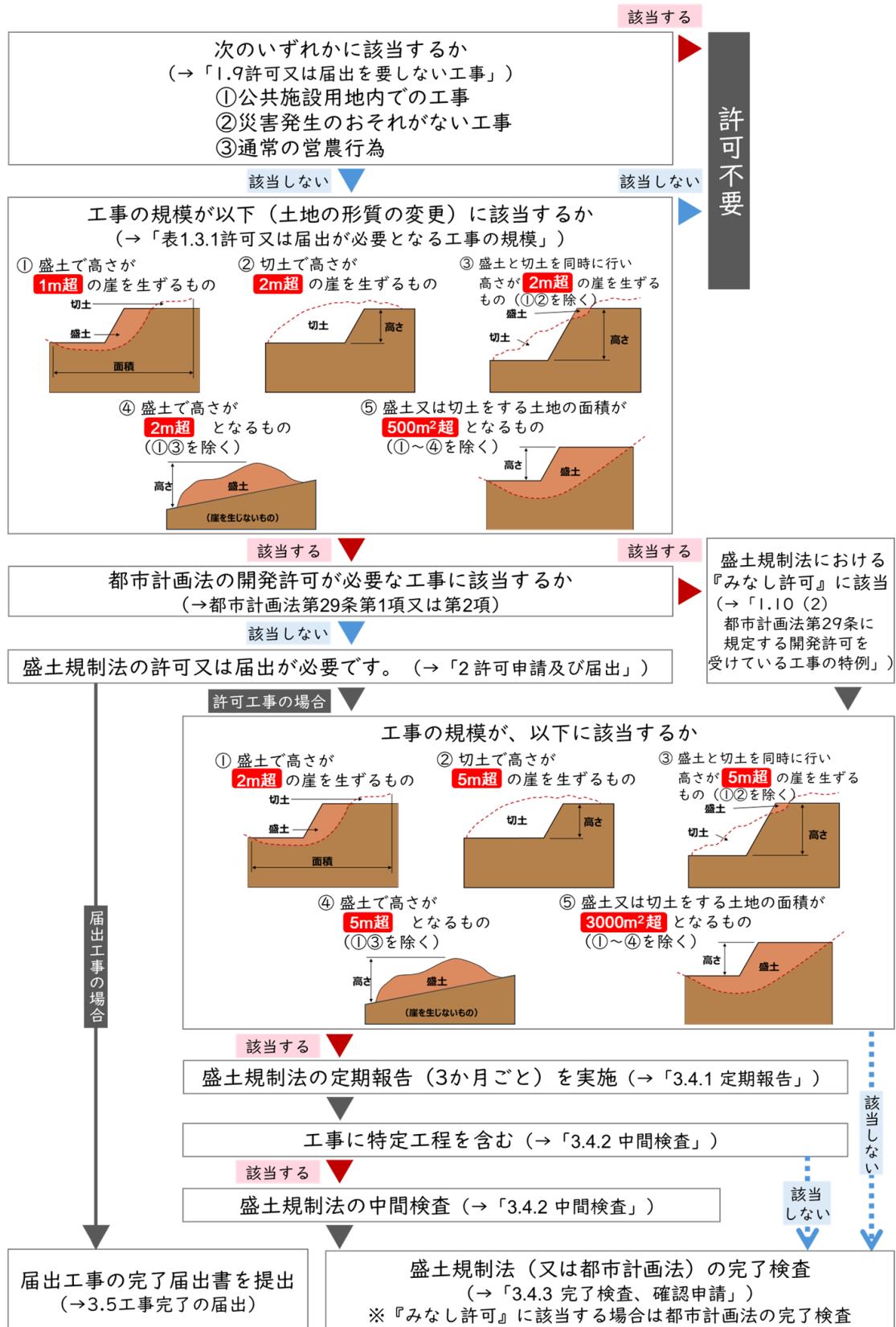
電話番号：017-752-8295

FAX : 017-752-9015

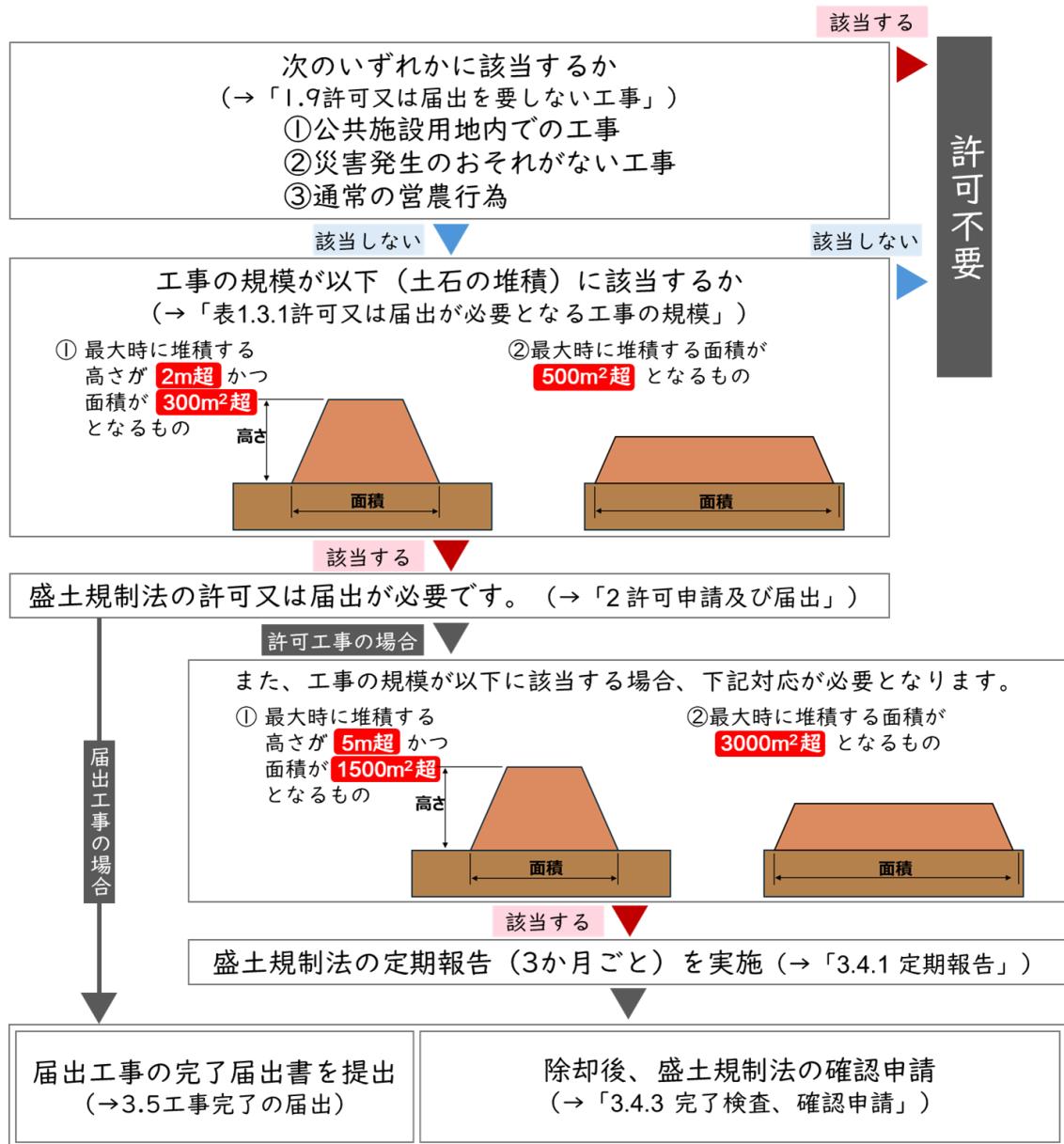
E-mail : [kenchiku-shido@city.aomori.aomori.jp](mailto:kenchiku-shido@city.aomori.aomori.jp)

## 1.6 手続要否判定フロー

### 1.6.1 土地の形質の変更の場合



## 1.6.2 土石の堆積の場合



## 1.7 許可を要する工事

### 1.7.1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可

#### 法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 35 条第 1 項

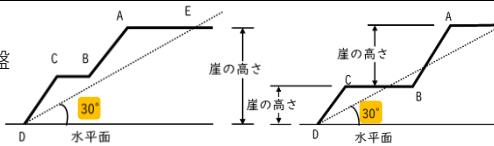
各規制区域内で行われる盛土等に関する工事で、一定の規模以上の工事については、当該工事の着手前に許可権者の許可を受ける必要があります。許可を要する工事は、表 1.7.1 に示すとおりです。

表 1.7.1 許可が必要となる工事の規模

	宅地造成等工事規制区域 許可	特定盛土等規制区域 許可
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが <b>1m 超</b> の崖 <sup>※1</sup> を生ずるもの	①盛土で高さが <b>2m 超</b> の崖 <sup>※1</sup> を生ずるもの
	②切土で高さが <b>2m 超</b> の崖 を生ずるもの	②切土で高さが <b>5m 超</b> の崖 を生ずるもの
	③盛土と切土を同時に高さが <b>2m 超</b> の崖 を生ずるもの (①,②を除く)	③盛土と切土を同時に高さが <b>5m 超</b> の崖を生ずるもの (①,②を除く)
	④盛土で高さが <b>2m 超</b> となるもの (①,③を除く)	④盛土で高さが <b>5m 超</b> となるもの (①,③を除く)
	⑤盛土又は切土をする土地の面積 <sup>※2</sup> が <b>500 m<sup>2</sup>超</b> となるもの (①～④を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積 <sup>※2</sup> が <b>3,000 m<sup>2</sup>超</b> となるもの (①～④を除く)
土石の堆積 <sup>※3</sup>	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m 超</b> かつ面積が <b>300 m<sup>2</sup>超</b> となるもの	⑥最大時に堆積する高さが <b>5m 超</b> かつ面積が <b>1,500 m<sup>2</sup>超</b> となるもの
	⑦最大時に堆積する面積が <b>500 m<sup>2</sup>超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>3,000 m<sup>2</sup>超</b> となるもの

#### ※1「崖」とは ( 1.7.2 (1) )

地表面が水平面に対し **30 度** を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外を指す。



#### ※2「面積」とは ( 1.7.2 (3) )

現地盤から高さ (厚さ) **30cm** を超える工事  
面積の合計を指す。  
土地の形質変更・土石の堆積 現地盤

※3「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（許可日を起点に 5 年以内）で除却されるものを指す。

## 1.7.2 許可対象行為の考え方

### (1) 崖の考え方

「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度を成す土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。「崖面」とはその地表面をいいます。

崖の範囲として、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖の下端を含み、水平面に対して 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなします。（図 1.7.1 の B の位置が 30 度の角度の面（DE）よりも上側にあれば、一体の崖とみなします。B の位置が DE よりも下側になる場合は、2 つの崖として扱います。）

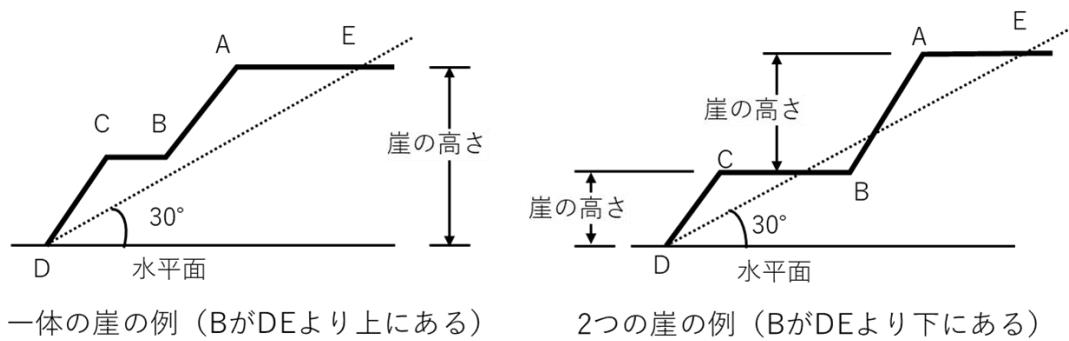


図 1.7.1 崖の考え方

### (2) 盛土又は切土の高さの算定方法

盛土の高さは、盛土の最下端と最上端の**標高差**となります。

切土の高さは、切土の最下端と最上端の**標高差**となります。

※擁壁等を設置する場合は、基礎となる地下の部分は高さの範囲に含まれません。

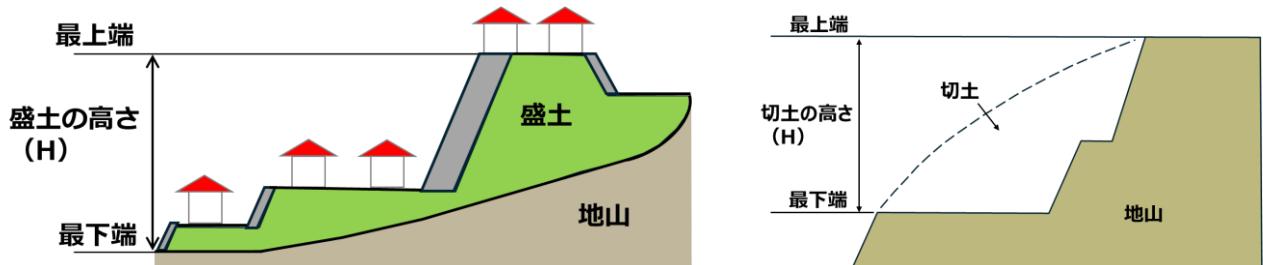


図 1.7.2 高さの算定方法

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より一部加筆

### (3) 面積の算定方法

許可対象規模に対する盛土等（土地の形質変更又は土石の堆積）の面積の算定方法については、次のとおりです。

#### A: 許可の要否を判断する面積

現地盤から高さ（厚さ）30cmを超える盛土等を行う面積

の合計 ※すべての算出面積は水平投影面積としてください。

#### B: 造成する面積（=手数料の面積）

盛土等を行う面積の合計

※擁壁・矢板等が一体で施行されている場合は、それらを含む面積の合計とします。

#### C: 土地の面積

盛土等を行わない面積を含む開発を実施する全体の面積

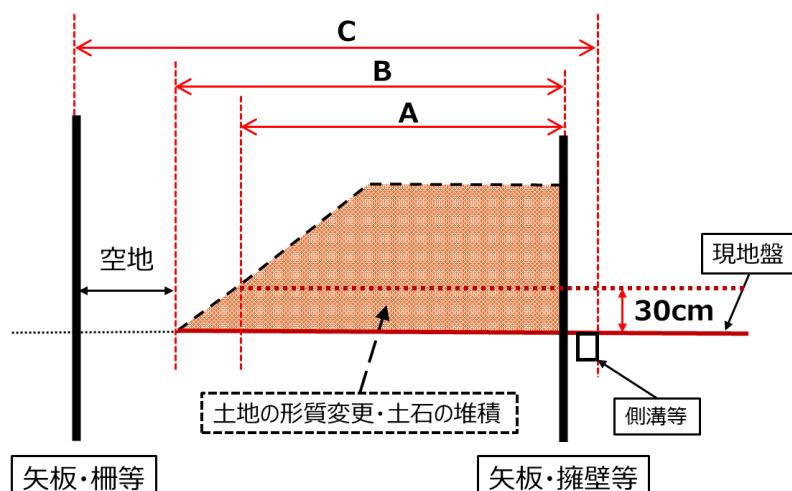


図 1.7.3 面積の算定方法

※なお、建築物等や工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻し分については、規制の対象に含めません。詳細は後述の「1.9 許可又は届出を要しない工事」をご参照ください。

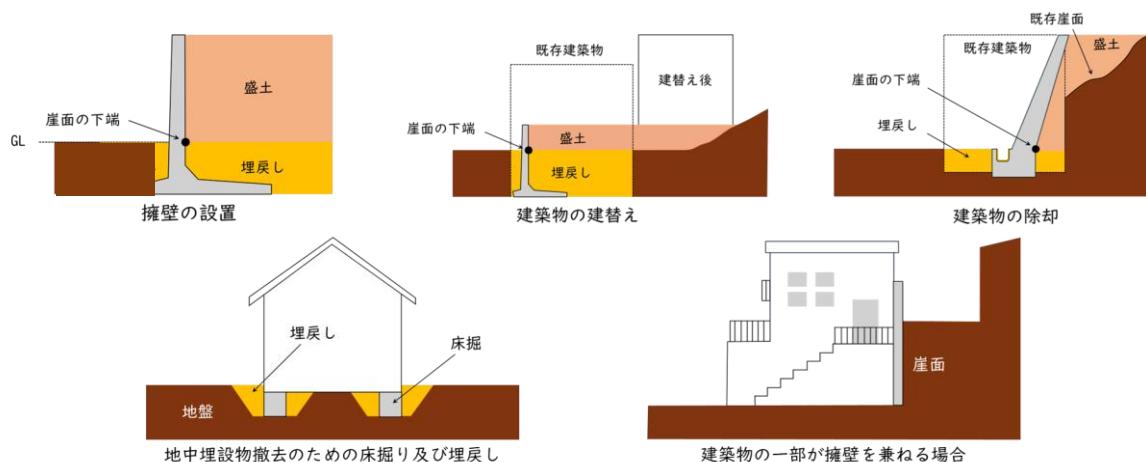


図 1.7.4 建築物等の工作物を建築・築造に伴う掘削及び埋戻しの例

#### (4) 盛土等の一体性の判断

盛土等が一体であるかは、次の事項を踏まえ総合的に判断されます。

- ・**事業者の同一性**：事業者が実質的に一体と認められる場合
- ・**物理的同一性**：
  - ①複数の盛土等が「隣接」し、外形上一体の盛土等を形成する場合
  - ②複数の盛土等が「近接」し、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ又は他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれのある場合
  - ③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり、「一体不可分」となる場合
- ・**機能的同一性**：事業的、計画的に行われる等、同じ目的で複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関係している場合
- ・**時期的近接性**：盛土等が行われた時期が近い場合

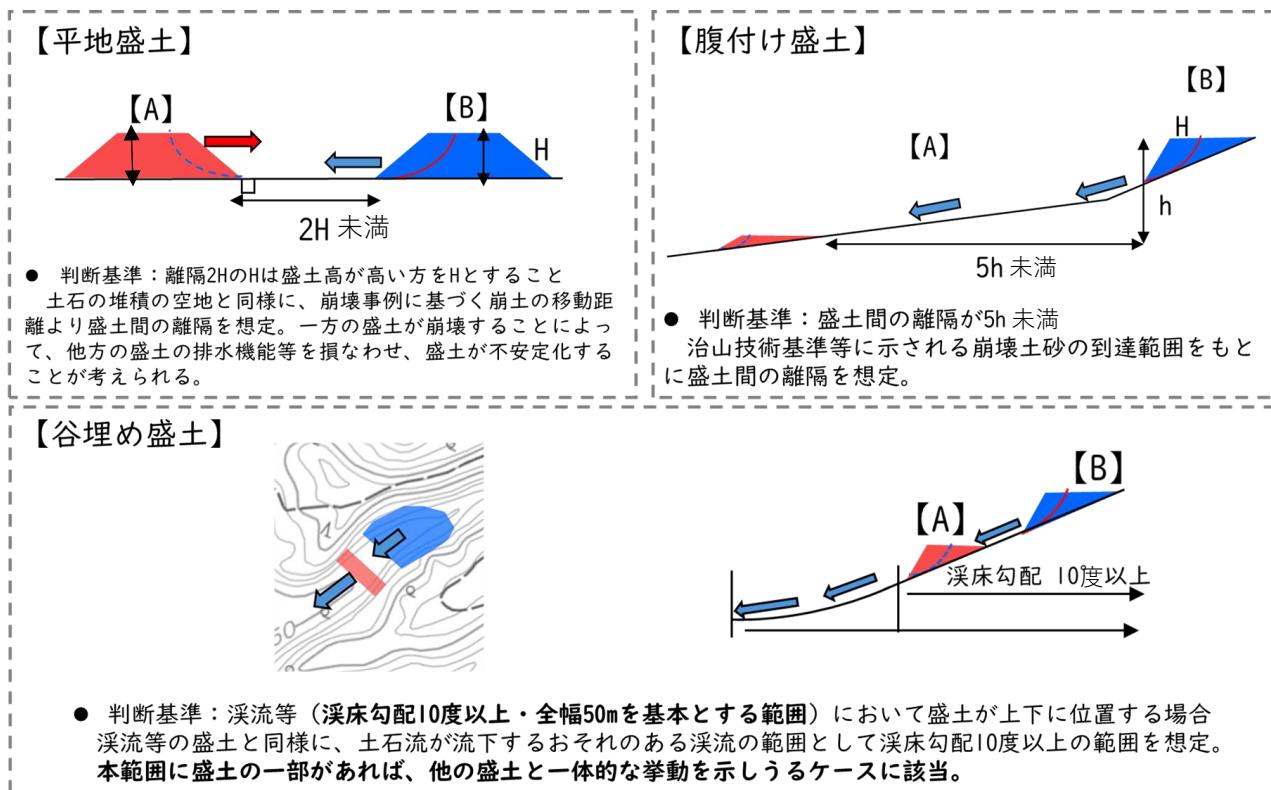


図 1.7.5 物理的同一性の「近接」に該当し得るケース

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より一部加筆

「事業者の同一性」が認められ、かつ  
「物理的一体性」も認められる場合

「事業者の同一性」が認められない場合であっても、  
複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、  
一体不可分の盛土等が形成された場合

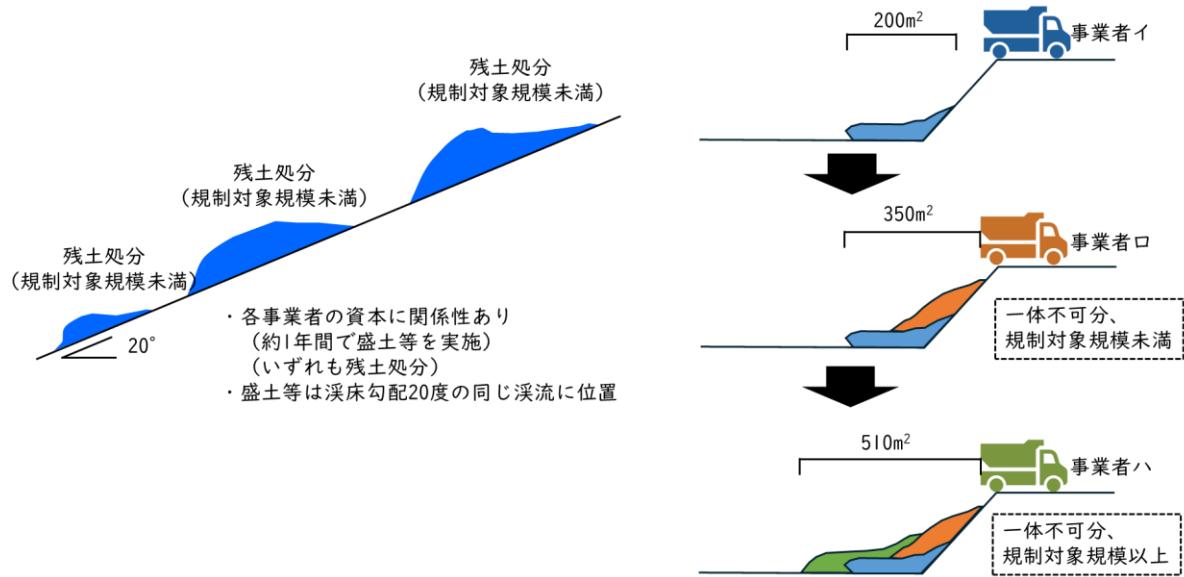


図 1.7.6 一体の盛土等と認められる場合の例

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より

## (5) 盛土等を行う土地が複数の区域にまたがる場合

盛土等の工事を行う土地が複数の区域（規制区域又は自治体）にかかる場合は次のように考えます。

### 1) 盛土等を行う土地が**宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがる場合**

指定した区域に対して空白・希薄が生じない規制とするために、一体的に規制すべき盛土等が行われる土地について、規制対象規模の小さい宅地造成等工事規制区域の申請から順に、各規制区域の規制要件に照らし合わせて許可等の要否を判断していきます。複数の規制区域にまたがる盛土等の手続きにおける判断基準を表 1.7.2 と図 1.7.7 に示します。

表 1.7.2 複数の規制区域にまたがる盛土等の手続きにおける判断基準

判断基準	盛土を行う土地 A	盛土を行う土地 B	手続対象
	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	
①	すべてが宅造区域内・許可対象規模	該当なし	法第 12 条 許可要件
	許可対象規模	許可／届出規模未満	
		届出対象規模	
		許可対象規模	
②	許可対象規模未満	届出対象規模 かつ A + B 全体だと許可対象規模	法第 30 条 許可要件
		許可対象規模	
	該当なし	すべてが特盛区域内・許可対象規模	
③	許可対象規模未満	許可／届出規模未満 かつ A + B 全体だと許可対象規模	法第 27 条 届出要件
		届出対象規模	
	該当なし		
④	許可対象規模未満	該当なし	手続不要
		A + B 全体でも許可対象規模未満	
	該当なし		

※ 判断基準①～③については次ページ 図 1.7.7 参照のこと

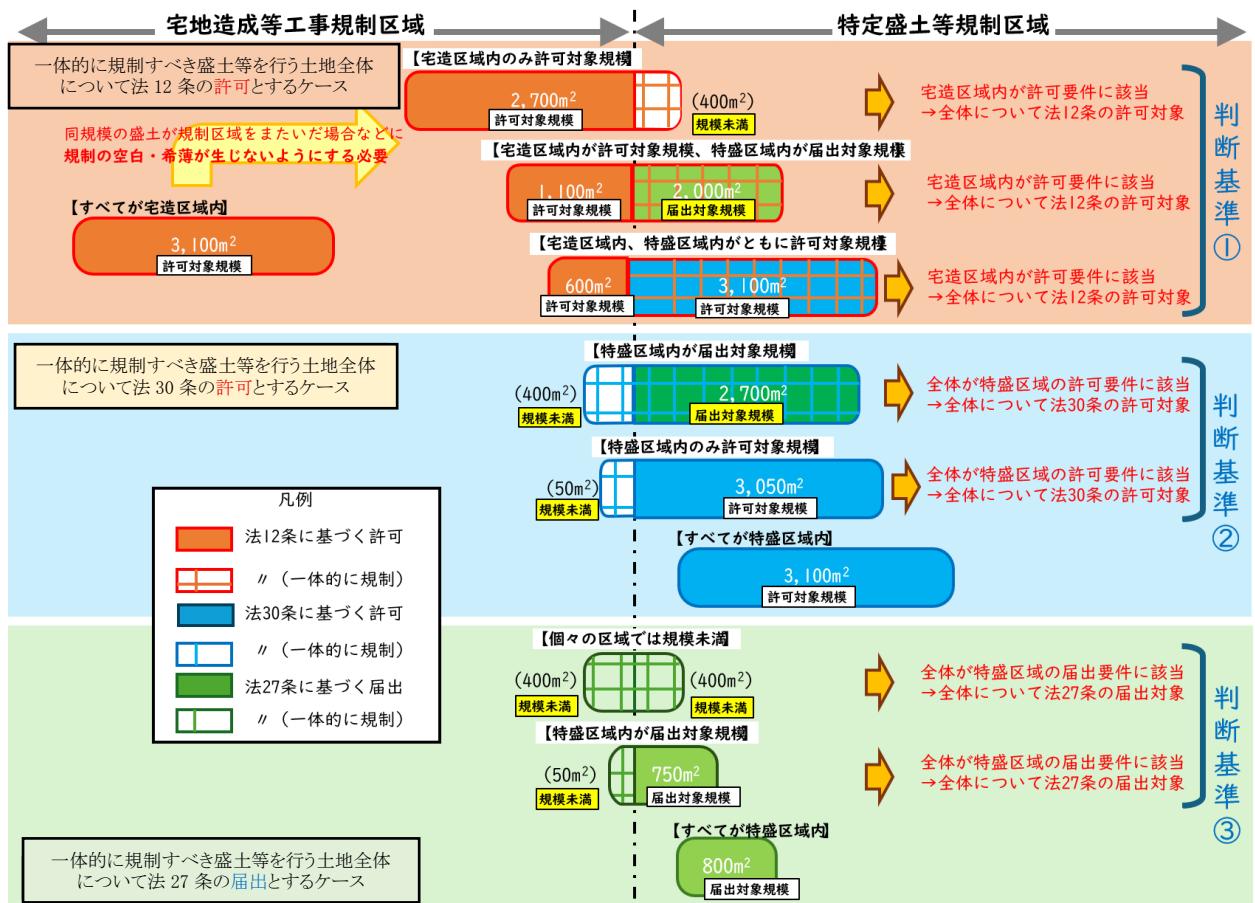


図 1.7.7 盛土等を行う土地が複数の区域にまたがる盛土等の手続きにおける判断手順

## 2) 工事を行う土地が異なる許可権者の区域にまたがる場合

異なる許可権者（青森県）の区域にまたがる一体的に規制すべき盛土等が行われる場合において、他の許可権者に許可申請又は届出を行った場合でも、指定した区域に対して空白・希薄が生じない規制とするために、青森市長にも許可申請又は届出を行う必要があります。

※それぞれの区域で宅地造成等工事規制区域が許可未満かつ、特定盛土等規制区域が届出未満の面積となる場合（判断基準③中段）は対象区域の各許可権者にご相談ください。

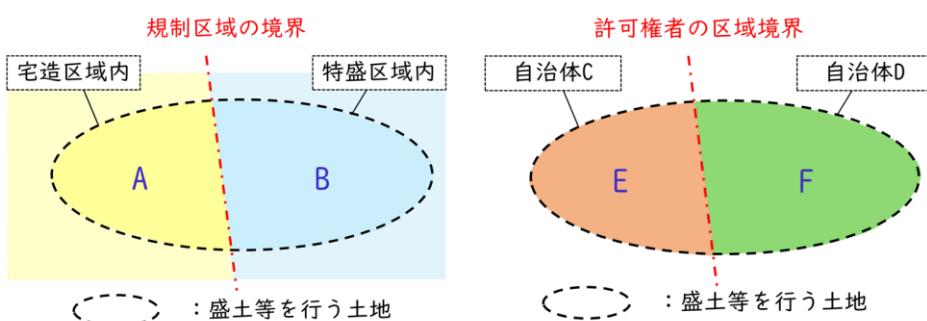


図 1.7.8 工事を行う土地が複数の区域にまたがる例

## 1.8 届出を要する工事

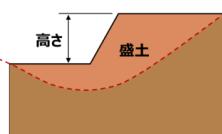
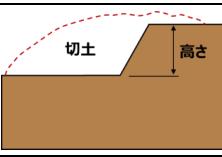
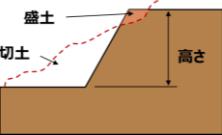
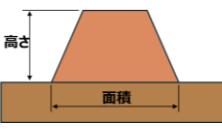
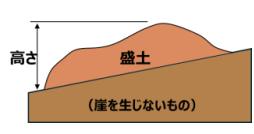
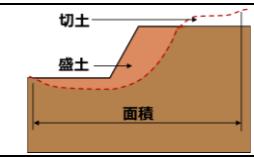
### 1.8.1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出

#### 法第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項

特定盛土等規制区域内において行われる盛土等の工事のうち、一定の規模の工事については、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する 30 日前までに許可権者に届け出る必要があります。ただし、特定盛土等規制区域内における工事であっても、前述の「1.3 許可を要する工事」に示す許可を要する規模の工事については、届出ではなく許可を要します。

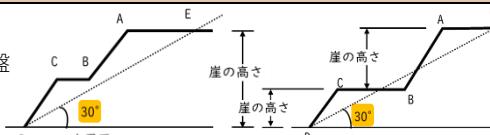
届出が必要な工事は、表 1.8.1 に示すとおりです。

表 1.8.1 届出が必要となる特定盛土等規制区域における工事の規模

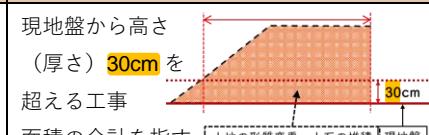
届出		特定盛土等規制区域
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m 超 の崖 <sup>※1</sup> を生ずるもの	 <p>高さ 盛土</p>
	②切土で高さが 2m 超 の崖 を生ずるもの	 <p>切土 高さ</p>
	③盛土と切土を同時に 行い 高さが 2m 超 の崖を生ずるもの (①,②を除く)	 <p>盛土 切土 高さ</p>
土石の堆積 <sup>※3</sup>	⑥最大時に堆積する 高さが 2m 超 かつ 面積が 300 m <sup>2</sup> 超 となるもの	 <p>高さ 面積</p>
	④盛土で高さが 2m 超 となるもの (①,③を除く)	 <p>高さ 盛土 (崖を生じないもの)</p>
	⑤盛土又は切土をする 土地の面積 <sup>※2</sup> が 500 m <sup>2</sup> 超 となるもの (①～④を除く)	 <p>切土 盛土 面積</p>
	⑦最大時に堆積する 面積が 500 m <sup>3</sup> 超 となるもの	 <p>面積</p>

#### ※1 「崖」とは ( 1.7.2 (1) )

地表面が水平面に対し 30 度を  
超える角度をなす土地で、硬岩盤  
(風化の著しいものを除く)  
以外を指す。



#### ※2 「面積」とは ( 1.7.2 (3) )



※3 「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（許可日を起点に 5 年以内）で除却されるものを指す。

## 1.8.2擁壁等の除却工事の届出

### 法第21条第3項、第40条第3項、政令第26条第1項、第34条

次のいずれかの施設の全部又は一部の除却工事を行う場合は、その工事の着手日の14日前までに許可権者に届け出る必要があります。ただし、盛土規制法の許可（変更許可及び軽微な変更の届出を含む）を受けている場合は、届出不要です。

許可不要の工事につきましては「1.9 許可又は届出を要しない工事」をご参照ください。

- ・高さが2mを超える擁壁
- ・高さが2mを超える崖面崩壊防止施設
- ・地表水等を排除するための排水施設
- ・地滑り抑止ぐい等

## 1.8.3公共施設用地の転用の届出

### 法第21条第4項、第40条第4項

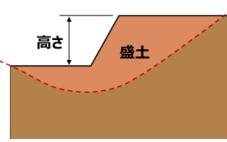
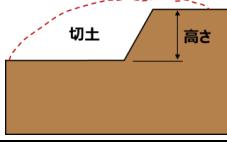
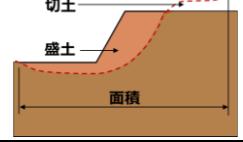
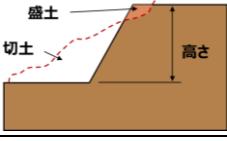
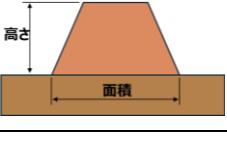
公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、その転用した日から14日以内に許可権者に届け出る必要があります。ただし、盛土規制法の許可（変更許可及び軽微な変更の届出を含む）を受けている場合は、届出不要です。

## 1.8.4 規制開始時点で既に行われている工事の届出

### 法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項

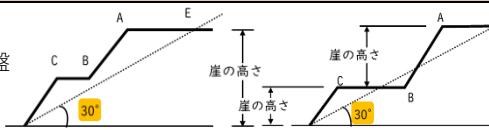
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている盛土等に関する工事の工事主は、その指定があった日から **21 日以内（令和 8 年 4 月 1 日から 4 月 22 日まで）** に許可権者に届け出る必要があります。届出が必要な工事の規模を表 1.8.2 に、規制区域前から行われている盛土等の判断方法を図 1.8.1 に示します。

表 1.8.2 既に行われている工事で届出が必要な工事の規模

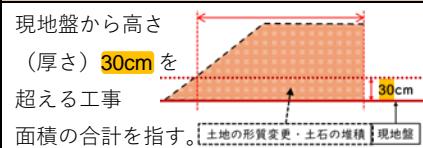
届出		届出が必要な工事の規模	
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが <b>1m 超</b> の崖 <sup>※1</sup> を生ずるもの		④盛土で高さが <b>2m 超</b> となるもの (①,③を除く) 
	②切土で高さが <b>2m 超</b> の崖 を生ずるもの		⑤盛土又は切土をする 土地の面積 <sup>※2</sup> が <b>500 m² 超</b> となるもの (①～④を除く) 
	③盛土と切土を同時にを行い 高さが <b>2m 超</b> の崖 を生ずるもの (①,②を除く)		
土石の堆積 <sup>※3</sup>	⑥最大時に堆積する 高さが <b>2m 超</b> かつ 面積が <b>300 m² 超</b> となるもの		⑦最大時に堆積する 面積が <b>500 m² 超</b> となるもの 

※1 「崖」とは（1.7.2（1））

地表面が水平面に対し **30 度** を  
超える角度をなす土地で、硬岩盤  
(風化の著しいものを除く)  
以外を指す。



※2 「面積」とは（1.7.2（3））



※3 「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（許可日を起点に 5 年以内）で除却されるものを指す。

- 開発許可、林地開発許可など他法令の許可を受けた工事についても盛土規制法の届出が必要です。（他法令の許可を受けた工事であって、令和 8 年 4 月 1 日時点で未着手の工事は、工事着手前に盛土規制法の許可が必要になる場合があります。）
- 届出の内容が当初から変更されたことにより **届出の規模を超えた場合** は、法第 12 条及び第 30 条に基づく **許可** や、再度、法第 27 条に基づく **届出** が必要となる場合があります。
- 土地所有者等は、届出対象の盛土等に係る土地を常時安全な状態に維持する責務を有しますので、災害のおそれが大きいと認められる危険な場合には、改善命令の対象となります。

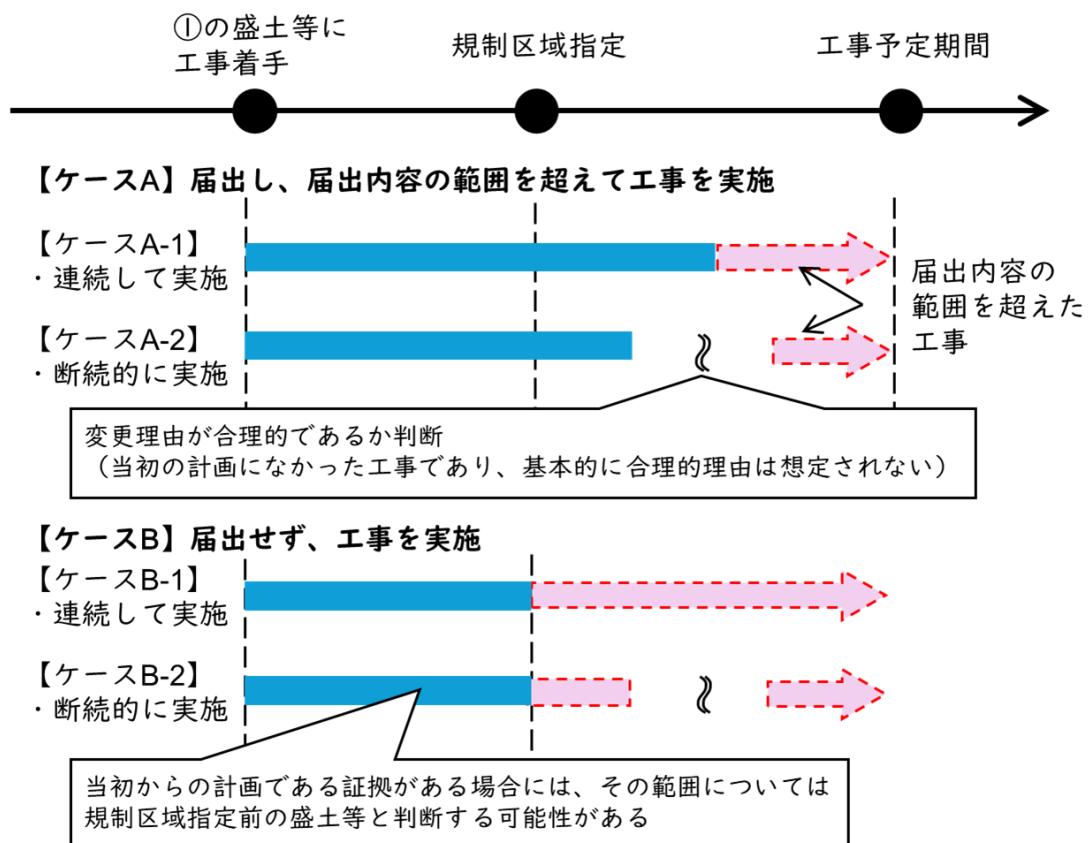


図 1.8.1 規制区域指定前から行われている盛土等の判断方法

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より

## 1.9 許可又は届出を要しない工事

許可又は届出の対象となる規模の工事であっても、その工事に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事や他の法令等により確認が行われる工事については、盛土規制法の規制対象とならず、許可等が不要となります。許可等を要しない工事は、表 1.9.1 及び表 1.9.2 に示すとおりです。

なお、公共施設に係る工事で発生した残土やその工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土を行う工事は、盛土規制法の対象となることに留意してください。

表 1.9.1 許可又は届出を要しない工事 その 1

区分	法令	具体的な内容
公共施設用地	法 第 2 条第 1 号	道路 <sup>*1</sup> 、公園 <sup>*2</sup> 、河川
	政令 第 2 条	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設
	省令 第 1 条第 1 項	雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設
	省令 第 1 条第 2 項	<u>国又は地方公共団体が管理する</u> 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雜用水施設、水産飲雜用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事	法 第 12 条第 1 項ただし書	
	法 第 27 条第 1 項ただし書	
	法 第 30 条第 1 項ただし書	
	政令 第 5 条第 1 号	鉱山保安法に基づく鉱物の採取 (鉱業上使用する特定施設の設置の工事等)
	政令 第 5 条第 2 号	鉱業法に基づく鉱物の採取 (許可を受けた施業案の実施に係る工事)
	政令 第 5 条第 3 号	採石法に基づく岩石の採取 (許可を受けた採取計画に係る工事)
	政令 第 5 条第 4 号	砂利採取法に基づく砂利の採取 (許可を受けた採取計画に係る工事)
	政令 第 5 条第 5 号	
	省令 第 8 条第 1 号	土地改良法に基づく土地改良事業 (農業用用水排水施設の新設等) 等
	省令 第 8 条第 2 号	火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	省令 第 8 条第 3 号	家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
	省令 第 8 条第 4 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
	省令 第 8 条第 5 号	土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の排出又は処理等
	省令 第 8 条第 6 号	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壤の保管又は処分

表 1.9.2 許可又は届出を要しない工事 その 2

分 区	法令	具体的な内容
災害の発生するおそれがないと認められる工事	法 第 12 条第 1 項ただし書	
	法 第 27 条第 1 項ただし書	
	法 第 30 条第 1 項ただし書	
	政令 第 5 条第 5 号	
	省令 第 8 条第 7 号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事（参考：図 1.9.1）
	省令 第 8 条第 8 号	国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
その他	省令 第 8 条第 9 号	高さ 2m 以下の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えないものを行う工事（参考：図 1.9.2）
	省令 第 8 条第 10 号	次に掲げる土石の堆積に関する工事（参考：図 1.9.3） イ 土石の堆積を行う土地の面積が 300m <sup>2</sup> を超えないもの ロ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm を超えないもの ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積 <sup>※3</sup> であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場 <sup>※4</sup> 又はその付近 <sup>※5</sup> <sup>※6</sup> に堆積するもの（参考：図 1.9.4）
その他	盛土規制法の施行に当たっての留意事項について (技術的助言)	農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為 <sup>※7</sup> （通常の生産活動並びに場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充、暗きよ排水の新設及び改修等） (参考：図 1.9.5, 図 1.9.6, 図 1.9.7)

- ※1 国又は地方公共団体が管理又は監督する道路については公共施設用地となり、規制対象外となる。一方、農道や里道（法定外公共物）は、道路法上の道路と異なり公的機関が指定・認定する仕組みがないことから、通常は規制対象となる。なお、省令 8 条 1 号に規定する土地改良事業等により整備される農道については、許可不要となる。
- ※2 公園は都市公園法による公園、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条第 1 項及び第 2 項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。
- ※3 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。
- ※4 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施行計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については工事の現場として取り扱う。
- ※5 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。
- ※6 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制などを記した看板の掲示を行うこと。
- ※7 農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会の意見を聞く等により地域の実情や実態を踏まえて判断を行う。

次の各工事は、面積の規模に関わらず許可不要となります。

➤ 災害の発生するおそれがないと認められる工事（1）

○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事については、森林所有者等に遵守義務を課している市町村森林整備計画において、作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知、令和 5 年 3 月 31 日改正）や主伐時における伐採・搬出指針（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知、令和 5 年 3 月 31 日改正）に即して森林作業道や土場等が作設されることを前提としているため、許可不要としています。

資料 II-22 路網整備における路網区分及び役割



図 1.9.1 作業路網の区分及び役割（出典：林野庁）

○国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

「非常災害のために必要な応急措置として行う工事」とは、一般的に、非常災害後の当面の被害拡大の抑止や機能維持に必要な行為である応急工事と解されるため、応急仮工事は許可や届出を要しません。

ただし、恒久的な使用が想定される盛土等までを許可不要と扱うことは難しいことから、本復旧工事については、当該趣旨を踏まえ許可担当課にご相談ください。

なお、災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、本法の土地の形質の変更に該当しないため規制対象とはなりません。

次の各工事は、許可不要となります。

➤ 災害の発生するおそれがないと認められる工事 (2)

○高さ 2m 以下かつ盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えないもの (面積不問)

高さ：盛土の最下端と最上端の標高差（最大高低差）

前後の地盤面の標高の差：同一位置における地盤と盛土等の鉛直方向の標高差  
(盛土の厚さ)

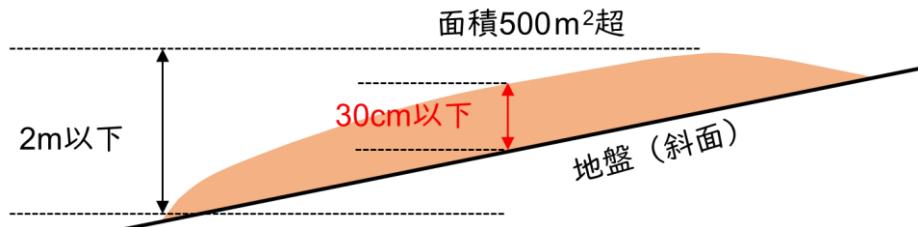


図 1.9.2 災害発生のおそれがないと認められる工事の例

○土石の堆積を行う土地の面積が 300m<sup>3</sup> を超えないもの

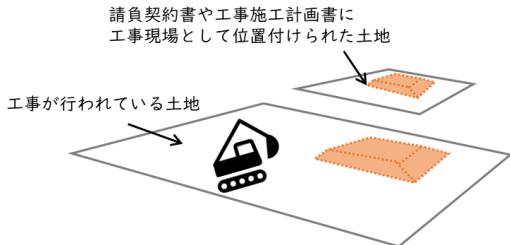
○土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm を超えないもの

○工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は発生した土石を当該工事の現場又は現場の付近に堆積するもの

◆工事の現場

工事が行われている土地を指す。

なお、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地を含む。



◆工事の現場の付近

本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地を指す。

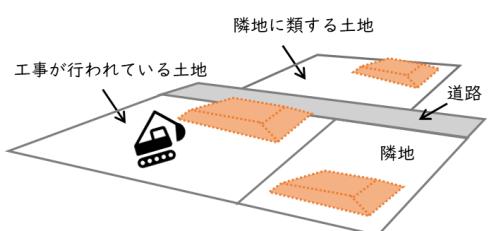


図 1.9.3 工事の現場の考え方

次の各工事は、面積の規模に関わらず許可不要となります。

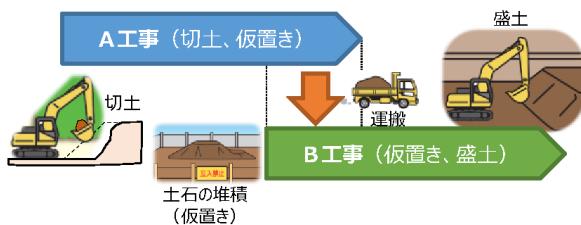
➤ 災害の発生するおそれがないと認められる工事（3）

○工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又は現場の付近に堆積するもの

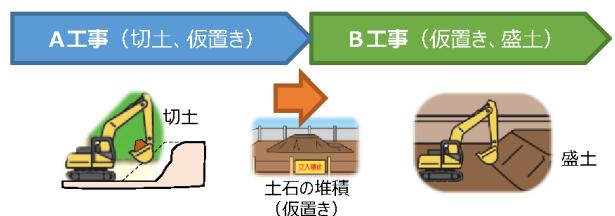
本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とします。

この「やむを得ず」とは、予期しない工事の計画変更や流用先の工事との関係等により土石の堆積を継続する理由が生じたものを想定です。

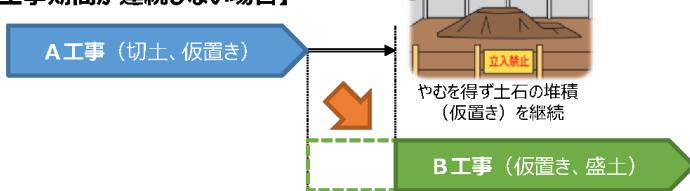
【工事期間が重複する場合】



【工事期間が連続する場合】



【工事期間が連続しない場合】



※やむを得ず土石の堆積（仮置き）を継続  
(予期しないB工事の計画変更)  
(相当な期間を空けずにB工事を開始)  
(B工事における土石の活用が明らか) など

14

図 1.9.4 工事の施行に付随する土石の堆積のイメージ（出典：国土交通省）

次の各行為は、法の対象外のため、**許可不要**となります。

➤ 災害の発生するおそれがないと認められる工事 (4)

○グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等

○主に土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において、原材料となる土石を堆積するもの

○農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

例：耕起、代かき、整地、畠立て、けい畔の新設・補修・除去、土壤改良材（基肥、たい肥等）

の投入、表土の補充（※1）、表土の入れ替え（※2）、農業用暗きよ排水の新設・改修、樹園地における樹木の改植、盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（伐根、整地等）

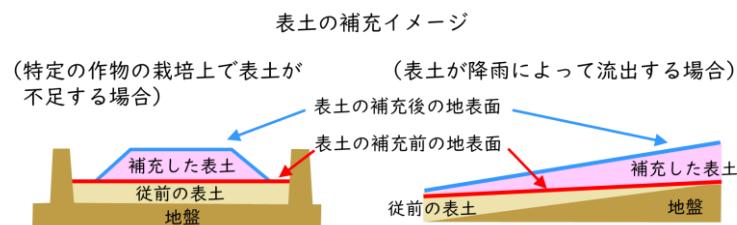


図 1.9.5 表土の補充のイメージ ※1

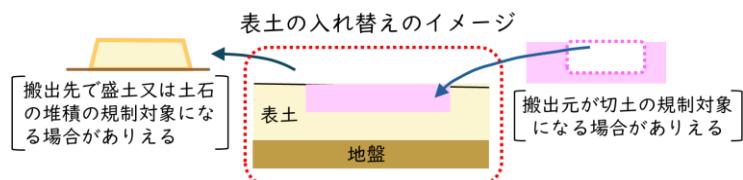


図 1.9.6 表土の入れ替えのイメージ ※2

※工事の規模によっては、ほ場の大区画化や盛土を伴う田畠転換などは、土地の形質の変更に該当し、通常の営農行為に当たらず、規制対象になる可能性があります。

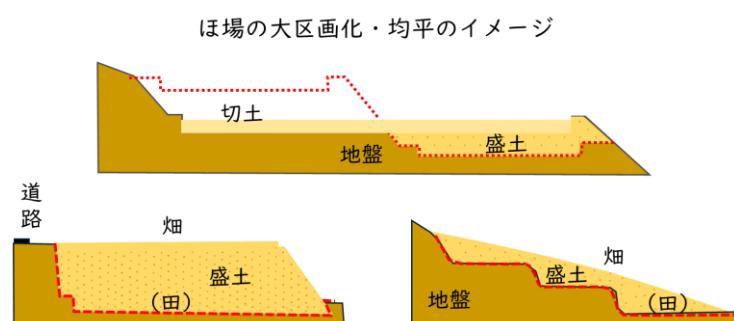


図 1.9.7 (工事の規模により規制対象になりうる)

通常の営農行為に当たらない行為のイメージ

次の各工事は、面積の規模に関わらず許可不要となります。

- #### ▶ 災害の発生するおそれがないと認められる工事 (5)

○窪地を四方の高さに合わせてかさ上げするもの

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げを行い**平坦にする**場合や、この**平坦な面を**

基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象になりません。

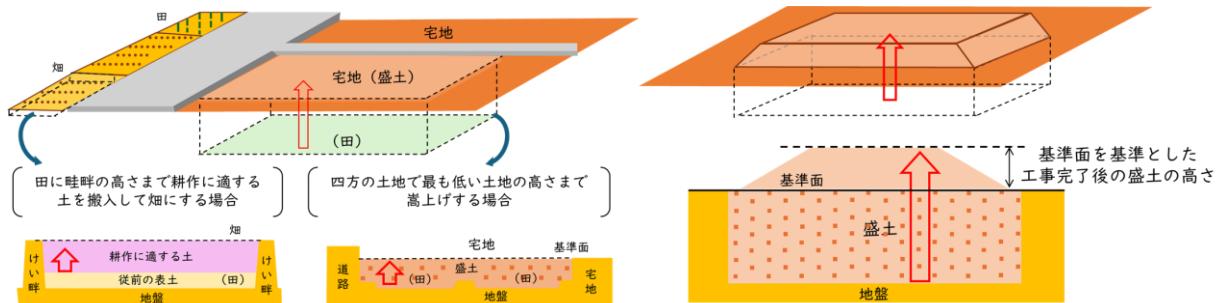


図 1.9.8 窪地を四方の高さに合わせてかさ上げする場合のイメージ

※工事の規模によっては、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になります。

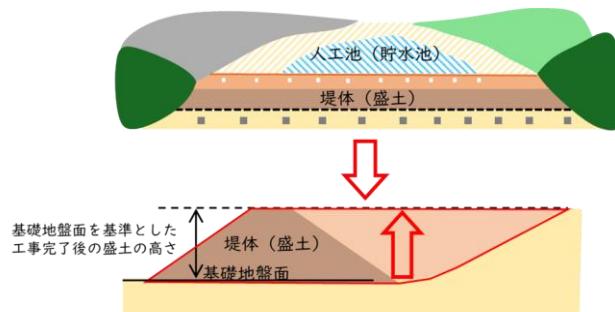


図 1.9.9 (工事の規模により規制対象となりうる)

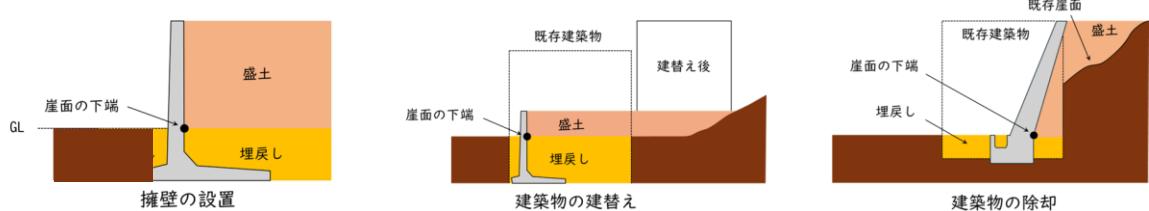
### 盛土による堤体を有する人工池を埋めるケース

次の各工事は、規制対象外（許可不要）です。

○舗装に使用するアスファルト混合物、コンクリート又はモルタルは、土に該当しないものと取り扱います。ただし、規制対象行為に該当する盛土等で許可を要する規模のものと一体で行う計画のものは、その部分も含めて技術的基準への適合を確認します。

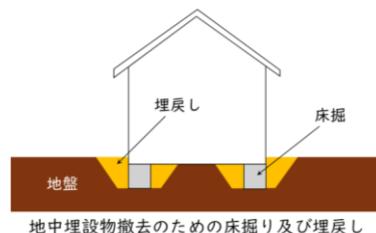
○建築物等の工作物の解体において土地の形質の変更を行わないものの、解体後の土地に崖面が生じる場合（下図参照）

ただし、工事後に残る崖については既存の切土に該当し得るため、切土の崩落による災害発生のおそれがあれば改善命令や勧告の対象となります。



○建築物等の工作物の建設・築造に伴う床掘及び埋戻し（下図参照）

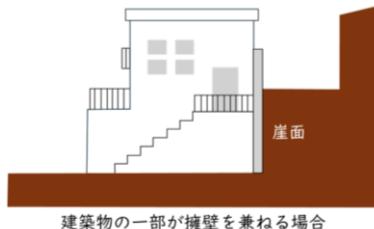
ただし、埋戻しの範囲は周囲の地盤高までに限ります。 ※土地の形質の変更とみなされない



○建築物等の工作物の解体に伴う地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床掘及び埋戻し

ただし、埋戻しの範囲は周囲の地盤高までに限ります。

○建築物の一部が擁壁を兼ねる場合（下図参照） ※土地の形質の変更とみなされない



また、次の各工事についても許可を要しない工事として取り扱います。

①既存擁壁の造り替え

次の要件をすべて満たす場合は、許可を要しない工事として取り扱います。

※擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の建築確認申請が必要です。

- a 既存の擁壁が政令第8条第1項第2号又は第17条に定める形式\*であり、その上に異なる構造（コンクリートブロック等）で嵩上げしている場合（以下「嵩上げ擁壁」という。）も、既存擁壁の造り替えとして取り扱う。
- b 擁壁の高さが変わらないこと。  
既存の擁壁が嵩上げ擁壁である場合は、新たに建築する擁壁の高さが政令第8条第1項第2号又は第17条に定める形式に適合する部分の擁壁の高さであること。
- c 擁壁前面の勾配が変わらないこと。  
既存の擁壁が嵩上げ擁壁である場合は、新たに建築する擁壁前面の勾配が政令第8条第1項第2号又は第17条に定める形式に適合する部分の擁壁前面の勾配であること。
- d 擁壁前面と地盤面が交わるところの水平位置が変わらないこと。
- e 擁壁前面の地盤高が変わらないこと。
- f 崖の高さが変わらないこと。
- g 新たに建築する擁壁の上端に崖が生じないこと。
- h 最小限の床堀及び埋戻しの範囲外で同時に施行する盛土及び切土が、宅地造成等工事規制区域、あるいは特定盛土等規制区域における許可を要する土地の形質の変更に該当しないこと。

※鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、又は間知石練積み造、その他の練積み造、若しくは国土交通大臣が政令の規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものであること

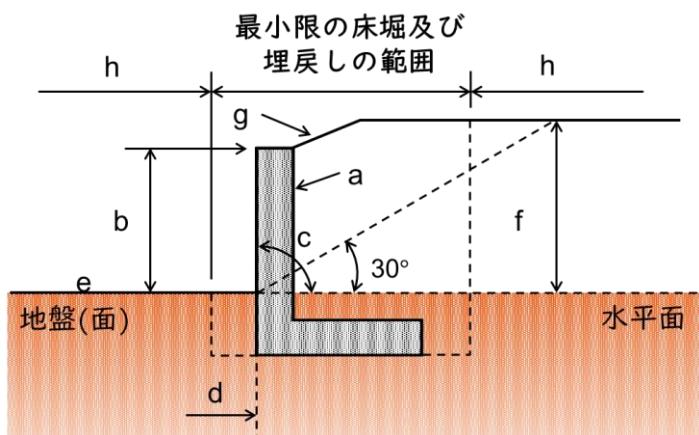


図 1.9.10 許可を要しない工事の例（既存の擁壁の造り替え）

## ②既存崖の防災対策

次の要件をすべて満たす場合は、許可を要しない工事として取り扱います。

※擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の建築確認申請が必要です。

- a 既存の崖が擁壁で覆われていない又は崖を覆う既存の擁壁が政令第8条第1項第2号又は第17条\*に定める形式に適合していないこと。ただし、既存の擁壁が、嵩上げ擁壁である場合は、既存擁壁の造り替えとして許可の要否を判断します。
- b 新たに建築する擁壁の前面及び背面の水平位置が既存の擁壁の範囲内に収まっていること。
- c 既存崖の下端の地盤高と新たに建築する擁壁前面の地盤高が変わらないこと。
- d 崖の高さが変わらないこと。
- e 最小限の床掘及び埋戻しの範囲外で同時に施行する盛土及び切土が許可を要する土地の形質の変更に該当しないこと。

※鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、又は間知石練積み造、その他の練積み造、若しくは国土交通大臣が政令の規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものであること

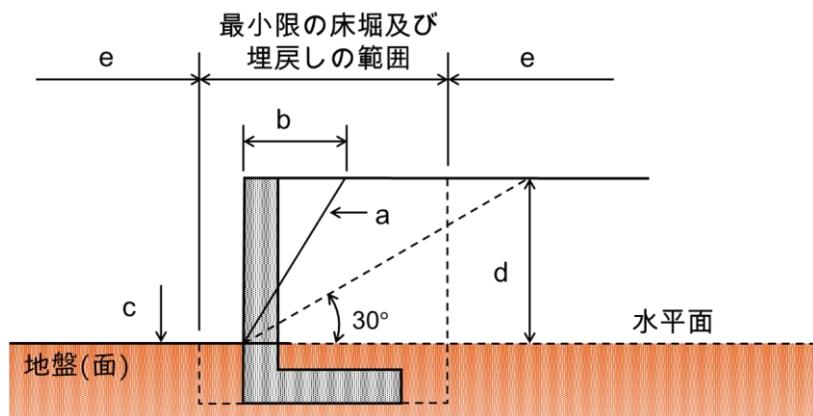


図 1.9.11 許可を要しない工事の例（既存崖の防災対策）

### ③擁壁の撤去又は崖面の切土による崖の除去

擁壁の撤去又は崖面の切土により崖面を除去し、安定勾配でのり面を整形する場合は、許可を要しない工事として取り扱います。ただし、当該項目に定める切土を含め、同時に施行する盛土及び切土が許可を要する土地の形質の変更に該当する場合は、許可の対象となります。

なお、2mを超える擁壁の一部又は全部を撤去する場合には、擁壁の撤去について届け出てください。（「1.8.2 擁壁等の除却工事の届出」参照）

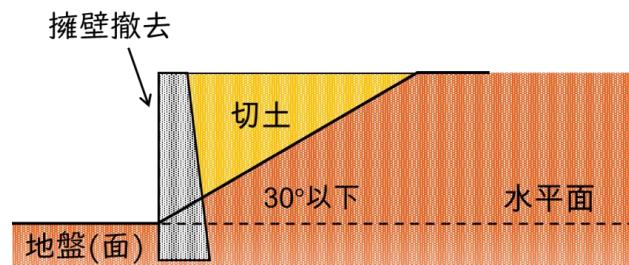


図 1.9.12 許可を要しない工事の例（擁壁の撤去又は崖面の切土による崖の除去）

### ④崖面を保護する機能を持つ建築物（ボックス型ガレージ等）の築造

崖面を保護する機能を持つ建築物（ボックス型ガレージ等）の築造は、建築物の工事として取り扱いますので、建築基準法に基づく建築確認申請が必要となる場合があります。

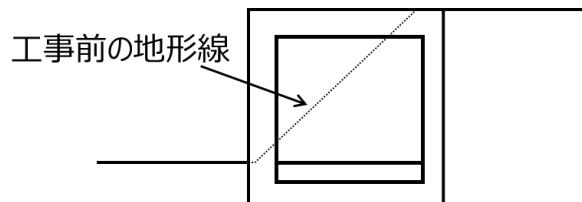


図 1.9.13 許可を要しない工事の例（崖面を保護する機能を持つ建築物の築造）

### ⑤文化財の補修

文化財保護法の指定等を受けた文化財についても、盛土規制法に基づいて取扱いを判断する必要がありますが、文化財の補修については、土地の形質の変更に該当しないため、盛土規制法の規制対象外となります。

## 1.10 許可を受けたとみなす工事

### 1.10.1 国又は都道府県等の工事の特例

#### 法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。上記以外の自治体が行う工事は、協議ではなく、許可を受ける必要があります。協議であっても、適用される技術的基準は、許可と同様です。協議の申出に必要な書類については、「2.6.3 国等協議の申出に必要な書類等」をご参照ください。

### 1.10.2 都市計画法第 29 条に規定する開発許可を受けている工事の特例（みなし許可）

#### 法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項

都市計画法第 29 条に規定する開発行為に伴い、盛土規制法に規定する許可対象規模以上の土地の形質の変更を行う場合において、規制開始日（令和 8 年 4 月 1 日）以降に都市計画法に基づく許可を受けている工事は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます（みなし許可）。都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出も同様です。ただし、みなし許可の工事においても、盛土規制法に基づく定期報告の提出、中間検査の受検、標識の掲示については、必要となります。みなし許可における盛土規制法の適用を表 1.10.1 に示します。

また、開発許可制度における許可を要する開発行為については、青森市 HP 内の「宅地分譲等の開発許可」のページよりご確認ください。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/shisei/machizukuri/1005842/1005935/1005936/1005937.html> |

表 1.10.1 都市計画法のみなし許可における盛土規制法の適用

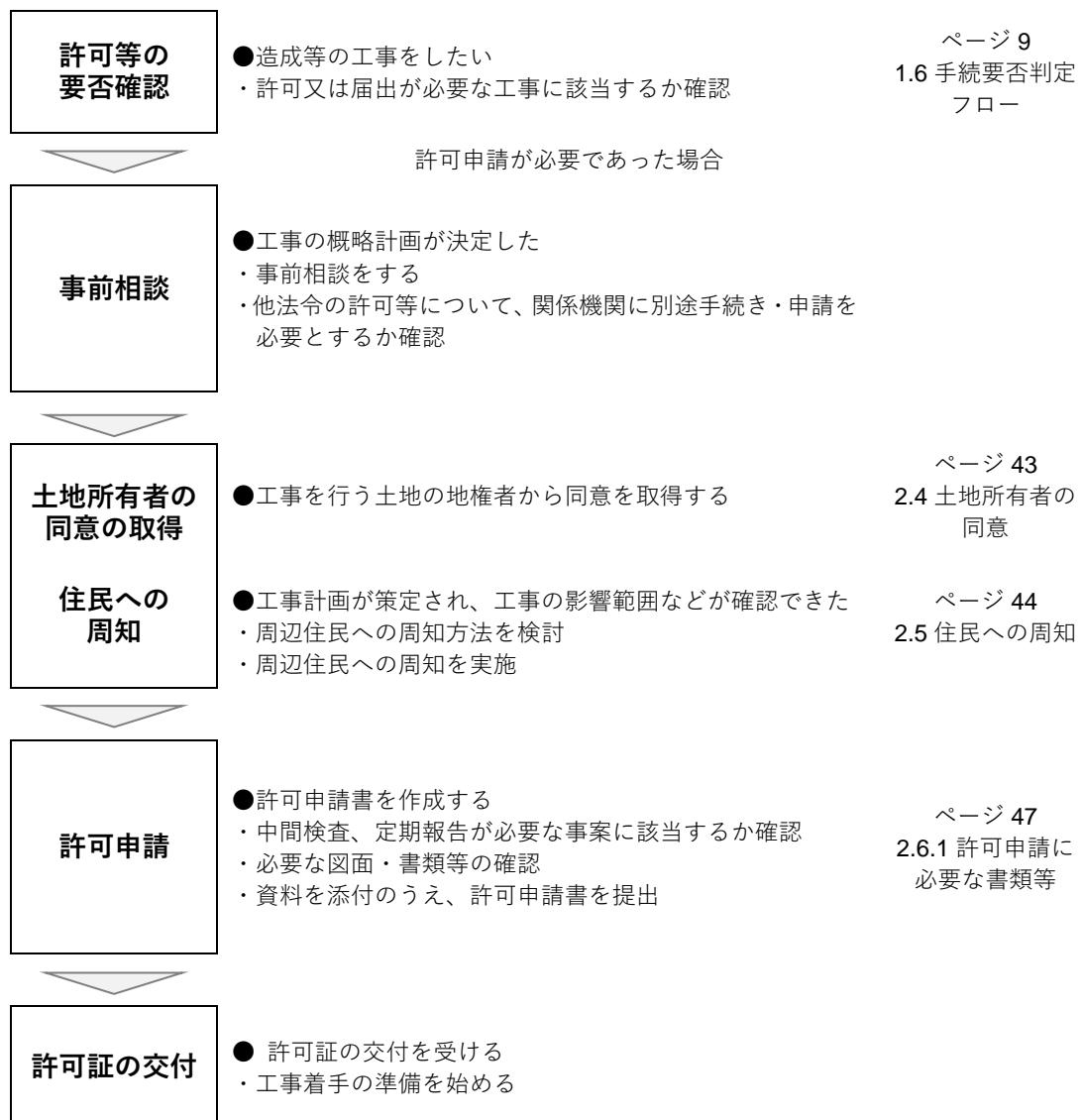
盛土規制法の規定		都市計画法（開発許可）で盛土規制法のみなし許可となる場合	
許可申請	項目	該当条項	盛土規制法の適用（手続要否）
	周辺住民への周知	法第 11 条 法第 29 条	— (周知の手続き不要)
	許可申請	法第 12 条 法第 30 条	みなし対象（許可申請不要） (法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項)
	工事主の資力及び信用	法第 12 条 法第 30 条	— (盛土規制法の適用なし)
	工事施行者の能力	法第 12 条 法第 30 条	— (盛土規制法の適用なし)
	施行等の同意	法第 13 条 法第 31 条	— (盛土規制法の適用なし)
	設計者の資格	法第 13 条 法第 31 条	適用 (都市計画法（開発許可）で盛土規制法の基準を審査)
	工事の技術的基準	法第 13 条 法第 31 条	適用 (都市計画法（開発許可）で盛土規制法の基準を審査)
	許可の公表	法第 12 条 法第 30 条	— (工事完了後の既存盛土調査後に公表される)
	標識の掲示	法第 49 条	適用 <b>(盛土規制法の標識掲示が必要)</b>
施行中	変更の許可 軽微な変更	法第 16 条 法第 35 条	みなし対象（申請等不要） (法第 16 条第 5 項、第 35 条第 5 項)
	中間検査	法第 18 条 法第 37 条	適用 ※対象規模かつ特定工程を経る場合 <b>(要申請)</b>
	定期報告	法第 19 条 法第 38 条	適用 ※対象規模かつ工事に 3 か月以上かかる場合 <b>(要報告)</b>
完了	完了検査	法第 17 条 法第 36 条	みなし対象（申請不要） (法第 17 条第 3 項、第 36 条第 3 項)

## 第2章 許可申請及び届出

### 2.1 手続の流れ

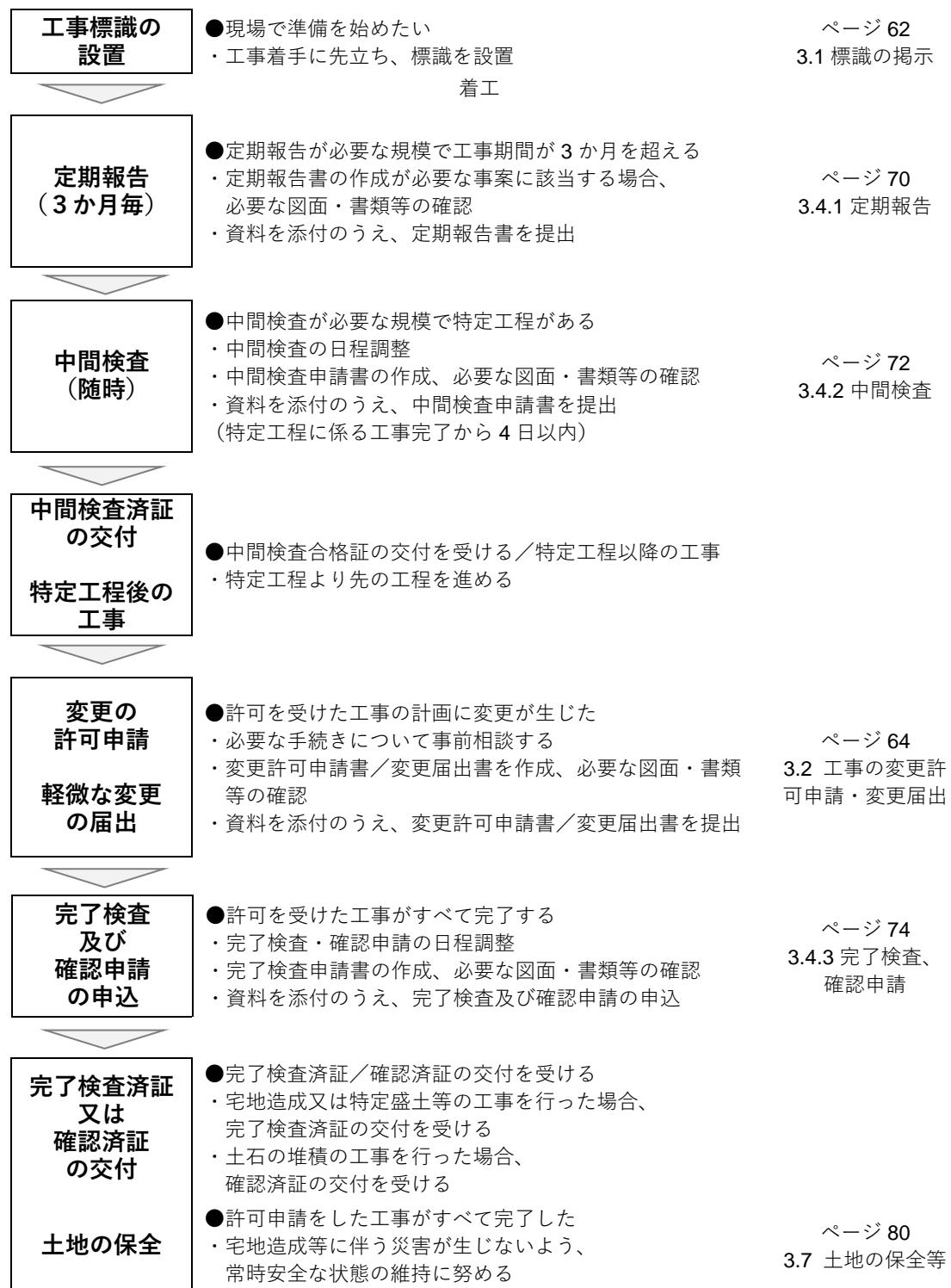
#### 2.1.1 許可を要する工事

##### (1) 事前相談～許可 (ページ 9, 43, 44, 47)



※変更の許可や届出が必要な工事については、必ず事前相談を行ってください。

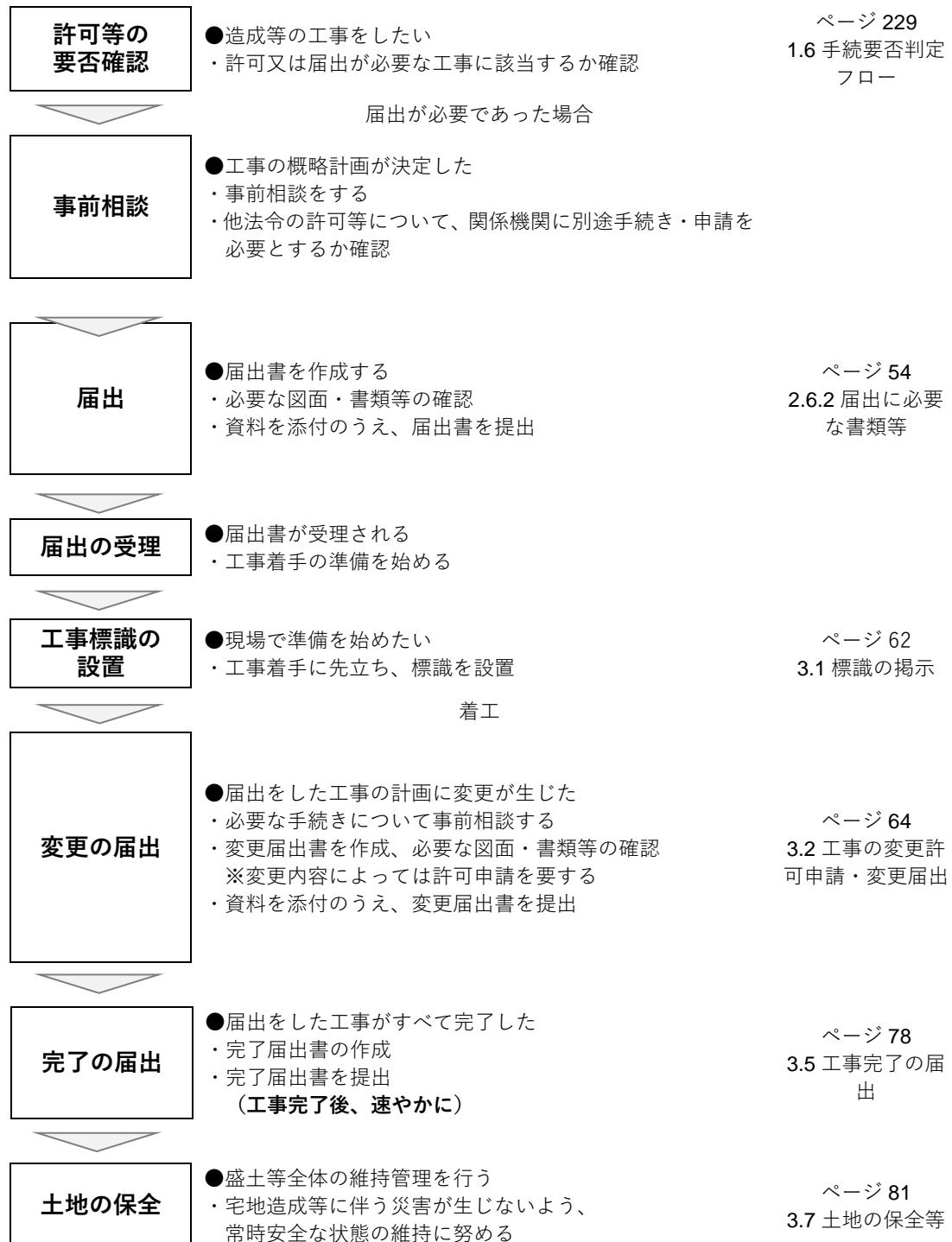
(2) 許可後～施行中～完了後の流れ (ページ 62, 70, 72, 64, 74, 81)



※変更の許可や届出が必要な工事については、必ず事前相談を行ってください。

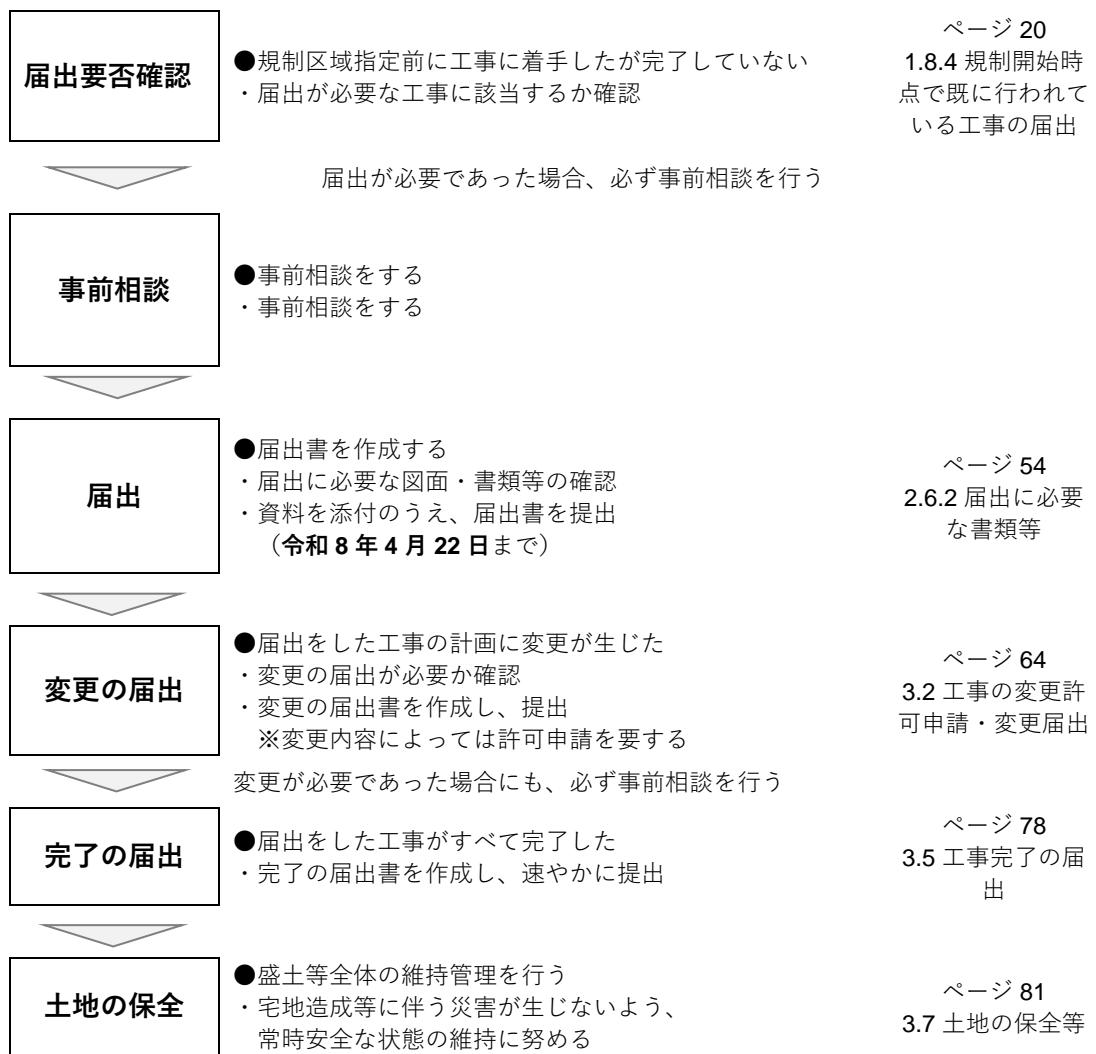
## 2.1.2 届出を要する工事

(1) 特定盛土又は土石の堆積に関する工事の届出 (ページ 9, 54, 62, 64, 78, 81)



※変更の許可や届出が必要な工事については、必ず事前相談を行ってください。

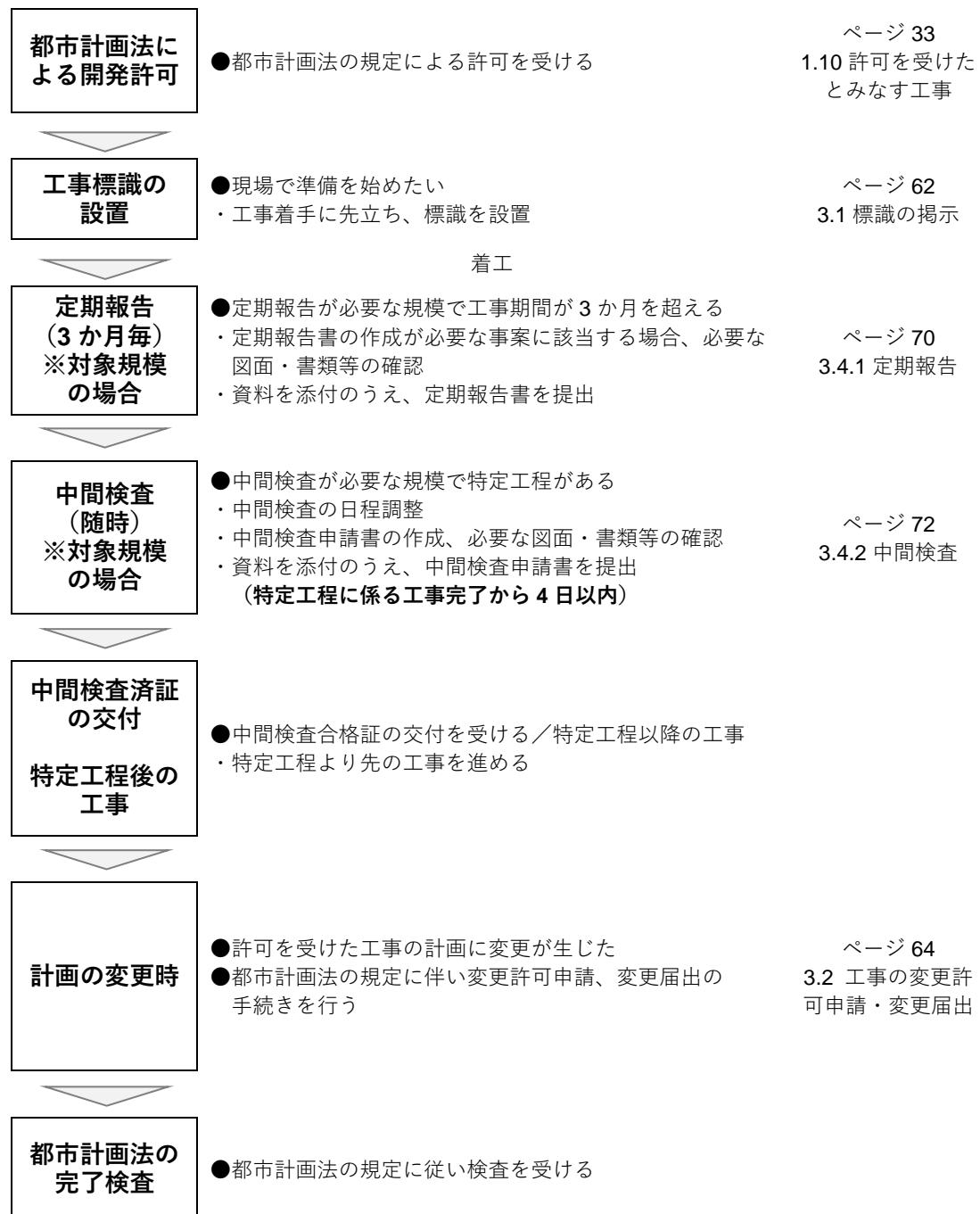
(2) 規制開始時点で既に行われている工事の届出 (ページ 20, 54, 64, 78, 81)



※変更の許可や届出が必要な工事については、必ず事前相談を行ってください。

## 2.1.3 許可を受けたとみなす工事

### (1) 都市計画法による開発許可～完了 (ページ 33, 62, 70, 72, 64)



## 2.2 許可の条件

### 法第 12 条、省令第 7 条

盛土等に関する工事の許可に当たっては、次の事項を満足する必要があります。

- ①当該工事の計画が「技術的基準」の規定に適合すること
- ②工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があること
- ③設計者が政令で定める資格を有していること※1
- ④工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があること
- ⑤当該工事をしようとする土地の区域内の土地について、所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ていること※2
- ⑥工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じること※3

※1 設計者の資格については、「2.3 設計者の資格」をご参照ください。

※2 土地所有者の同意については、「2.4 土地所有者の同意」をご参照ください。

※3 住民への周知については、「2.5 住民への周知」をご参照ください。

許可申請時に上記許可基準を確認するために必要な書類については、「2.6.1 許可申請に必要な書類等」をご参照ください。

表 2.2.1 許可に必要な条件・書類等

No.	必要な条件・書類等
1	技術的基準への適合 工事の計画が「青森市盛土規制法 技術的基準」の規定に適合すること。
2	資力、信用 工事を行うために必要な資力及び信用があること。 「工事主の資力及び信用に関する調書」に資金計画書のほか、許可を受けようとする者により、それぞれ次の書類を添付して提出すること。 個人の場合
	<p>① 住民票（個人番号の記載がないもの）の写し 若しくは個人番号カードの写し（表面のみ） 又は氏名及び住所を確認できるこれらに類する書類</p> <p>② 資産に関する調書並びに直近3年の所得税の納税証明書</p> <p>③ 次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>
	<p>法人の場合</p> <p>① 登記事項証明書 役員の住民票（個人番号の記載がないもの）の写し 若しくは個人番号カードの写し（表面のみ）又は氏名及び住所を確認できるこれらに類する書類</p> <p>② 直近3期の各事業年度における決算書類（貸借対照表、損益計算書ほか）及び同事業年度の納税証明書</p> <p>③ 役員が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>④ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 ・住民票（個人番号の記載がないもの）の写し若しくは個人番号カードの写し（表面のみ）又は氏名及び住所を確認できるこれらに類する書類 ・当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類</p>
3	設計者の資格 政令第21条で定める措置を講ずる場合は、「設計者の資格に関する申告書」及び添付資料を提出すること。
4	工事実行者の能力 工事を完成させるために必要な能力があること。 申請・実施する工事の難易度について、過去の事業実績等を勘案するほか、法人の登記簿謄本、事業経歴書及び建設業の許可証明書等により判断を行う。
5	土地所有者等の同意 対象の土地について、権利を有する者すべてから同意を得ていること。 なお、当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付することで差し支えない。 ただし、許可の際には、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行った後、速やかにそのことがわかる書類等の写しの提出を求める。
6	住民への周知の為の措置 対象となる住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じること。 説明会の開催や書面配付等を実施したことの証明のため、「周辺措置報告書」及び添付資料を提出すること。

## 2.3 設計者の資格

### 宅地造成等に関する工事の技術的基準等（法 第十三条）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

### 法第 13 条第 2 項、政令第 21 条、第 22 条、省令第 35 条

次のいずれかに該当する工事については、政令で定める資格を有する者の設計による必要があります。設計者の資格及び資格を証する書類を表 2.3.1 に示します。

ア 高さが 5m を超える擁壁の設置（政令第 21 条第 1 項）

イ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m<sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置（政令第 21 条第 2 項）

表 2.3.1 設計者の資格及び資格を証する書類

設計者の資格	設計者の資格を証する書類	備考
大学の土木・建築課程を卒業後、1 年以上の実務経験を有する者	・卒業証明書 ・設計者の資格に関する申告書	(政令第 22 条第 1 項第 1 号)
短期大学（3 年制）の土木・建築課程を卒業後、3 年以上の実務経験を有する者		(政令第 22 条第 1 項第 2 号)
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4 年以上の実務経験を有する者		(政令第 22 条第 1 項第 3 号)
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7 年以上の実務経験を有する者		(政令第 22 条第 1 項第 4 号)
土木・建築の技術に関し、10 年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	・宅地造成技術講習会修了証書 ・設計者の資格に関する申告書	(政令第 22 条第 1 項第 5 号)
大学院等で土木・建築関係を 1 年以上専攻した後、1 年以上の実務経験を有する者	・大学院に 1 年以上在学したことの証明書 ・設計者の資格に関する申告書	
技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」に限る）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る）、水産部門（選択科目「水産土木」に限る）など）	・技術士の資格証明書 ・設計者の資格に関する申告書	
一級建築士	・一級建築士の資格証明書 ・設計者の資格に関する申告書	

## 2.4 土地所有者の同意

### 宅地造成等に関する工事の許可（法 第十二条）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

### 法第 12 条第 2 項

工事の許可申請に当たっては、予め、盛土等に関する工事の施行に係る土地の使用及び収益を目的とする権利者※（以下「土地所有者等」という）全てから、同意を得る必要があります。また、許可申請の際に、すべての土地所有者等から同意を得た事実を確認できるよう、市細則の第4号様式「土地使用同意書」を提出する必要があります。

また、すべての土地所有者等の同意が必要とされているため、自らの所有権登記等がない土地についても、申請時点で当該地に上記の権利を有している者から同意を得る必要があります。

土地所有者等全員からの同意が得られなかった場合には、許可を受けることができません。

※同意を必要とする権利者とは、工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を指します。なお、次の各権利は同意確認の対象外となります。

- ・抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）
- ・建築物又は工作物のみに係る権利

## 2.5 住民への周知

### 住民への周知（法 第十一条）

工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

### 法第 11 条

工事の許可申請に当たっては、予め、盛土等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるために必要な措置を講じる必要があります。周知の範囲については、

表 2.5.1 に指定された範囲に対して次の①から③のいずれかの方法により行ってください。

なお、災害が生じるおそれが特に大きい土地（渓流等）※で、高さ 15m 超の盛土をする場合は、

「①説明会の開催」による周知が必須です。

また、許可申請の際に説明会や周知を行った事実を確認できるよう、市細則の第 5 号様式「周知措置報告書」を提出する必要があります。

#### 【周知の方法】

- ①説明会の開催
- ②書面の配布
- ③工事を行う土地又はその周辺での掲示及びウェブページへの掲載

※説明会の開催が必須となる「災害が生じるおそれが特に大きい土地（渓流等）」とは、次のいずれかに該当する土地をいいます。

- ・山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ・山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- ・上記 2 つの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

表 2.5.1 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
<ul style="list-style-type: none"> <li>平地盛土</li> <li>切土</li> <li>土石の堆積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ <math>h</math> に対して水平距離 <math>2h</math> 以内の範囲（※参考図 L の範囲）を含む自治会等の範囲</li> </ul>	
・腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土のり肩までの高さ <math>h</math> に対して盛土のり肩から下方の水平距離 <math>5h</math> 以内の範囲（※参考図 I の範囲）を含む自治会等の範囲</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>溪流等における盛土</li> <li>谷埋め盛土</li> <li>腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲を含む自治会等の範囲</li> </ul>	

表 2.5.2 周辺住民への周知の内容

工事の種類	項目
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事が施行される土地の所在地</li> <li>・工事主の氏名又は名称</li> <li>・工事実行者の氏名又は名称</li> <li>・工事の着手予定年月日及び完了予定日</li> <li>・盛土又は切土の高さ</li> <li>・盛土又は切土をする土地の面積</li> <li>・盛土又は切土の土量</li> </ul>
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事が施行される土地の所在地</li> <li>・工事主の氏名又は名称</li> <li>・工事実行者の氏名又は名称</li> <li>・工事の着手予定年月日及び完了予定日</li> <li>・土石の堆積の最大堆積高さ</li> <li>・土石の堆積をする土地の面積</li> <li>・土石の堆積の最大堆積土量</li> </ul>

表 2.5.3 周知措置報告書での報告内容（市細則 第5様式）

周知の方法	報告内容	添付資料
説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所在地及び地番</li> <li>・開催日時</li> <li>・開催場所</li> <li>・参加人数</li> <li>・住民からの意見等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知に使用した資料、書面等の写し</li> <li>・説明会開催状況が分かる写真等</li> </ul>
書面の配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所在地及び地番</li> <li>・配布日</li> <li>・配布範囲</li> <li>・住民からの意見等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知に使用した書面等の写し</li> <li>・配布範囲が分かる位置図等</li> <li>・書面配布状況が分かる写真等</li> </ul>
掲示板及びウェブ ページへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所在地及び地番</li> <li>・掲示期間</li> <li>・掲示場所</li> <li>・住民からの意見等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知に使用した掲示物、 ウェブページ等の写し</li> <li>・掲示状況が分かる写真等</li> </ul>

## 2.6 許可申請及び届出に必要な書類等

### 2.6.1 許可申請に必要な書類等

#### 省令第7条、第63条

盛土等に関する工事の許可申請は、所定の様式に必要書類等を添付したものと提出することにより行います。

土地の形質の変更（盛土又は切土）の許可申請に必要な書類を表 2.6.1～表 2.6.3 に、土石の堆積の許可申請に必要な書類を表 2.6.5 及び表 2.6.6 に示します。

表 2.6.1 土地の形質の変更（盛土又は切土）の許可申請に必要な書類 1/2（第7条第1項）

No.	書類	様式	添付資料	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令別記 様式第二	【表 2.6.3】～【表 2.6.4】参照	(省令第7条第1項)
2	チェックリスト	参考様式	－	該当する書類の□に ✓印を付すこと
3	設計者の資格に関する申告書	市細則 第2号様式	・生年月日、最終学歴、資格免許等を証する書類	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m <sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置 (省令第7条第1項第5号)
4	申請地及びその周辺の写真	(任意)	・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(省令第7条第1項第6号) ・撮影位置・方向がわかるようにすること
5	同意者一覧表	市細則 第3号様式	・公団 ・土地の登記事項証明書	(省令第7条第1項第10号)
6	土地使用同意書	市細則 第4号様式	・印鑑登録証明書	・公団には、「地番、地目、所有者名、面積」を追記すること
7	周辺措置報告書	市細則 第5号様式	(説明会を開催した場合) ・議事録及び出席者名簿 (住民へ書面を配布した場合) ・位置図（書面の配布範囲） (掲示とインターネットを利用して周知した場合) ・掲示板の写真及びインターネット画面を印刷したもの	(省令第7条第1項第11号) ※説明会開催状況写真、書面配布状況写真、工事内容掲示状況写真なども添付すること

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

表 2.6.2 土地の形質の変更（盛土又は切土）の許可申請に必要な書類 2/2（第 7 条第 1 項）

No.	書類	様式	添付資料	備考
8	工事主の資力及び信用に関する調書	市細則 第 6 号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（市細則第 8 号様式）</li> <li>・直近 3 期の決算書類</li> <li>・法人登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し※1）</li> <li>・納税証明書</li> <li>・定款</li> <li>・残高証明書又は融資を証明する書類</li> </ul>	（省令第 7 条第 1 項第 7～8 号）
9	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	省令別記 様式第三	－	（省令第 7 条第 1 項第 9 号）
10	工事施行者の能力に関する申告書	市細則 第 7 号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近 3 期の決算書類</li> <li>・法人登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し※1）</li> <li>・納税証明書</li> <li>・定款</li> <li>・建設業の許可証明書</li> </ul>	（法第 12 条第 2 項第 3 号、第 30 条第 2 項第 3 号）
11	工程表	（任意）	－	・工事期間は、申請書の記載内容と整合させること
12	その他知事が必要と認める書類	（任意）	－	・事前相談または審査において必要と判断した場合の添付を求めることがある
13	委任状	参考様式	－	・代理人が申請手続きを行う場合

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

※1 住民票の写しは個人番号の記載のないもの。また、住民票の写しに代えて個人番号カードの写し（表面のみ）又はそれらに類する氏名及び住所を確認できる書類でも足りる。

表 2.6.3 土地の形質の変更（盛土又は切土）の許可申請に必要な設計図書 1/2（省令第 7 条第 1 項第 1 号）

No.	図面	縮尺	明示すべき事項	備考
1	位置図	1/10,000 以上	・方位、道路及び目標となる地物	-
2	地形図	1/2,500 以上	・方位及び土地の境界線（朱書き）	・等高線は、2m の標高差を示すものとすること
3	求積図	1/2,500 以上	・方位及び土地の境界線（朱書き） ・盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡橙色で着色） ・土地の全面積 ・盛土又は切土をする土地の面積	・各面積は現地調査に基づき三斜等により算出し、小数点以下第 2 位まで表示 ・土地の全面積は申請書 5 欄と一致すること ・盛土又は切土をする土地の面積は申請書 10 欄口と一致すること
4	土地の平面図	1/2,500 以上	・方位及び土地の境界線（朱書き） ・盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡橙色で着色） ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設の位置（既存擁壁等がある場合は、その位置を含む） ・排水施設の位置 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すこと
5	土地の断面図	1/2,500 以上	・方位及び土地の境界線（朱書き） ・盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡橙色で着色） ・盛土又は切土をする前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） ・現地盤面の段切の位置及び形状	・高低差の著しい箇所について作成すること
6	排水施設の平面図	1/500 以上	・方位及び排水区域の区域界（朱書き） ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内り寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置 ・放流先の名称	該当施設がある場合は、次の図書を添付すること ・表面排水施設平面図 ・地下排水施設平面図 ・排水施設構造図 ・流域図及び流量計算書
7	崖の断面図	1/50 以上	・崖の高さ、勾配 ・土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面（細線で表示） ・崖面の保護の方法	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
8	擁壁の断面図	1/50 以上	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） ・水抜穴の寸法及び間隔 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	・義務設置擁壁又は高さが 2m を超える任意設置擁壁がある場合に添付

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

表 2.6.4 土地の形質の変更（盛土又は切土）の許可申請に必要な設計図書 2/2（省令第 7 条第 1 項第 1 号）

No.	図面	縮尺	明示すべき事項	備考
9	擁壁の背面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の高さ</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務設置擁壁又は高さが 2m を超える任意設置擁壁がある場合に添付</li> </ul>
10	崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示）</li> <li>・基礎地盤の土質</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	—
11	崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること</li> </ul>
No.	書類	様式	添付資料	備考
12	構造計算書等（擁壁等）	(任意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要</li> <li>・構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務設置擁壁又は高さが 2m を超える任意設置擁壁で鉄筋コンクリート造、若しくは無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合</li> <li>・崖面崩壊防止施設の場合</li> </ul>
	大臣認定擁壁認定書等	(任意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣認定擁壁の認定書</li> <li>・設計条件が認定条件を満足していることが分かる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣認定擁壁を使用する場合</li> </ul>
13	安定計算書等（地盤等）	(任意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土質試験その他の調査の結果</li> <li>・盛土のり面の安定計算書</li> <li>・盛土全体の安定計算書</li> <li>・擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面の安定計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土のり面の安定計算書は技術的基準編 2.1.5 (2) 表 2.1.7 又は 2.1.6 (2) 表 2.1.14 に該当する場合</li> <li>・盛土全体の安定計算書は技術的基準編 2.1.5 (3) 表 2.1.11 又は 2.1.6 (2) 表 2.1.14 に該当する場合</li> <li>・崖面を擁壁で覆わない場合</li> </ul>

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

表 2.6.5 土石の堆積の許可申請に必要な書類（省令第7条第2項）

No.	図面	様式	添付資料	備考
1	土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令別記様式第四	【表 2.6.6】～【表 2.6.7】参照	(省令第7条第2項) ・申請者、工事の概要等を記載
2	チェックリスト	参考様式	－	・該当する書類の□に✓印を付すこと。
3	申請地及びその周辺の写真	(任意)	・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(省令第7条第2項第4号) ・撮影位置、方向が分かるようすること
4	同意者一覧表	市細則第3号様式	・公図 ・土地の登記事項証明書	(省令第7条第2項第8号) ・公図には、「地番、地目、所有者名、面積」を追記すること
5	土地使用同意書	市細則第4号様式	・印鑑登録証明書	
6	周辺措置報告書	市細則第5号様式	(説明会を開催した場合) ・議事録及び出席者名簿 (住民へ書面を配布した場合) ・配布した書面 (掲示とインターネットを利用して周知した場合) ・掲示板の写真及びインターネット画面を印刷したもの	(省令第7条第2項第9号)
7	工事主の資力及び信用に関する調書	市細則第6号様式	・直近3期の決算書類 ・法人登記事項証明書 (個人の場合は住民票の写し※1) ・納税証明書 ・定款 ・残高証明書又は融資を証明する書類	(省令第7条第2項第5～6号)
8	資金計画書（土石の堆積に関する工事）	省令別記様式第五	－	(省令第7条第2項第7号)
9	工事施行者の能力に関する申告書	市細則第7号様式	・直近3期の決算書類 ・法人登記事項証明書 (個人の場合は住民票の写し※1) ・納税証明書 ・定款 ・建設業の許可証明書	(法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号)
10	工程表	(任意)	－	・工事期間は、申請書の記載内容と整合させること
11	その他知事が必要と認める書類	(任意)	－	・事前相談または審査において必要と判断した場合の添付を求めることがある
12	委任状	参考様式	－	・代理人が申請手続きを行う場合

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

※1 住民票の写しは個人番号の記載のないもの。また、住民票の写しに代えて個人番号カードの写し（表面のみ）又はそれらに類する氏名及び住所を確認できる書類でも足りる。

表 2.6.6 土石の堆積の許可申請に必要な設計図書 1/2 (省令第 7 条第 2 項第 1 号)

No.	図面	縮尺	明示すべき事項	備考
1	位置図	1/10,000 以上	・方位、道路及び目標となる地物	
2	地形図	1/2,500 以上	・方位及び土地の境界線 (朱書き)	・等高線は、2m の標高差を示すものとすること
3	求積図	1/2,500 以上	・方位及び土地の境界線 (朱書き) ・土石の堆積をする土地の部分 (最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色) ・土地の全面積 ・土石の堆積を行う土地の面積	・各面積は現地調査に基づき三斜等により算出し、小数点以下第 2 位まで表示 ・土地の全面積は申請書 5 欄と一致すること ・土石の堆積を行う土地の面積は申請書 7 欄口と一致すること
4	土地の平面図	1/500 以上	・方位及び土地の境界線 (朱書き) ・土石の堆積をする土地の部分 (最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色) ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置及び寸法 ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置 (排水施設等) を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すこと
5	土地の断面図	1/500 以上	・土石の堆積を行う土地の地盤面 (細線で表示) ・土地の境界線 (朱書き) ・計画堆積高さ ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置及び寸法 ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置 (排水施設等) を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	-

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

表 2.6.7 土石の堆積の許可申請に必要な設計図書 2/2 (省令第 7 条第 2 項第 1 号)

No.	書類	様式	添付資料	備考
6	土石の崩壊防止の設計書	(任意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置の概要</li> <li>・構台等の構造計算書</li> <li>・周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画</li> <li>・堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合は添付すること (技術的基準編 8.2.1 に該当)</li> </ul>
7	土砂流出防止措置の設計書等	(任意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置の概要</li> <li>・鋼矢板の構造計算書</li> <li>・土石の周囲の排水、地上水の浸透防止措置 (防水シート等) に関する計画</li> <li>・土石の傾斜部の安定化 (緩勾配等) に関する計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合は添付すること (技術的基準編 8.2.2 に該当)</li> </ul>

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

## 2.6.2 届出に必要な書類等

### (1) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出

#### 法第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項

特定盛土等規制区域内において行われる盛土等の工事のうち、一定の規模（表 1.8.1 を参照）の工事については、その工事に着手する 30 日前までに届け出る必要があります。ただし、許可を要する規模の工事については、届出ではなく許可を要します。

特定盛土等の届出に必要な書類を表 2.6.8 に、土石の堆積の届出に必要な書類を表 2.6.9 に示します。

表 2.6.8 土地の形質の変更（盛土又は切土）の届出に必要な書類

No.	書類	様式	添付資料	備考	届出時期
1	特定盛土等に関する工事の届出書	省令別記 様式第十九	【表 2.6.3、2.6.4】参照 ただし表 2.6.4 の No.12 ～13 を除く	(省令第 58 条第 1 項)	工事着手 <u>30 日前まで</u>
2	届出地及びその周辺の写真	(任意)	・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(省令第 58 条第 1 項第 1 号) ・撮影位置、方向がわかるようにすること	
3	届出者の確認書類	－	・法人登記事項証明書 (個人の場合は住民票の写し※ <sup>1</sup> ) ・その他知事が必要と認める書類	(省令第 58 条第 1 項第 1 号)	

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

※<sup>1</sup> 住民票の写しは個人番号の記載のないもの。また、住民票の写しに代えて個人番号カードの写し（表面のみ）又はそれらに類する氏名及び住所を確認できる書類でも足りる。

表 2.6.9 土石の堆積の届出に必要な書類

No.	書類	様式	添付資料	備考	届出時期
1	土石の堆積に関する工事の届出書	省令別記 様式第二十	【表 2.6.6】参照	(省令第 58 条第 2 項)	工事着手 <u>30 日前まで</u>
2	届出地及びその周辺の写真	(任意)	・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(省令第 58 条第 2 項第 1 号) ・撮影位置、方向がわかるようにすること	
3	届出者の確認書類	－	・法人登記事項証明書 (個人の場合は住民票の写し※ <sup>1</sup> ) ・その他知事が必要と認める書類	(省令第 58 条第 2 項第 1 号)	

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

※<sup>1</sup> 住民票の写しは個人番号の記載のないもの。また、住民票の写しに代えて個人番号カードの写し（表面のみ）又はそれらに類する氏名及び住所を確認できる書類でも足りる。

## (2) 擁壁等の除却工事の届出

### 法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項

次のアからエのいずれかの施設の全部又は一部の除却工事を行なう場合は、その工事の着手 14 日前までに届出が必要です。ただし、盛土規制法に基づく許可を既（又は事前）に受けている場合には、届出は不要です。

- ア 高さが 2m を超える擁壁
- イ 高さが 2m を超える崖面崩壊防止施設
- ウ 地表水等を排除するための排水施設
- エ 地滑り抑止ぐい等

表 2.6.10 擁壁等の除却工事の届出に必要な書類

書類	様式	備考	届出時期
擁壁等に関する工事の届出書	省令別記 様式第十七	(省令第 55 条、第 85 条)	工事着手の <b>14 日前まで</b>

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

## (3) 公共施設用地の転用の届出

### 法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項

公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、その転用した日から 14 日以内に届出が必要です。ただし、盛土規制法に基づく許可を既（又は事前）に受けている場合には、届出は不要です。

表 2.6.11 公共施設用地の転用の届出に必要な書類

書類	様式	備考	届出時期
公共施設用地の転用の届出書	省令別記 様式第十八	(省令第 56 条、第 86 条)	転用した日から <b>14 日以内</b>

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

(4) 規制開始時点で既に行われている工事の届出

**法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項、省令第 52 条、第 82 条**

規制開始日（令和 8 年 4 月 1 日）より前に工事着手し、規制開始日以降も引き続き工事等を行う場合は、21 日以内（令和 8 年 4 月 22 日まで）に工事内容等の届出が必要となります。届出が必要となる対象の工事の種類及び規模については、「1.8.4 規制開始時点で既に行われている工事の届出」をご参照ください。

また、表 2.6.12 に示す規模以上の工事が行われている場合には、追加の書類を提出する必要があります。届出に要する書類を表 2.6.13 に示します。

表 2.6.12 追加の書類が必要となる工事の種類及び規模

工事の種類	工事の規模
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	ア 盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時にやって、高さ 5m 超の崖を生ずるもの（ア、イを除く） エ 盛土で高さ 5m 超となるもの（ア、ウを除く） オ 盛土又は切土の面積 3,000m <sup>2</sup> 超となるもの（ア～エを除く）
土石の堆積	カ 土石の堆積の高さが 5m 超かつ面積が 1,500 m <sup>2</sup> 超となるもの キ 土石の堆積を行う面積が 3,000 m <sup>2</sup> 超となるもの（カを除く）

表 2.6.13 既に行われている工事に係る届出に必要な書類

No.	書類	様式	内容等	備考	届出時期
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令別記 様式第十五		【土地の形質の変更】	
	土石の堆積に関する工事の届出書	省令別記 様式第十六		【土石の堆積】	
表 2.6.12 の規模以上の場合に追加で必要となる書類					
No.	書類	様式	内容等	備考	
2	位置図	(任意)	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物		
3	届出地及びその周辺の写真	(任意)	・盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにするもの	・撮影位置、方向がわかるようにすること	
4	地形図	(任意)	・縮尺、方位 ・土地の境界線 (朱書き)	・等高線は、2m の標高差を示すものとすること	
5	土地の平面図	(任意)	・縮尺、方位 ・土地の境界線 (朱書き) ・盛土又は切土をする土地の部分 (盛土は淡緑色、切土は淡橙色で着色) ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置	【土地の形質の変更】 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること	規制開始日から <b>21日以内</b>
		(任意)	・縮尺、方位 ・土地の境界線 (朱書き) ・土石の堆積をする土地の部分 (最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色) ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有效地に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	【土石の堆積】	(令和 8 年 <b>4月 22 日</b> まで)

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

### 2.6.3 国等協議の申出に必要な書類等

#### 法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。協議であつても、適用される技術的基準は、許可と同様です。所定の様式に必要書類等を添付したものとし出る必要があります。

協議の場合は、技術的基準に照らした内容となつてゐるかのみを確認するため、許可申請の場合に比べ提出書類を省略しています。

なお、住民周知や土地所有者等の同意取得について、規定しなくとも当然にされるものとの考え方から、書類の提出は要しませんが適切に実施してください。

盛土又は切土及び土石の堆積に関する工事の協議の申出に必要な書類を、表 2.6.14 に示します。

表 2.6.14 盛土等の協議の申出に必要な書類

書類	様式	添付資料	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	市細則 第 10 号 様式	【表 2.6.1】～【表 2.6.4】参照 ただし、表 2.6.1 の No.6～8 及び 表 2.6.2 の No.9～11 を除く (省令第 7 条第 1 項に規定の書類)	(法第 15 条第 1 項、法第 34 条第 1 項)
土石の堆積に関する工事の 協議申出書	市細則 第 11 号 様式	【表 2.6.5】～【表 2.6.7】参照 ただし、表 2.6.5 の No.5～10 を除く (省令第 7 条第 2 項に規定の書類)	

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

## 2.7 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めるため、現在調整中です。

標準処理期間の日数は、申請手数料収受後の開庁日で計算し、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は含みません。

標準処理期間は、あくまでも標準的な日数であり、申請内容等によっては、実際の確認日数が標準処理期間を超える場合があります。

表 2.7.1 標準処理期間（注：作成日現在の案）

工事の種類	標準処理期間
土地の形質の変更（盛土又は切土）（高さが15m以下の場合）	30日
土地の形質の変更（盛土又は切土）（高さが15mを超える場合）	45日
土石の堆積	14日

※書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含みません。

※申請が適正であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求められた場合、その応答があるまでの期間は含みません。

## 2.8 申請手数料

許可申請に当たって、条例によって定めている審査手数料が必要となります。現時点の案（表 2.8.1）を示します。※青森県と同額になる見込みです。

面積の算定方法については、「1.7.2（3）面積の算定方法」を参照ください。

表 2.8.1 申請手数料一覧（**注：現時点の案の金額です**）

盛土又は切土をする土地の面積	区分（いずれも当初）	
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積
500m <sup>2</sup> 以内のもの	16,000 円	11,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	27,000 円	13,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	39,000 円	16,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	57,000 円	19,000 円
3,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	71,000 円	27,000 円
5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	95,000 円	31,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	149,000 円	38,000 円
20,000 m <sup>2</sup> を超え、40,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	233,000 円	52,000 円
40,000 m <sup>2</sup> を超え、70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	370,000 円	71,000 円
70,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	532,000 円	107,000 円
100,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	694,000 円	131,000 円

### 【変更許可申請手数料】

1 変更許可申請 1 件につき、次の(1)、(2)に掲げる額を合算した額。ただし、宅地造成および特定盛土等の場合については、その額が 690,000 円を超えるときは、その手数料を 690,000 円とし、土石の堆積の場合については、その額が 130,000 円を超えるときは、130,000 円とする。

(1)宅地造成等に関する設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、造成面積

（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の造成面積、造成面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の造成面積）に応じ、許可申請手数料に 10 分の 1 を乗じて得た額。

(2)新たな土地の造成区域への編入に係る変更については、新たに編入される造成面積に応じ許可申請手数料に規定する額。

2 その他の変更については、10,000 円

## 2.9 許可等の公表

### 宅地造成等に関する工事の許可（法 第十二条）

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

### 工事等の届出（法 第二十二条）

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

### 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等（法 第二十七条）

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

### 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可（法 第三十条）

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

### 工事等の届出（法 第四十条）

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

## 省令第9条、第10条、第58条、第59条、第60条、第64条、第65条

許可された工事及び届出がなされた工事については、その工事に関する以下の事項が公表されるとともに、関係市町村長に通知されます。公表は、インターネット等を通じて行われます。

- (1) 工事が施行される土地の位置図
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 工事施行者の氏名又は名称
- (4) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- (5) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- (6) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- (7) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

## 第3章 許可後の手続き（工事施行に係る手続等）

### 3.1 標識の掲示

#### 標識の掲示（法 第四十九条）

第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

#### 法第 49 条、省令第 87 条

許可を受けた、又は届出を行った工事については、土地の見やすい場所に標識を掲げる必要があります。標識には、次の内容を記載してください。

- 工事主の氏名及び住所（法人の場合は名称、所在地及びその代表者の氏名）
- 工事の許可年月日及び許可番号又は届出年月日  
(都市計画法における「みなし許可」を受けている場合で、宅地分譲を目的とする場合は、都市計画法による開発許可の標識の掲示も必要になります。みなし許可における盛土規制法の標識に掲示する許可番号は、都市計画法の開発許可番号となります。みなし許可における盛土規制法の適用は「1.10 許可を受けたとみなす工事」をご参照ください)
- (工事の発注者が国又は青森県の場合、許可権者との協議成立時に付される番号となります。)
- 工事施行者の氏名又は名称
- 現場管理者の氏名又は名称
- 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 盛土等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 許可又は届出を担当した許可権者の部局の名称及び連絡先

表 3.1.1 標識の書式について

工事の種類	書類	様式	備考
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の標識	省令別記 様式第二十三	(省令第 87 条第 1 項)
土石の堆積	土石の堆積に関する工事 の標識	省令別記 様式第二十四	(省令第 87 条第 2 項)

※都市計画法における「みなし許可」の場合は、両方の標識の掲示が必要となる場合がありますが、盛土規制法に規定される標識に不足する項目を併記することで、双方の要件を満たしたことになります。



図 3.1.1 標識のイメージ

## 3.2 工事の変更許可申請・変更届出

### 3.2.1 変更許可申請

#### 法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項、省令第 37 条、第 67 条

許可を受けた工事について、計画変更の必要が生じた場合は、軽微な変更に該当する場合を除き、変更許可申請書を作成して提出してください。

特に、土石の堆積に関する工事は、一定期間（最長 5 年）の経過後に当該土石を除却するものですが、許可の日から 5 年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から 5 年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。

変更許可申請の際には、事前に変更協議が必要になります。申請方法は「3.2.4 変更協議の申出」をご参考ください。

なお、軽微な変更を行う場合は、後述する「3.2.3 軽微な変更における届出」を参照してください。

表 3.2.1 変更許可申請に必要な書類

工事の種類	書類	様式	添付書類	備考
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令別記 様式第七	・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に、その内容が変更となる事項に係るもの	(省令第 37 条第 1 項、 第 67 条第 1 項) 「2.6.1 許可申請に必要な書類等」 【表 2.6.1】～【表 2.6.4】参照
土石の堆積	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令別記 様式第八	・土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴い、その内容が変更となる事項に係るもの	(省令第 37 条第 2 項、 第 67 条第 2 項) 「2.6.1 許可申請に必要な書類等」 【表 2.6.5】～【表 2.6.6】参照
共通	許可証の写し	—	・変更許可申請前に、直近で許可を受けた許可証の写し	—

※申請書及び図面について、変更前後が分かるように記入（変更前の図書に見え消し朱書き記入）し、添付してください。

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

### 3.2.2 変更届出

#### 法第 28 条、省令第 61 条

特定盛土等規制区域において、法第 27 条第 1 項で届出をした工事で工事内容を変更する場合は、変更届出書を作成して提出してください。

ただし、変更に伴って、届出の基準を超過し、許可を要する工事に該当する場合は、改めて許可を得る必要があります。

表 3.2.2 変更届出に必要な書類

工事の種類	書類	様式	添付書類	備考	届出時期
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	特定盛土等に関する工事の変更届出書	省令別記 様式 第二十一	・盛土又は切土に関する工事の計画の変更に、その内容が変更となる事項に係るもの	(省令第 61 条第 1 項) 「2.6.2 届出に必要な書類等」【表 2.6.8】を参照	変更後の工事に着手する <u>30 日前まで</u>
土石の堆積	土石の堆積に関する工事の変更届出書	省令別記 様式 第二十二	・土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴い、その内容が変更となる事項に係るもの	(省令第 61 条第 2 項) 「2.6.2 届出に必要な書類等」【表 2.6.9】を参照	

※届出書及び図面について、変更前後が分かるように記入（変更前に見え消し朱書き記入）し、添付してください。

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

#### 【既に行っている工事、又は擁壁等の除却工事に関する変更届出】

#### 法第 28 条、政令第 26 条、省令第 61 条

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定日（令和 8 年 4 月 1 日）より前（盛土規制法の規制開始日より前）に工事着手し、規制開始日以降も引き続き工事等を行っている盛土等に関し、法第 21 条第 1 項及び第 40 条第 1 項に基づいた届出をした工事、並びに擁壁等の除却工事に関し、法第 21 条第 3 項及び第 40 条第 3 項において届出をした工事について、届出に係る事項を変更しようとするときは、変更届出書を作成して提出してください。

表 3.2.3 既に行われている工事及び擁壁等の除却工事に関する変更届出に必要な書類

書類	様式	添付書類
届出工事の変更届出書	市細則 第 16 号 様式	・擁壁等の除却工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

### 3.2.3 軽微な変更における届出

#### 法第 16 条第 2 項、第 35 条第 2 項、省令第 38 条、第 68 条

盛土等に関する工事において下記の事項に該当する場合は、法第 16 条第 2 項又は法第 35 条第 2 項に基づき工事の軽微な変更届出書を作成して提出してください。

##### 【軽微な変更に該当する事項】

- ア 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）
- ウ その他、許可権者が軽微な変更と認めるもの

表 3.2.4 変更届出に必要な書類

書類	様式	添付書類	届出時期
工事の軽微な変更届出書	市細則 第 13 号 様式	・直近の許可証の写し	事例発生後、 遅滞なく

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

### 3.2.4 変更協議の申出

#### 法第 16 条第 3 項、第 35 条第 3 項

盛土等に関する工事において、法第 15 条又は第 34 条で協議の申出をした工事について、法第 16 条第 3 項又は第 35 条第 3 項に基づく変更の協議を行う場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書又は土石の堆積に関する工事の変更協議申出書を作成して提出してください。

表 3.2.5 変更協議に必要な書類

工事の種類	書類	様式	添付書類	備考	届出時期
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	市細則 第 14 号 様式	・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴い、その内容が変更となる事項に係るもの	(法第 16 条第 3 項、第 35 条第 3 項) 「2.6.3 国等協議の申出に必要な書類等」【表 2.6.14】を参照  (省令第 37 条第 1 項に規定の図書)	変更後の工事に着手する <u>30 日前まで</u>
土石の堆積	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	市細則 第 15 号 様式	・土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴い、その内容が変更となる事項に係るもの	(法第 16 条第 3 項、第 35 条第 3 項) 「2.6.3 国等協議の申出に必要な書類等」【表 2.6.14】を参照  (省令第 37 条第 2 項に規定の図書)	
共通	協議成立通知書の写し	－		過去に変更協議をしている場合は直近のもの	

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

### 3.2.5 盛土等に関する工事の一時中止・再開の届出

#### 法第 28 条、第 35 条、省令第 37 条、第 61 条、第 67 条

盛土等に関する工事について、許可を受け又は届出した工事主は、既に着手した工事を一時中止するとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに盛土等に関する工事の一時中止・再開届出書を作成して提出してください。

なお、工事を廃止する際には、後述する「工事の廃止の届出」を参照してください。

表 3.2.6 工事の一時中止・再開に必要な書類

書類	様式	添付書類	届出時期
盛土等に関する工事の一時中止・再開届出書	市細則 第 17 号 様式	直近に許可を受けた際の許可証の写し	一時中止・再開の見込みが生じた場合、すみやかに

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

### 3.3 工事の廃止の届出

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受け、着工前に廃止が決まった場合は、事前に許可権者と協議し、盛土等に関する工事廃止届出書を提出してください。

許可申請の可否が示される前であれば、許可申請の取下げ届出書を、また、許可後で工事を既に行っている場合は、進捗状況に応じて変更届出又は変更許可申請書及び添付書類を提出することになります。

なお、土石の堆積は一時的なものであり、工事廃止の際には除却することが前提になるため、工事廃止届出書の提出の対象外になります。

表 3.3.1 工事の廃止や申請の取下げに必要な書類

No.	書類	様式	添付書類	届出時期
1	盛土等に関する工事の廃止届出書	市細則 第 18 号 様式	直近に許可を受けた際の許可証の写し	廃止の見込みが生じた際、すみやかに
2	許可申請の取下げ届出書	市細則 第 22 号 様式		許可申請した計画を取下げ る必要が生じた際、ただちに

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

### 3.4 検査・定期報告

許可後における工事の進捗状況や許可基準に沿って安全対策が実施されているかどうかを確認するために定期報告及び検査を実施します。

#### ①施行状況の定期報告

**法第 19 条、第 38 条、省令第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 78 条、第 79 条、第 80 条**

盛土等に関する工事において、その進捗状況を省令第 49 条又は第 79 条に定められた期間(3か月)ごとに、工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真と、その他必要な書類を添付し省令第 50 条又は第 80 条に定められた内容を報告する必要があります。なお、工事期間が3か月に満たない場合、報告は不要です。

#### ②施行中の中間検査

**法第 18 条、第 37 条、省令第 45 条、第 46 条、第 75 条、第 76 条**

盛土等に関する工事において、「特定工程」に係る工事が完了した場合、省令第 45 条又は第 75 条に定められた期間内に中間検査の申請を行う必要があります。

#### ③工事完了後の完了検査等

**法第 17 条、第 36 条、**

**省令第 39 条、第 40 条、第 42 条、第 43 条、第 69 条、第 70 条、第 72 条、第 73 条**

許可を受けた盛土又は切土に関する工事において、当該許可に係る工事の全てが完了した際には、省令第 39 条又は第 69 条に定められた期間内に、許可を受けた土石の堆積に係る工事において、除却が完了した際には省令第 42 条又は第 72 条に定められた期間内に完了検査等の申請を行う必要があります。

中間検査、完了検査、除却の確認及び定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- ア 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- イ 検査日等の調整に当たっては、申請前十分な期間※を取って日程調整を行うこと
- ウ 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- エ 特定工程、あるいはすべての工事完了から 4 日以内に検査の申請すること
- オ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できるようにすること
- カ 定期報告の内容、中間検査及び完了検査等の結果に、不適当な箇所があった場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度検査・確認を受けること

※検査の申請を提出する 1~2 週間前に、電話等で検査の日程調整をしていただければ、スムーズに対応可能です。申請、提出における詳細は次ページ以降をご参照ください。

### 3.4.1 定期報告

#### 法第 19 条、第 38 条

定期報告は、一定規模（表 3.4.1 を参照）以上で工事期間が 3 か月を超える工事について、その進捗状況等を 3 か月ごと に報告するものです。定期報告の対象となる報告事項を表 3.4.2 に、定期報告に必要な書類を表 3.4.3 に示します。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断された場合は、必要な対策を講じる必要があります。※国等協議又は都市計画法でみなし許可を受けている場合でも、表 3.4.1 の報告を要する規模に該当する場合は、盛土規制法の許可を受けた工事と同様に定期報告を行う必要があります。

表 3.4.1 定期報告の対象規模等

工事の種類	報告を要する規模	報告の期間
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	ア 盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時にやって、高さ 5m 超の崖を生ずるもの (ア、イを除く) エ 盛土で高さ 5m 超となるもの (ア、ウを除く) オ 盛土又は切土の面積 3,000m <sup>2</sup> 超となるもの (ア～エを除く)	許可日から <u>3 か月ごと</u>
土石の堆積	ア 堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m <sup>2</sup> 超となるもの イ 堆積の面積 3,000 m <sup>2</sup> 超となるもの	

表 3.4.2 定期報告における報告事項

工事の種類	報告事項
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	ア 工事が施行される土地の所在地 イ 工事の許可年月日及び許可番号 ウ 前回の報告年月日 (2 回目以降) ○報告時点における次の事項 • 盛土又は切土の高さ • 盛土又は切土の面積 • 盛土又は切土の土量 • 擁壁等 (擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め) に関する工事の施行状況
土石の堆積	○報告時点における次の事項 • 土石の堆積の高さ • 土石の堆積の面積 • 土石の堆積の土量 ○前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※工事を一時中止 (冬期間を除く) する場合は、年月日及び理由を記載すること。

表 3.4.3 定期報告に必要な提出書類

工事の種類	書類	様式	添付書類	備考
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	市細則 第 19 号 様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真</li> <li>その他の書類</li> </ul>	(省令第 48 条第 1 項、省令第 78 条第 1 項)
土石の堆積	土石の堆積に関する工事の定期報告書	市細則 第 20 号 様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真</li> <li>その他の書類</li> </ul>	(省令第 48 条第 2 項、省令第 78 条第 2 項)
みなし許可対象 (都市計画法)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	市細則 第 19 号 様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用計画図</li> <li>都市計画法の開発許可証の写し</li> <li>報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真</li> <li>その他の書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回の報告以降に変更を行っている場合は、最新の図面とそれに係る変更許可証も含む</li> <li>なお、過去に提出済みの場合は不要</li> </ul>

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

### 3.4.2 中間検査

#### 法第 18 条、第 37 条

中間検査は、工事完了後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土並びに切土の安定性にかかる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正が必要と判断された場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査合格後に次の工程に進むことができます。

中間検査は、特定工程に係る工事の完了から 4 日以内に申請を行う必要があります。検査申請の 1 ~ 2 週間前に、電話等で検査の日程調整をしていただければ、スムーズに対応可能です。

検査方法については、現地立会いによる確認を基本とし、現地立会いによる確認が困難な場合は、必要な検査項目を満足することを前提に書類及び写真での確認や、遠隔臨場での確認を行います。

※国等協議又は都市計画法でみなし許可を受けている場合でも、表 3.4.4 の検査を要する規模に該当する場合は、盛土規制法の許可を受けた工事と同様に中間検査を受ける必要があります。

表 3.4.4 中間検査の対象規模等

工事の種類	検査を要する規模	対象工程	申請時期
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	ア 盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時にやって、 高さ 5m 超の崖を生ずるもの (ア、イを除く) エ 盛土で高さ 5m 超となるもの (ア、ウを除く) オ 盛土又は切土の面積 3,000m <sup>2</sup> 超となるもの (ア~エを除く)	・盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程 ・排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程	特定工程に係る工事の完了から <u>4日以内</u>

表 3.4.5 暗渠排水工の中間検査項目

中間検査項目	検査内容	写真撮影時の留意事項
配置と規格	・計画内容と現地条件を照査し、 適切に施行されているか	・各層ごとに施行状況や出来形の写真を撮影し、 完了検査申請時に証拠として提出する
集水管接続部	・適切に処理されているか	・撮影時には、確認ポイントが明確に写るように する
集水管端部	・土砂流入防止措置は適切か	なお、敷均し厚さは箱尺 (スタッフ) 等で確認 できるようにする
現地地盤からの湧水 の処理	・適切に処理されているか	
渓流や既設水路等の 通過水流	・適切に処理されているか	

表 3.4.6 中間検査に必要な提出書類

工事の種類	書類	様式	添付書類	備考
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令別記 様式第十三	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査対象に係る工事の内容を明示した平面図</li> <li>・検査対象の写真</li> </ul>	(省令第 46 条、第 76 条)
みなし許可対象 (都市計画法)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査対象に係る工事の内容を明示した土地利用計画図</li> <li>・検査対象に係る工事の内容に関する平面図及び構造図</li> <li>・都市計画法の開発許可証の写し</li> <li>・検査対象の写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の届出以降に変更を行っている場合は、最新の図面とそれに係る変更許可証も含む</li> <li>・なお、過去に提出済みの場合は不要</li> </ul>

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

表 3.4.7 中間検査時の写真撮影箇所

撮影対象	確認項目（政令の技術基準該当箇所）		写真提出時期
	政令		
地下水の排水施設の状況	第 16 条第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか</li> <li>・当該地盤面に設置する排水施設は、政令第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで（第 2 号ただし書きを除く）のいずれにも該当するものとなっているか</li> </ul>	中間検査 申請時
	第 16 条第 1 項 第 1 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか</li> </ul>	
	第 16 条第 1 項 第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか</li> <li>※崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合には、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる</li> </ul>	
	第 16 条第 1 項 第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか</li> </ul>	

### 3.4.3 完了検査、確認申請

法第 17 条、第 36 条

#### (1) 完了検査等の申請

工事が許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査等を実施します。盛土又は切土に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に関する工事を完了したときは除却の確認を受ける必要があります。

また、土石の堆積に関する工事において、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設置完了時においても速やかに検査を受ける必要があります。

完了検査及び確認は、工事完了から 4 日以内に申請を行う必要があります。検査申請の 1~2 週間前に、電話等で検査の日程調整をしていただければ、スムーズに対応可能です。

検査方法については、土地の形質の変更（盛土又は切土）においては、現地立会いによる確認を基本とし、現地立合いによる確認が困難な場合は、必要な検査項目を満足することを前提に書類及び写真での確認や、遠隔臨場での確認を行います。また、土石の堆積における確認は、書類及び写真での確認を基本とし、それらの確認が困難な場合は、遠隔臨場や現地立ち合いでの確認を行います。

※都市計画法のみなし許可を受けている場合は、都市計画法の規定による完了検査を受けることで、盛土規制法の完了検査を受けたものとみなされます。

表 3.4.8 完了検査等の対象工程

工事の種類	対象工程	申請時期
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了	工事完了から <b>4 日以内</b>
土石の堆積	堆積した土石の除却完了	措置完了後 <b>速やかに</b>
	堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板（構台等）の設置）の完了 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）の完了	

表 3.4.9 完了検査等に必要な提出書類

工事の種類	書類	様式	添付書類	備考
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令別記 様式第九	・検査、確認対象に係る工事の内容を明示した平面図	(省令第 40 条、第 70 条)
土石の堆積	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令別記 様式第十一	・検査、確認対象の写真	(省令第 42 条、第 73 条)
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書 (準用)	省令別記 様式第十三 (準用)		※対象工事がある場合、手続きについて個別指導

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

## (2) 写真撮影についての留意事項

工事完了の検査は、完了部分が申請された設計及び許可に付した条件に適合しているかについて確認します。盛土等の外形より判断する形状及び性質の検査を原則としますが、盛土の締固め、排水管の埋設工事又は擁壁の築造工事など、工事完了後に目視での確認が困難な部分の工事については、写真により施行状況を確認しますので、写真撮影による記録を徹底してください。

工事の各段階において、次の点に注意して写真の撮影を行ってください。

- ・各種構造物・改良厚等の寸法を確認するために撮影する場合は、すべて箱尺（スタッフ）等の測定器具を使用して、寸法が読み取ることができるよう撮影すると共に、その状況がわかるように全景の写真も撮影してください。
- ・撮影箇所、撮影年月日、構造物の内容等が確認できるように、内容を記入した黒板を写し込んで撮影してください。
- ・擁壁については、施行完了後に確認することが特に困難ですので、注意してください。
- ・工事完了後に目視での確認が困難な箇所以外に、工事監理者が必要と判断したものについては隨時撮影するようにしてください。

表 3.4.10 工事の段階と求められる写真

工事の段階	必要な写真	内容	備考
現況写真 (工事着手前)	全景	敷地の状況や擁壁築造予定箇所等の状況が確認できるもの	
施行中	地盤	(イ) 伐開、伐根、表土の除去 (ロ) 地下埋設工その他の地下構造物（寸法明示のこと） (ハ) 15 度以上の傾斜地盤上に盛土する場合の地山段切りの施工状況 (二) のり面保護工（竣工状況） (ホ) 盛土部の施工状況（定規等を設置し、30cm ごとに転圧している状況がわかるもの） (ヘ) その他（不良土砂の入れ替え、竣工状況など）	
	擁壁	すべての許可対象擁壁の構造躯体ごとに撮影 （写真提出時は擁壁築造の流れを構造躯体ごとにまとめて綴じること） (イ) 床掘（寸法明示のこと） (ロ) 練積み造擁壁（寸法明示のこと） (ハ) コンクリート造擁壁（寸法明示のこと） (二) その他（竣工状況など）	
	排水施設	(イ) 管渠の設置状況（寸法明示のこと） (ロ) 槁の設置状況（寸法明示のこと） 槁については泥溜め 15cm 以上確保出来ていることが確認できるもの (ハ) 水路等の構造物（寸法明示のこと） (二) 盛土内の排水施設（寸法明示のこと） (ホ) その他（マンホール、インバート、竣工状況など）	
	その他	(イ) 深層改良工（柱状改良）、杭打設工（杭間距離・杭径、打設状況、竣工状況等）、待ち受け擁壁（落石防護等）、軟弱地盤対策工、崖面崩壊防止施設 (ロ) 各種土質試験等（平板載荷試験、RI 試験の状況、調査位置の全景等） (ハ) その他、県から指示があった工種	
完了後	全景	現況写真（工事着手前）撮影時と同地点を撮影したもの	施行中の重機等が写っているもの、整地が未完了のものは不可

表 3.4.11 工事施工中の撮影箇所

撮影対象	確認項目（政令の技術基準該当箇所）		定期報告提出対象	写真提出時期	
	政令				
宅地造成又は特定盛土等	地盤の状況	第 7 条第 1 項 第 1 号イ	おおむね 30cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めているか	—	完了検査申請時
		第 7 条第 1 項 第 1 号ロ	盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができるよう、砂利等を用いて透水層を設けているか	—	
		第 7 条第 1 項 第 1 号ハ	必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置を講じているか	—	
		第 7 条第 1 項 第 2 号	著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講じているか	—	
		第 7 条第 2 項 第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換等の措置を講じているか	—	
	練積擁壁の厚さの状況	第 10 条第 1 項 第 1 号	練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ「技術的基準編 P55 表 3.3.1」に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが 40cm 以上（擁壁の設置される地盤の土質が第一種・第二種に該当しない場合は 70cm 以上）となっているか	○	定期報告対象 → 定期報告時
	練積擁壁の控え長さ、背面の状況	第 10 条第 1 項 第 2 号	石材等の組積材は、控え長さを 30cm 以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか	○	
	練積擁壁前面の根入れ深さの状況	第 10 条第 1 項 第 4 号	擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの 15%（最低 35cm）（擁壁の設置される地盤の土質が「技術的基準編 P55 表 3.3.1」の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの 20%（最低 45cm））となっているか	○	
	基礎の状況	第 11 条	建築基準法政令第 38 条（基礎）の規定を準用しているか	○	
	鉄筋の状況	第 11 条	建築基準法政令第 73 条（鉄筋の継手・定着）の規定を準用しているか	○	
	擁壁裏面の状況	第 12 条	擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積 3m <sup>2</sup> 以内ごとに少なくとも 1 個の内径が 7.5cm 以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか	○	定期報告対象外 → 完了検査申請時
土石の堆積	崖面崩壊防止施設の裏面の状況	第 14 条第 1 項 第 2 号イ	崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合において崖面と密着した状態を保持することができる構造となっているか	○	設置後速やかに
		第 14 条第 1 項 第 2 号ハ	崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造となっているか	○	
	中間検査対象以外の地下埋設管の状況	第 16 条第 1 項 第 1 号	盛土・切土をする場合において、地表水等により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設を設置しているか	○	
		第 16 条第 1 項 第 2 号	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか ※崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる	○	
		第 16 条第 1 項 第 3 号	排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものとなっているか	○	

### 3.5 工事完了の届出

届出を行った工事が完了した際には、速やかに「届出工事の完了届出書」を提出してください。

なお、都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の届出をしたものとみなされた工事については、都市計画法の規定に基づいた工事完了に係る手続きを行うことで、盛土規制法による完了届出も提出されたものとみなされます。

表 3.5.1 届出工事の完了届出書提出書類

書類	様式	備考
届出工事の完了届出書	市細則 第 20 号様式	－

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

### 3.6 法に適合していることの証明書の交付

#### 省令第 88 条

建築基準法第 6 条第 1 項、若しくは第 6 条の 2 第 1 項における建築確認申請のために、盛土規制法（第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 35 条第 1 項）に適合している、又はその対象とならない工事であることを示す証明書の交付を受けることができます。必要書類を添付した上で、それに対応する証明申請書を提出してください。

盛土規制法に適合している旨を示す証明書は、対象工事の完了検査後も交付可能ですが、建築確認申請においては、検査済証の写しで適合を確認することができるため、特段の理由がない限り証明書は不要です。なお、完了検査後から期間が経過している場合や維持管理の状況によっては、盛土規制法に適合することを証明できないこともあるため、ご注意ください。

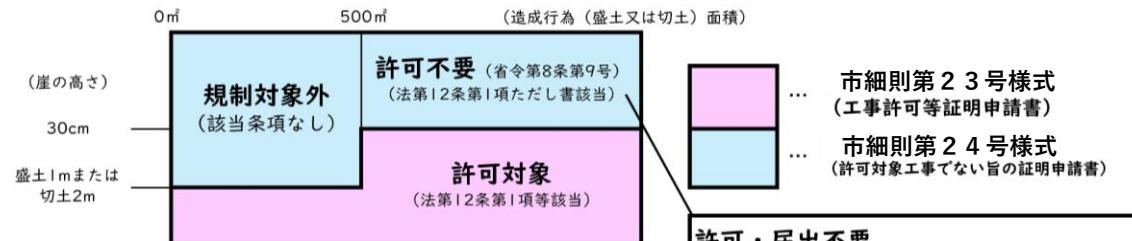
表 3.6.1 証明申請書に要する添付書類

No.	書類	様式	添付書類	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書	市細則第 23 号様式	・平面図	(省令第 88 条)
2	宅地造成又は特定盛土等に関する許可対象で工事でない旨の証明申請書	市細則第 24 号様式	各号に定める工事に該当することを証する書類	
			各号に定める工事に該当することを証する書類	
			各号に定める工事に該当することを証する書類	
			・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・求積図	
			・主となる本体工事の施行範囲、工事期間が読み取れる工事施行計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図 ・地形図	

表 3.6.2 証明申請の手数料

手数料
1 件につき 450 円

**宅地造成等工事規制区域内で盛土又は切土がある場合**



**特定盛土等規制区域内で盛土又は切土がある場合**

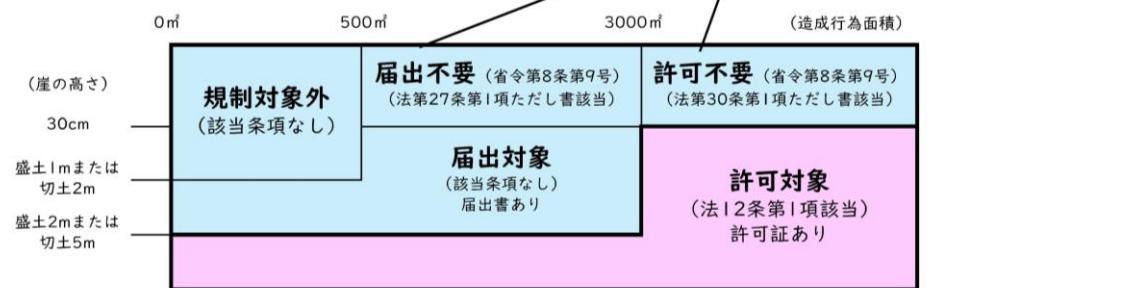


図 3.6.1 証明申請書の種別について

## 3.7 土地の保全等

### 3.7.1 基本事項

盛土規制法における規制区域内の盛土等が行われた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という）は、盛土等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。盛土等の土地所有者等の概念を図 3.7.1 盛土等の土地所有者等の概念図に示します。

盛土等に変状や湧水等、災害につながりうる状況が確認された場合は、土地所有者等はその土地を災害が生じないよう安全な状態に改善する必要があります。なお、造成宅地のように、個別の盛土等に対し、土地所有者等が複数存在する場合は、個々の土地所有者等が自ら所有、管理、占有する土地について、適切に維持管理を行うことに加え、土地所有者等が互いに連携し、盛土等全体を維持管理することが重要です。

詳細については、「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」をご参照ください。

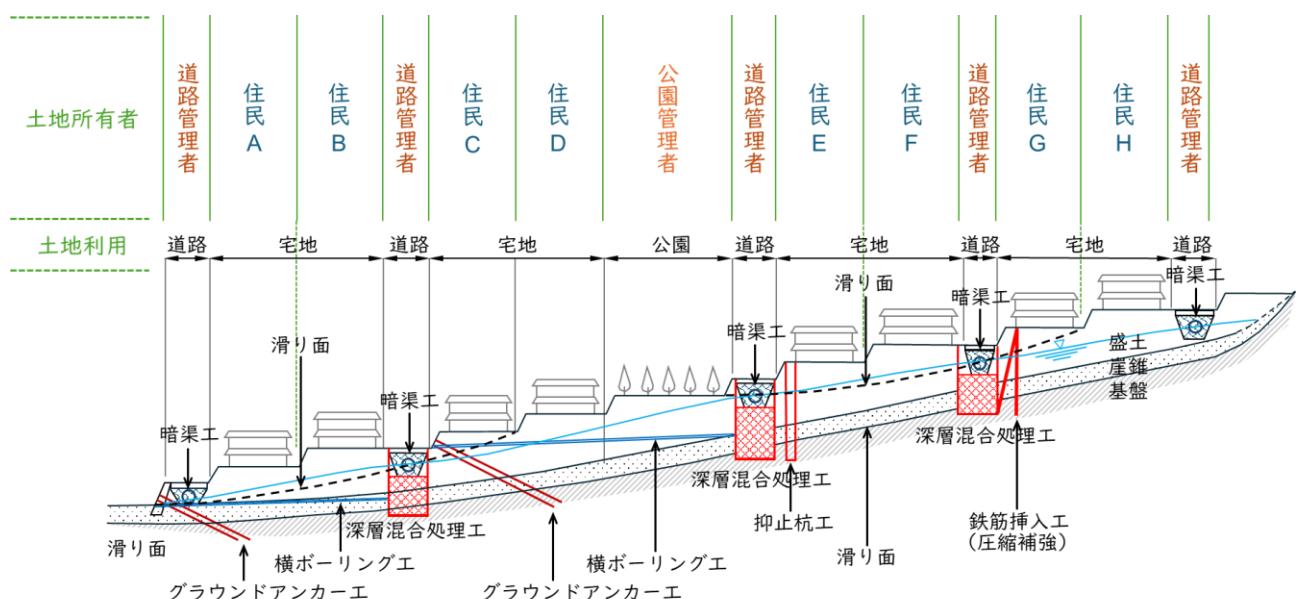


図 3.7.1 盛土等の土地所有者等の概念図

(盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 令和5年5月 参照)

### 3.7.2 土地の保全における着眼点

盛土等の維持管理は、災害発生の兆候の把握と災害防止措置の機能維持を目的とするものに大別されます。日常的な維持管理における着眼点を表 3.7.1 に示します。

表 3.7.1 日常的な維持管理の内容や実施頻度

目的	対象箇所	日常的な維持管理の対象	点検清掃頻度	
			大地震時、豪雨時 <sup>※1</sup> の点検	大雨震後
災害発生の兆候の把握	盛土上面、盛土又は切土のり面、擁壁	・盛土上面や盛土／切土のり面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認 ・のり面地山からの湧水の有無を確認	○	○
	排水施設（地表水、地下水）	・盛土下の暗渠排水施設からの地下水、のり面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認 ・暗渠呑口や排出口が詰まっているか確認		○
	その他	・ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化（水位上昇の有無）を確認 <sup>※2</sup>		○ ※3
災害防止措置の機能維持	抑止工（地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工）	・グラウンドアンカー工や地山補強土工頭部が飛び出し、落下等していないか確認 ・抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認 ・アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施 <sup>※2</sup>	○	
	のり面保護工（モルタル吹付工、コンクリート枠工等）、擁壁工	・擁壁やのり面工にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認 ・コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修	○	
	崖面崩壊防止施設（大型かご枠工）、かご工（ふとんかご工）	・大型かご枠工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認 <sup>※4</sup> ・鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討	○	○
	植生工	・盛土のり面における裸地化、土砂流出の有無を確認 ・健全な植生の生育によるのり面の侵食防止等の観点から、豪雨時において植生の喪失や倒木の有無、日常において地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認 ・立地条件や必要性に応じた補植や密度調整（伐採）の実施	○	○
	排水施設（地表水・地下水）	・盛土上面やのり面の排水施設で枯葉等による詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施 ・暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で詰まっているか確認、詰まりが確認された場合は除去作業の実施 ・管内カメラ調査を実施 <sup>※2</sup> し、地下水排除工（暗渠工）の詰まり等を確認		○

※1 大地震、豪雨の規模については、震度 5 弱以上の地震が観測されたとき及び大雨警報以上の気象警報が発令されたときに該当する点検を実施。また、点検後は直近の点検結果と比較すること

※2 実施方法等は専門家に相談が必要

※3 豊水期、渇水期を含む長期間の実施が望ましい

※4 崖面崩壊防止施設が地盤の変形に追従して変形している場合のように、施設の機能が損なわれていない部分的な変形は、変形とは扱わない

## 第4章 監督処分・罰則

法第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 39 条、第 41 条、第 42 条

### 4.1 監督処分

許可権者は、盛土規制法において、許可に付した条件を違反、無許可工事の実施等、不正が行われた場合等においては、相手方に対しそれぞれの要件により、監督処分、勧告、改善命令、行政代執行を行うことができます。

また、許可権者は自ら災害防止措置の全部、又は一部を講ずることが可能です。

表 4.1.1 監督処分

区域	相手方	条文	要件	監督処分内容
<監督処分>				
宅地造成等 工事規制区域	工事の許可を受けた 工事主／許可条件に違 反した者	法第 20 条 第 1 項	・偽りその他不正な手段により許可 を受けたとき ・許可に付した条件に違反したとき	許可取消
	工事主／ 工事請負人／ 現場管理者	法第 20 条 第 2 項	・無許可工事／許可基準・条件違反 ／中間検査違反	工事施行停止命令／ 災害防止措置命令
	土地の所有者等／ 工事主	法第 20 条 第 3 項	・無許可工事が施行された土地／ 中間・完了検査未受検・技術的 基準不適合土地	土地使用制限・禁止命令／ 災害防止措置命令
	土地の所有者等／ 工事主／工事請負人／ 現場管理者／ 工事従事者	法第 20 条 第 4 項	・法第 20 条第 2 項の工事施行停止 命令時、緊急の必要により弁明の 機会の付与ができないとき ・法第 20 条第 2 項の監督処分に該 当することが明らかなとき	工事施行停止命令
特定盛土等 規制区域	工事の許可を受けた 工事主／ 許可条件に違反した者	法第 39 条 第 1 項	・偽りその他不正な手段により許可 を受けたとき ・許可に付した条件に違反したとき	許可取消
	工事主／ 工事請負人／ 現場管理者	法第 39 条 第 2 項	・無許可工事／許可基準・条件違反 ／中間検査違反	工事施行停止命令／ 災害防止措置命令
	土地の所有者等／ 工事主	法第 39 条 第 3 項	・無許可工事が施行された土地／ 中間・完了検査未受検・技術的基 準不適合土地	土地使用制限・禁止命令／ 災害防止措置命令
	工事主／ 工事請負人／ 現場管理者／ 工事従事者	法第 39 条 第 4 項	・法第 20 条第 2 項の工事施行停止 命令時、緊急の必要により弁明の 機会の付与ができないとき ・法第 20 条第 2 項の監督処分に該 当することが明らかなとき	工事施行停止命令

国土交通省 HP 「盛土規制法の概要」 から引用 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

表 4.1.2 勧告、改善命令

区域	相手方	条文	要件	監督処分内容
<勧告>				
宅地造成等 工事規制区域	土地の所有者等／ 工事主／工事施行者	法第 22 条 第 2 項	・災害の防止のため必要があるとき	災害防止のため必要な措置勧告 例)擁壁等設置、改造
特定盛土等 規制区域	工事主	法第 27 条 第 3 項	・災害の防止のため必要があるとき (届出受理日から 30 日以内)	必要な措置を勧告 例)工事の計画変更
	土地の所有者等／ 工事主／工事施行者	法第 41 条 第 2 項	・災害の防止のため必要があるとき	災害防止のため必要な措置勧告 例)擁壁等設置、改造
<改善命令>				
宅地造成等 工事規制区域	土地の所有者等／ 原因行為者	法第 23 条	・災害防止措置未了／極めて不十分なとき ・災害発生のおそれが大きいとき	災害防止工事命令 例)擁壁等設置改造／ 盛土の改良／土石の除却
特定盛土等 規制区域	工事主	法第 27 条 第 4 項	・正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき	勧告に係る措置をとるべきこと 例)工事の計画変更
	土地の所有者等／ 原因行為者	法第 42 条	・災害防止措置未了／極めて不十分なとき ・災害発生のおそれが大きいとき	災害防止工事命令 例)擁壁等設置改造／ 盛土の改良／土石の除却

国土交通省 HP 「盛土規制法の概要」から引用 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

表 4.1.3 行政代執行

区域	相手方	条文	要件	監督処分内容
<行政代執行>				
宅地造成等 工事規制区域	土地の所有者等／ 工事主等	法第 20 条 第 5 項	・災害防止措置命令後（監督処分） 未措置／不十分／措置見込みなし ・命すべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるいとまがないとき	略式代執行 (事前公告義務)
	土地の所有者等／ 原因行為者	法第 23 条 第 3 項 (法第 20 条 第 5 項)	・災害防止措置命令後（改善命令） 未措置／不十分／措置見込みなし ・命すべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるいとまがないとき	略式代執行 (事前公告義務)
特定盛土等 規制区域	土地の所有者等／ 工事主等	法第 39 条 第 5 項	・災害防止措置命令後（監督処分） 未措置／不十分／措置見込みなし ・命すべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるいとまがないとき	略式代執行 (事前公告義務)
	土地の所有者等／ 原因行為者	法第 42 条 第 3 項 (法第 39 条 第 5 項)	・災害防止措置命令後（改善命令） 未措置／不十分／措置見込みなし ・命すべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるいとまがないとき	略式代執行 (事前公告義務)

国土交通省 HP 「盛土規制法の概要」から引用 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

## 4.2 罰則規定

盛土規制法の罰則のうち、主なものについて、表 4.2.1 に示します。盛土規制法では、罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について高い水準に強化されています。

表 4.2.1 盛土規制法の罰則適用について

違反内容	対象	条文 (法)	法定刑		法人重科 罰金
			拘禁	罰金	
手続き違反	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者	第 55 条第 1 項 第 1・2 号	3 年	1000 万円	3 億円
	中間検査、定期報告、完了検査の申請をしなかった者	第 56 条第 1・2 号	1 年	300 万円	300 万円
	届出をしなかった又は しないで工事をした者	特定盛土等規制区域の届出	第 57 条	1 年	100 万円
		区域指定時に工事中の届出	第 58 条第 3 号	6 月	30 万円
		擁壁等に関する工事の届出	第 58 条第 4 号		
		公共施設用地の転用の届出	第 58 条第 3 号		
		軽微な変更の届出	第 61 条	—	30 万円*
虚偽申請	虚偽申請により許可を受けた者	第 55 条第 1 項 第 1・2 号	3 年	1000 万円	3 億円
	虚偽の中間検査申請、定期報告、完了検査申請をした者	第 56 条第 1・2 号	1 年	300 万円	300 万円
	虚偽の届出をした者	特定盛土等規制区域の届出	第 57 条	1 年	100 万円
		区域指定時に工事中の届出	第 58 条第 3 号	6 月	30 万円
		擁壁等に関する工事の届出	第 58 条第 4 号		
		公共施設用地の転用の届出	第 58 条第 3 号		
		軽微な変更の届出	第 61 条	—	30 万円*
	虚偽の報告をした者	報告徴収に対する報告	第 58 条第 5 号	6 月	30 万円
技術的基準 違反	技術的基準に違反して工事の設計をした者（設計図書を用いない又は従わないで工事をした工事施行者） ※違反行為が工事主等の故意による時はその者を含む	第 55 条第 2・3 項	3 年	1000 万円	3 億円
標識掲示 義務違反	許可等を受けている旨の標識を掲示しなかった者	第 59 条	—	50 万円	50 万円
立入拒否	立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者	第 56 条第 4 号	1 年	300 万円	300 万円
報告拒否	報告徴収に対し報告をしなかった者	第 58 条第 5 号	6 月	30 万円	30 万円
命令違反	監督処分（工事中止、使用禁止・制限、災害防止措置）に違反した者	第 55 条第 1 項 第 4 号	3 年	1000 万円	3 億円
	改善命令に違反した者	第 56 条第 3 号	1 年	300 万円	1 億円
	特定盛土等規制区域の届出に対する命令に違反した者				
基礎調査のための土地の立入りを拒み又は妨げた者		第 58 条第 1 号	6 月	30 万円	30 万円

※軽微な変更の届出に違反した場合は罰金ではなく過料が科されます。

※この表に記載されている罰則は最大のものです。

## 第5章 様式集

### 5.1 様式

No	様式番号	名称
01	国様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
02	国様式第三	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）
03	国様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書
04	国様式第五	資金計画書(土石の堆積に関する工事)
05	国様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
06	国様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書
07	国様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書
08	国様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書
09	国様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書
10	国様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書
11	国様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書
12	国様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書
13	国様式第十八	公共施設用地の転用の届出書
14	国様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書
15	国様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書
16	国様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書
17	国様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書
18	国様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識
19	国様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識
20	市細則第 02 号様式	設計者の資格に関する申告書
21	市細則第 03 号様式	同意者一覧表
22	市細則第 04 号様式	土地使用同意書
23	市細則第 05 号様式	周辺措置報告書
24	市細則第 06 号様式	工事主の資力及び信用に関する調書
25	市細則第 07 号様式	工事施行者の能力に関する申告書
26	市細則第 08 号様式	誓約書
27	市細則第 10 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書
28	市細則第 11 号様式	土石の堆積に関する工事の協議申出書
29	市細則第 13 号様式	工事の軽微な変更届出書
30	市細則第 14 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書
31	市細則第 15 号様式	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書
32	市細則第 16 号様式	届出工事の変更届出書
33	市細則第 17 号様式	盛土等に関する工事の一時中止・再開届出書
34	市細則第 18 号様式	盛土等に関する工事の廃止届出書
35	市細則第 19 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書
36	市細則第 20 号様式	土石の堆積に関する工事の定期報告書
37	市細則第 21 号様式	届出工事の完了届出書
38	市細則第 22 号様式	許可申請の取下げ届出書
39	市細則第 23 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書
40	市細則第 24 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する許可対象工事ではない旨の証明申請書
41	参考様式	委任状
42	参考様式	許可申請のチェックリスト

### 5.1.1 国様式（省令別記様式）

#### 国様式第二

##### 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <span style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">第12条第1項 第30条第1項</span> の規定により、 許可を申請します。		※手数料欄			
年　　月　　日					
青森市長　　様					
申請者　氏名					
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )				
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度：	度	分		
	経度：	度	秒、 分　　秒		
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	二 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
				メートル	メートル

ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の 保護の方法				
リ 工事中の危害防止の ための措置				
ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって 付した条件	※許 可 番 号 欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
〔注意〕				
<p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。</p> <p>8 9欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

国様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	○○○	
	処分収入	
	○○○	
	補助負担金	
	○○○	
支 出	○○○	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	○○○	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	○○○	
	計	

## 2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目	年度	年度	年度	年度	
				年度	計
支出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	○○○				
	借入償還金				
	○○○				
収入	計				
	自己資金				
	借入金				
	○○○				
	処分収入				
	○○○				
	補助負担金				
	○○○				
	○○○				
	計				
	借入金の借入先				

国様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <span style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">第12条第1項 第30条第1項</span> の規定により、 許可を申請します。		※手数料欄		
年 月 日				
青森市長 様				
申請者 氏名				
1 工事主住所 氏名 ( 法人役員住所 氏名 )		( )		
2 設計者住所 氏名				
3 工事施行者住所 氏名				
4 土地の所在地及び地番 ( 代表地点の緯度経度 )		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積		平方メートル		
6 工事の目的				
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ		メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 ホ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置		番号	空地の幅
				メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			

	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル そ の 他 の 措 置		
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
	カ 工 程 の 概 要		
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※許 可 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕			
<p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

## 国様式第五

## 資金計画書（土石の堆積に関する工事）

## 1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	○○○	
	処分収入	
	○○○	
	補助負担金	
	○○○	
支 出	○○○	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	○○○	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	○○○	
	計	

## 2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目	年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 借入償還金 ○○○ 計				
収入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計				
	借入金の借入先				

国様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <span style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">第16条第1項 第35条第1項</span> の規定により、 変更の許可を申請します。		※手数料欄			
年 月 日 青森市長 様					
申請者 氏名					
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )				
2 設計者住所氏名					
3 工事施工者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立 方 メ ト ル		
		切 土	立 方 メ ト ル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ	メートル
			メートル	
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
12 変 更 の 理 由				
13 許 可 番 号	第 号			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※許 可 番 号 欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
〔注意〕				
<p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。</p> <p>8 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

國樣式第八

## 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 変更の許可を申請します。		<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">第16条第1項 第35条第1項</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div>の規定により、</div> </div>	
年　月　日			
青森市長　　様			
申請者　氏名			
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)			
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度：　度　　分　　秒 経度：　度　　分　　秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		メートル	
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			

	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項				
9 変 更 の 理 由				
10 許 可 番 号		第 号		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付 した条件	※許 可 番 号 欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

国様式第九

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

青森市長 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 17 条第 1 項} \\ \text{第 36 条第 1 項} \end{array} \right\}$  の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

国様式第十一

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

青森市長 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法
$$\left. \begin{array}{l} \text{第17条第4項} \\ \text{第36条第4項} \end{array} \right\}$$
 の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

国様式第十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

青森市長 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第18条第1項} \\ \text{第37条第1項} \end{array} \right\}$  の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号	
2 許可年月日	年 月 日	
3 工事をしている土地の所在地及び地番		
4 工事施行者住所氏名		
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回
	特定工程	
	中間検査合格証	
	番号	第 号
交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日
8 備考		

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

国様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

青森市長様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第21条第1項} \\ \text{第40条第1項} \end{array} \right\}$  の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名					
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)				
3 工事をしている土地の面積	平方メートル				
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
5 盛土又は切土の高さ	メートル				
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
7 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			
	切土	立方メートル			
8 工事着手年月日	年 月 日				
9 工事完了予定期日	年 月 日				
10 工事の進捗状況					

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

国様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

青森市長 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第21条第1項} \\ \text{第40条第1項} \end{array} \right\}$  の規定により、下記の工事について届け出ます。

1 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立法メートル
7 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
8 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
9 工 事 の 進 捗 状 況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

国様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法
$$\left. \begin{array}{l} \text{第21条第3項} \\ \text{第40条第3項} \end{array} \right\}$$
 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意]

届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

国様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第21条第4項} \\ \text{第40条第4項} \end{array} \right\}$  の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地 及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意]

届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

## 国様式第十九

## 特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

## 記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)					
2 設計者住所氏名					
3 工事施工者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の 保護の方法				
リ 工事中の危害防止の ための措置				
ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。</p> <p>6 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

国様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 主 住 所 氏 名 ( 法 人 役 員 住 所 氏 名 )	( )		
2 設 計 者 住 所 氏 名			
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 ( 代 表 地 点 の 緯 度 経 度 )	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土 地 の 面 積	平方メートル		
6 工 事 の 目 的			
工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空 地 の 設 置	番 号	空 地 の 幅
		メートル	

チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置  リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置  ヌ 工事中の危害防止のための措置  ル そ の 他 の 措 置  ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日  ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日  カ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			

[注意]

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

## 国様式第二十一

## 特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

## 記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )				
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	二擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル		メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面の 保護の方法					
リ 工事中の危害防止の ための措置					
ヌ そ の 他 の 措 置					
ル 工事着手予定年月日	年 月 日				
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要					
11 そ の 他 必 要 な 事 項					
12 変 更 の 理 由					
〔注意〕					
1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名 称及び代表者の氏名を記入してください。					
2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してく ださい。					
3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。					
4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してく ださい。					
5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。					
6 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付 してください。					
7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合にお いてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

## 国様式第二十二

## 土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

## 記

1 工事主住所 氏名 (法人役員住所 氏名)	( )		
2 設計者住所 氏名			
3 工事施行者住所 氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
		メートル	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除す			

	る措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル そ の 他 の 措 置	
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	カ 工 程 の 概 要	
8 そ の 他 必 要 な 事 項		
9 変 更 の 理 由		
〔注意〕		
1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。		
2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。		
3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。		
4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。		
5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。		
6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

国様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出			済標識	
1	工事主の住所氏名	見取図		
2	許可番号	第号		
3	許可又は届出年月日	年月日		
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ	メートル		
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年月日		
10	工事完了予定年月日	年月日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			
		50センチメートル以上		

[注意]

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

国様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見取図
1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第号	
3	許可又は届出年月日	年月日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年月日	
10	工事完了予定年月日	年月日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

[注意]

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

### 5.1.2 市様式

市細則第02号様式

#### 設計者の資格に関する申告書

年 月 日

青森市長 殿

設計者 住 所

氏 名

電 話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

〔第13条第2項〕  
宅地造成及び特定盛土等規制法〔第31条第2項〕に規定する設計者の資格について、

下記のとおり申告します。

記

1 該当資格		宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1項第1・2・3・4・5号				
2 資格に関する最終学歴		学 校 名			所 在 地	
		学部名・専攻学科			修業年月	年 月 卒業 中 退
3 資免許等		名 称				
		登録番号等				
		取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
4 実務経歴	勤務先の名称	所 在 地	在 職 期 間	職 名	職務内容	
			年月～年月	年 月 数		
5 設計経歴		事 業 主 名	工事施行者	施 行 場 所	面 積 (m <sup>2</sup> )	設 計 年 月
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

備考 1 記中の2又は3欄の申告事項を証する書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

同 意 者 一 覧 表

土地の所在地及び地番	地目	地積	権利の種別	権利者氏名	摘要

- 備考 1 申請者を含め全ての権利者について記載すること。  
2 権利種別欄は、所有権等登記事項証明書に記載された権利の種別を記入すること。  
3 同一物件に権利者が複数いる場合は、摘要欄にその旨を記載すること。  
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

土 地 使 用 同 意 書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

権利者 住 所

氏 名

印

電 話

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

私が権利を有する次の物件について、申請者が宅地造成及び特定盛土等規制法に関する工事を行うことに同意します。

土地の所在地及び地番	地目	地積	権利の種別	摘要

- 備考 1 申請者と権利者が同じである場合は、提出不要。  
2 印は実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。  
3 権利種別欄は、所有権等登記事項証明書に記載された権利の種別を記入すること。  
4 同一物件に権利者が複数いる場合は、摘要欄にその旨記載すること。  
5 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

## 周知措置報告書

年 月 日

青森市長 殿

申請者 住 所

氏 名

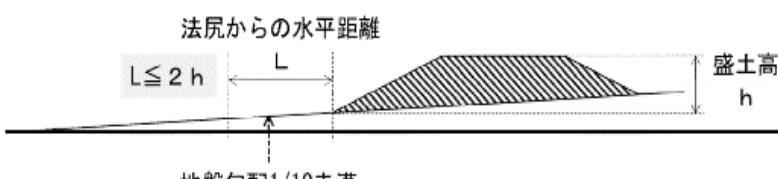
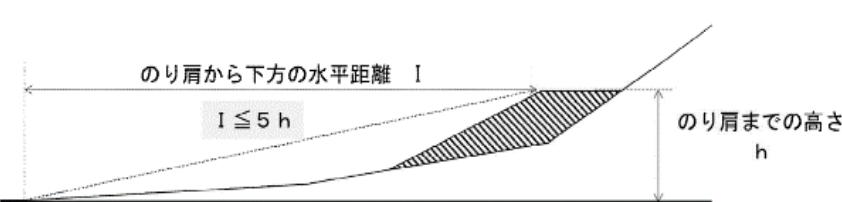
〔法人にあっては、主たる事務所の〕  
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（第11条・第29条）の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。

## 記

1 土地の所在地及び地番	
2 周知措置の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3 周知期間・日時	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 日 時 分から 時 分まで)
4 説明会開催場所	名称 所在地
5 説明会参加者数	人
6 書面配布範囲	
7 工事内容掲示場所	
8 住民からの意見等	

- 備考 1 2欄の周知措置の方法について、該当する□印の中に✓印を付すこと。
- 2 説明会を開催した場合は、開催日時を3欄のカッコ内に、開催場所を4欄に、参加者数を5欄に記入すること。また議事録及び出席者名簿を添付すること。
- 3 書面の配布をした場合は、配布日を3欄に、配布範囲（別紙1参照）を6欄に記入すること。また配布範囲が分かる位置図等を添付すること。
- 4 説明会及び書面の配布を複数回行った場合は、3欄の表を追加して記入すること。
- 5 工事内容の掲示をした場合は、掲示期間を3欄に、掲示場所を7欄に記入すること。
- 6 周知に使用した資料、書面、掲示物、WEBページなどの写しを添付すること。
- 7 説明会開催状況写真、書面配布状況写真、工事内容掲示状況写真などを添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ <math>h</math> に対して水平距離 <math>2h</math> 以内の範囲（※下図 L の範囲）</li> <li>上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</li> </ul> 
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土のり肩までの高さ <math>h</math> に対して盛土のり肩から下方の水平距離 <math>5h</math> 以内の範囲（※下図 I の範囲）</li> <li>上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</li> </ul> 
①渓流等における高さ 15m を超える盛土 ②渓流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、渓床勾配 2 度以上の範囲 1 に渓流等の渓床が存在するもの（①及び②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流の渓床勾配が 2 度以上の範囲（※下図）</li> <li>上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</li> </ul> 

＜周知の方法が説明会の開催に限られる渓流等で15mを超える盛土＞

・次に掲げる 2 つの要件のいずれにも該当する盛土をいいます（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第 7 条第 2 項第 2 号・宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第12条各号）。

1	<p>山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい以下に掲げるいずれかの土地に盛土をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山間部における、河川の流水が継続して存する土地</li> <li>・山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地</li> <li>・前 2 号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地</li> </ul>
2	高さが15メートルを超える盛土をする場合

## 工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

青森市長 殿

申告者 住 所

氏 名

電 話

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第2項第2号  
第30条第2項第2号〕に規定する必要な資力及び信用につ

いて、次のとおり申告します。

1 設立年月日	年 月 日		2 資本金	千円		
3 法令による登録等						
4 従業員数	人 (うち土木建築関係技術者 人)					
5 前年度事業量	千円		6 資産総額	千円		
7 前年度又は前年の 納 税 額	法人税又は所得税 事業税 千円 千円					
8 主たる取引金融機関						
9 役員略歴	職 名	氏 名	年 齢 (歳)	在社年 数 (年)	資格・免許・学歴・その他	
10 宅地造成工事等経歴	工事の種類	工事施行者	工事施行場所	面 積 (m <sup>2</sup> )	許認可の番号 年 月 日	着工・完了 年 月
					第 号 年 月 日	年 月 着工
					第 号 年 月 日	年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工
					第 号 年 月 日	年 月 完了

- 備考 1 3欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記載すること。また法令による登録等を受けていることを証する書類の写し（有効期限以内のもの）を添付すること。
- 2 次の書類を添付すること。
- ①法人にあっては、前事業年度における法人税及び法人事業税に関する納税証明書並びに最新の（直近の）登記事項証明書
- ②個人にあっては、前年における所得税、個人事業税に関する納税証明書並びに住民票
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 工事施工者の能力に関する申告書

年 月 日

青森市長 殿

工事施工者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第2項第3号  
第30条第2項第3号〕の規定により、工事施工者の能力について

次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日		資本金	千円	
法令による登録等					
従業員数	事務	技術	労務	計	
	人	人	人	人	
前年度納税額	法人税又は所得税 千円		事業税 千円		
主たる取引金融機関					
建設業法第26条による 主任技術者等住所氏名					
技術者略歴	職名	氏名	年齢 (歳)	在社年数 (年)	資格、免許、学歴、その他
宅地造成工事	注文主名	元請下請別	工事施工場所	面積 (m <sup>2</sup> )	許認可 年月日

- 備考 1 工事施工者が個人である場合は、関連する項目のみ記載すること。
- 2 「法令による登録等」の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記載すること。
- 3 次の書類を添付すること。
- ① 法人税又は所得税の納税証明書
  - ② 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票記載事項証明書）
  - ③ 事業経歴書
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 誓 約 書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

1 私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 法人であって、その役員のうちに（5）に該当する者があるもの
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 暴力団等であるか否か確認のため、警察へ照会がなされることに同意します。

年 月 日
(宛先) 青森市長 殿
申請者
住所
氏名
〔 法人には、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏 〕

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法<sup>第15条第1項</sup>  
<sup>第34条第1項</sup>の規定により、次のとおり協議します。

年 月 日

青森市長 殿

協議者 氏名

1 設計者住所及び氏名				<input type="checkbox"/>	
2 工事施行者住所及び氏名					
3 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
4 土地の面積	平方メートル				
5 工事着手前の土地利用状況					
6 工事完了後の土地利用					
7 盛土のタイプ	<input type="checkbox"/> 平地盛土 · <input type="checkbox"/> 腹付け盛土 · <input type="checkbox"/> 谷埋め盛土				
8 土地の地形	渓流等への該当 <input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立 方 メートル		
		切 土	立 方 メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ (m)	延 長 (m)
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ (m)	延 長 (m)
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法(cm)	延 長 (m)	

ト 崖面の保護の方法			
チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
リ 工事中の危害防止のための措置			
ヌ その他の措置			
ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ワ 工程の概要			
10 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※通知に当たって付した条件	※通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔備考〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないこと。</p> <p>2 1欄の設計者又は2欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。</p> <p>3 1欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横の□印に✓印を付すこと。</p> <p>4 2欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。</p> <p>5 3欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。</p> <p>6 7欄は、該当する盛土のタイプについて、□印の中に✓印を付すこと（複数選択可）。</p> <p>7 8欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無について、□印の中に✓印を付すこと。</p> <p>8 10欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。</p> <p>9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>			

## 土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項 第34条第1項 の規定により、次のとおり協議します。		
年　月　日		
青森市長 殿		
協議者 氏名		
1 設計者住所及び氏名		
2 工事施行者住所及び氏名		
3 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
4 土地の面積	平方メートル	
5 工事の目的		
6 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止のための措置		

ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工 程 の 概 要			
7 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※通知に当たって付した条件	※通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔備考〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないこと。</p> <p>2 1欄の設計者又は2欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。</p> <p>3 2欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。</p> <p>4 3欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。</p> <p>5 6欄には、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。</p> <p>6 7欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。</p> <p>7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>			

工事の軽微な変更届出書

年 月 日

青森市長 殿

(工事主) 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により、宅地造成等に関する工事の軽微な変更について下記のとおり届け出ます。

記

1 土地の所在地及び地番			
2 許可 (協議成立) 番号及び年月日	年	月	日 第 号
3 変更の理由			

4 変更に係る事項		
変更事項	変更前	変更後

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第3項 第35条第3項 の規定による協議をした宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更について、次のとおり協議します。					
年　月　日					
青森市長 殿					
協議者 氏名					
1 設計者住所及び氏名					
2 工事施行者住所氏名					
3 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
4 土地の面積	平方メートル				
5 工事着手前の土地利用状況					
6 工事完了後の土地利用					
7 盛土のタイプ	<input type="checkbox"/> 平地盛土 · <input type="checkbox"/> 腹付け盛土 · <input type="checkbox"/> 谷埋め盛土				
8 土地の地形	渓流等への該当 <input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ (m)	延 長 (m)
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ (m)	延 長 (m)
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法(cm)	延 長 (m)	

ト 崖面の保護の方法			
チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
リ 工事中の危害防止のための措置			
ヌ その他の措置			
ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ワ 工程の概要			
10 その他必要な事項			
11 変更の理由			
12 協議同意の文書番号			
※受付欄	※決裁欄	※通知に当たって付した条件	※通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔備考〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないこと。</p> <p>2 1欄の設計者又は2欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。</p> <p>3 1欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横の□印に✓印を付すこと。</p> <p>4 2欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。</p> <p>5 3欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。</p> <p>6 7欄は、該当する盛土のタイプについて、該当する□印に✓印を付すこと（複数選択可）。</p> <p>7 8欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無について、□印に✓印を付すこと。</p> <p>8 10欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。</p> <p>9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>			

## 土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法<sup>第16条第3項</sup><sub>第35条第3項</sub>の規定による協議をした土石の堆積に関する工事の計画変更について、次のとおり協議します。

年 月 日

青森市長 殿

協議者 氏名

1 設計者住所及び氏名		
2 工事施行者住所氏名		
3 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
4 土地の面積	平方メートル	
5 工事の目的		
6 工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における 堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良 その他の必要な措置	
ト 空地の設置	番号	空地の幅 (m)
チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		

ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			
7 その他必要な事項			
8 変更の理由			
9 協議同意の文書番号			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔備考〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないこと。</p> <p>2 1欄の設計者又は2欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。</p> <p>4 2欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。</p> <p>5 3欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。</p> <p>6 6欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。</p> <p>7 7欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。</p> <p>8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>			

届出工事の変更届出書

年 月 日

青森市長 殿

(工事主) 住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法  
第21条第1項・第3項  
第40条第1項・第3項の規定により届け出た工事について下記  
のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 最初に届け出た 年 月 日	年 月 日
2 工事をしている土地 の所在地及び地番	
3 変更事項	
4 変更理由	

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項又は第40条第1項の届出の場合には、変更に係る図面を添付すること。変更に係る図面は、変更前後が分かるように記入（変更前に見え消し朱書き記入）すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 盛土等に関する工事の一時中止・再開届出書

年 月 日

青森市長 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕盛土等に関する工事を次のとおり 一時中止 再開 したいので、届け出ます。

1 工事をしている土地 の 所 在 地 及 び 地 番			
2 最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	年 月 日		
3 許 可 (協 議 成 立) 番 号 及 び 年 月 日	年 月 日 第 号		
4 <input type="checkbox"/> 一時中止 <input type="checkbox"/> 再 開 年月日	中止予定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	再開予定 年月日	年 月 日	
5 <input type="checkbox"/> 一時中止 <input type="checkbox"/> 再 開 の 理 由			
6 工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置			

備考 1 欄上について、該当する□印の中に✓印を付すこと。

2 届出対象工事については、2欄に年月日を記載すること。

許可(協議)対象工事については、3欄に番号及び年月日を記載すること。

3 4欄について、該当する□印の中に✓印を付し、日付を記載すること。

4 5欄について、該当する□印の中に✓印を付し、理由を記載すること。

5 冬期間の工事の一時中止については、提出不要。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

盛土等に関する工事の廃止届出書

年 月 日

青森市長 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

盛土等に関する工事を次のとおり廃止したいので、届け出ます。

1 工事を廃止する土地 の 所 在 地 及 び 地 番	
2 最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	年 月 日
3 許 可 (協 議 成 立) 番 号 及 び 年 月 日	年 月 日 第 号
4 廃 止 年 月 日	年 月 日
5 廃 止 理 由	

備考 1 許可書（原本）を持参すること。

2 届出対象工事については、2欄に年月日を記載すること。

許可（協議）対象工事については、3欄に番号及び年月日を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

市細則第19号様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

青森市長 殿

(工事主) 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況等について、宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第1項  
第38条第1項〕の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 工事施行者の 住 所 氏 名				
2 工事が施行される 土地の所 在 地				
3 許可(協議成立) 番号及び年月日	年 月 日 第 号			
4 報 告 年 月 日	5 報告の時点におけ る盛土又は切土の高 さ (m)	6 報告の時点におけ る盛土又は切土の面 積 (m <sup>2</sup> )	7 報告の時点におけ る盛土又は切土の土量 (m <sup>3</sup> )	8 報告の時点におけ る擁壁等に関する工 事の実施状況
(第1回目) 年 月 日				
(第2回目) 年 月 日				
(第3回目) 年 月 日				
9 工事中止(予定)年月日	10 工事再開(予定)年月日	11 工事一時中止の理由		
年 月 日	年 月 日			

- 備考 1 第4回目以降の報告を行う場合は、欄を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地、その付近の状況並びに8欄の状況を明らかにする写真その他  
の書類を添付すること。
- 3 8欄の「擁壁等」とは、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーそ  
の他の土留めを指す。
- 4 工事を一時中止(冬期間を除く)する場合は、9、10及び11欄に年月日及び理由を記載すること。  
また工事一時中止期間中も定期報告は必要。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

市細則第20号様式

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

青森市長 殿

(工事主) 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の実施状況等について、宅地造成及び特定盛土等規制法  
〔第19条第1項〕  
〔第38条第1項〕の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 工事施行者の 住 所 氏 名				
2 工事が施行される 土地の所 在 地				
3 許可(協議成立) 番号及び年月日	年 月 日 第 号			
4 報 告 年 月 日	5 報告の時点にお ける土石の堆積の高 さ (m)	6 報告の時点におけ る土石の堆積の面積 (m <sup>2</sup> )	7 報告の時点に おける土石の堆積 の土量 (m <sup>3</sup> )	8 前回の報告から新たに堆 積された土石の土量及び除 却された土石の土量 (m <sup>3</sup> )
(第1回目) 年 月 日				
(第2回目) 年 月 日				
(第3回目) 年 月 日				
9 工事中止(予定)年月日	10 工事再開(予定)年月日	11 工事一時中止の理由		
年 月 日	年 月 日			

備考 1 第4回目以降の報告を行う場合は、欄を追加して使用すること。

2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況(堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する

措置の状況及び柵等の設置状況等)を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

3 工事を一時中止(冬期間を除く)する場合は、9、10及び11欄に年月日及び理由を記載すること。

また工事一時中止期間中も定期報告は必要。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

届出工事の完了届出書

年 月 日

青森市長 殿

届出者 住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第1項・第3項  
第27条第1項  
第40条第1項・第3項 の規定により届け

出た宅地造成等に関する工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

1 工事をした土地の 所在地及び地番	
2 最初に届け出た年月日	年 月 日
3 工事完了年月日	年 月 日
4 工事施行者の 住所及び氏名	
5 備 考	

備考 1 4欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

許可申請の取下げ届

年 月 日

青森市長 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

工事の許可申請を取り下げますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 工事場所の所在地 及び地番	
2 許可申請年月日	年 月 日
3 取下げの理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

市細則第23号様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法に適合していることを証する書面の交付を申請します。

年 月 日

青森市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

1	計画に係る土地の所在地及び地番	
2	許可(協議成立)番号及び年月日	年 月 日 第 号
3	備 考	

※ 本件について、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証明します。

年 月 日

青森市長

備考 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証が発行されている場合は3欄の備考に記載すること。  
(例:○○検査済証 ○年○月○日第○○号)

3 計画に係る土地の平面図を添付すること。(事業区域は赤線で囲むこと)

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 市細則第24号様式

## 宅地造成又は特定盛土等に関する許可対象工事でない旨の証明申請書

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定する宅地造成及び法第2条第3号に規定する特定盛土等の許可対象となる工事でないことを証する書面の交付を申請します。</p> <p>年　月　日</p> <p>青森市長 殿</p>		
<p>申請者 住 所 氏 名 電 話</p> <p>〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>		
1	計画に係る土地の所在地及び地番	
2	土地の面積	平方メートル
3	盛土等をする土地の面積	平方メートル
4	規制区域の種類	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域
5	盛土等の高さ	(最も高い部分) メートル
6	盛土等の崖の有無	<input type="checkbox"/> 盛土の崖有 <input type="checkbox"/> 切土の崖有 <input type="checkbox"/> 崖が生じない
7	工事予定期間	年　月　日 ～ 年　月　日
8	備考	
<p>※ 本件について、宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定する宅地造成及び法第2条第3号に規定する特定盛土等の許可対象となる工事でないことを証明します。</p> <p>年　月　日</p> <p>青森市長</p>		

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 4欄の規制区域の種類について、該当する□印の中に✓印を付すこと。
- 3 6欄の盛土等の崖の有無について、該当する□印の中に✓印を付すこと。  
「崖」・・・地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地
- 4 以下の書類を添付すること。  
 ①位置図  
 ②地形図（平面、断面）  
 ③盛土計画図（平面、断面）  
 ④その他市長が必要と認める図書
- 5 政令第5条第1項各号及び省令第8条第1号から第7号までに該当する場合は、8欄にその旨記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

参考様式

青森市長 殿

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

委 任 状

私は、下記のとおり代理人を定め、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請その他の手続きを委任します。

記

代理人	住所	
	氏名	
	電話番号	
委任事項		

- 備考 1 委任事項欄には、委任の範囲を記入すること。(例: 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条1項又は第30条第1項の許可申請から完了検査済証の受領まで)  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

### 5.1.3 許可申請のチェックリスト

#### 凡例

◎：必要(省令で定められた図書等) △：場合により必要  
○：必要(市細則等で定められた図書等) -：不要

書類の名称 (様式)	許可 12、30条		明示すべき事項	備考 (添付が必要な場合等)	原本の チェック	チ エ ッ ク 表
	形質の 変更	土石の 堆積				
全般(共通事項)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料の納付を確認した日を“受付日”として扱う。</li> </ul> <p>【申請方法】 ◆青森市建築指導課まで直接持参で提出すること。</p> <p>【手数料の納付】 ◆青森市建築指導課まで直接持参で納付すること。</p>		-	-
許可申請書						
書類1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (様式第二) または 土石の堆積に関する工事の許可申請書 (様式第四)	◎	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の押印は求めない。</li> </ul> <p>〈工事施行者住所氏名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未定のときは、後で定まってから工事着手前に軽微な変更届を出すこと。</li> </ul> <p>〈土地の所在地及び地番〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての地番を記入すること。</li> </ul> <p>なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外〇筆(別紙のとおり)」と記載し、別紙を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代表地点(中心付近)の緯度経度は、世界測地系に従った現地計測や国土地理院が公表している地理院地図で確認するなどし、秒の値を少数第一位まで記入すること。</li> </ul> <p>〈数値記入欄〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面積、高さ、体積(土量)、延長(寸法)の数値は、小数第三位以下を<u>切り捨て</u>、小数第二位まで記入すること。</li> </ul> <p>〈予定年月日欄〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事着手予定年月日は、特別の事情がなければ「許可後」とすること。</li> <li>工事完了予定年月日は、予定年月日または「許可(着手)後約〇〇日間」と記入すること。なお、工事期間は、工程表と整合させることとする。</li> </ul> <p>〈その他必要な事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。</li> </ul> <p>【土石の堆積】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「工事施行者住所氏名」は、工事の請負契約の請負人または自ら工事をする者について記載すること。</li> </ul> <p>なお、工事施行者の氏名(または名称)・住所の変更は、「軽微な変更」の対象となるので注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「工事の目的」は、「ストックヤード運営事業」など具体的な目的を記入すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>「堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置」について、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。(「別紙のとおり」と記載し別紙を添付してもよい。)</li> </ul>			

書類の名称 (様式)	許可 12、30条		明示すべき事項			原本の チェック 表
	形質の 変更	土石の 堆積			備考 (添付が必要な場合等)	
書類 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (様式第二) または 土石の堆積に関する工事の許可申請書 (様式第四)	◎	◎	【形質の変更】 ・「設計者住所氏名」について、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に「○」印を記入すること。 ・「工事着手前の土地利用状況」は、宅地、農地等または公共施設用地のうち該当するものを記入すること。 ・「工事完了後の土地利用」は、完了後の具体的な土地利用の用途および建築物等の建築の有無を記入すること ・「盛土のタイプ」について、該当する盛土のタイプに「○」印を記入すること(複数選択可) (1)平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土 ・「盛土又は切土の高さ」は、行為によって生ずる最大標高差を記入すること。 (盛土と切土が混在する場合は、盛土と切土を行った後の地盤面で最も高い標高と最も低い標高の差が最大標高差となる。) なお、次の行為は、高さの判断において、盛土等として取り扱わない。 ○舗装(アスファルト、コンクリート)≠盛土 ○擁壁の設置に伴う基礎掘削≠切土 ・「擁壁」、「崖面崩壊防止施設」及び「排水施設」は、種別、規格毎に記載するものとし、欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。 なお、該当がなければ、「該当なし」と記載すること。	—	□	
書類 2 チェックリスト (参考様式)	○	○	・該当する書類のチェックボックス(□)に✓印を付すこと。	—	□	
書類 3 委任状 (参考様式)	△	△	・日付、委任する内容(変更ほか該当条項にかかる手続き全般) ・委任を受ける方の住所氏名、連絡先を記載すること	・代理人による申請の場合に添付すること。	—	□
書類 4 設計者の資格に関する書類						
4-1 設計者の資格 に関する申告書 (第 2 号様式)	○	—	・設計経歴は、直近の経歴を記入すること。	・「高さ 5 m 超の擁壁の設置」 または「盛土・切土をする土地の面積 が 1,500 m <sup>2</sup> 超の土地における排水施設の設置」(盛土規制法施行令第 21 条各号)を計画の場合は添付すること。	—	□
4-2 卒業/修了/免 許等を証する 書類 (任意の書式)	○	—	・盛土規制法施行令第 22 条に掲げる資格を証明する書類の写しを添付すること。	・上記と同様	—	□
書類 5 申請地及びそ の周辺の写真 (任意様式)	○	○	・盛土または切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付すること。 ※撮影位置・方向がわかるようにすること (参照: 省令第 7 条第 1 項第 6 号)	—	□	
資料 6 同意者一覧表等						
6-1 同意者一覧表 (第 3 号様式)	○	○	・地役権や地上権等、所有権以外の権利者も記入すること。 (土地の抵当権および根抵当権ならびに建築物の権利者の記入は不要とする。) ・同意の有無を記入すること。なお、申請者が権利者の場合は「申請人」と記入すること。 ・共有名義は、全権利者とその持ち分を摘要欄に記入すること。 ・一部区域の場合は、摘要欄にその旨記入すること。 ・土地の平面図(現況)と整合しているか確認すること。	—	□	
6-2 公図	○	○	・地番、地目、所有者名、面積を追記すること。 ・隣接地においても上記と同様のこと。 ・法務局発行印のある原本を添付すること。 (原本確認後、返却)	要	□	
6-3 土地の登記事 項証明書	○	○	・法務局発行印のある原本を添付すること。	要	□	

書類の名称（様式）	許可 12、30条		明示すべき事項			備考 (添付が必要な場合等)	原本の チェック	チ ェ ック 表
	形質の 変更	土石の 堆積						

資料7 土地使用同意書等								
7-1	土地使用 同意書 (第4号様式)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意の日付を入れ、権利者が押印したものを添付すること。</li> <li>・申請者以外の権利者の同意書を添付すること。</li> <li>・【対象となる権利】所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用賃借権、使用収益権(永小作権、地役権(内容に応じて同意が必要と判断される場合があるため注意すること。))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内すべての土地が申請者の名義(権利者)の土地である場合は不要</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7-2	印鑑登録 証明書	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行同意書に押印(使用)した印鑑の登録証明書類を添付すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記と同様</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
書類8 周辺住民への周知を行ったことを証する書類								
8-1	周知措置 報告書 (第5号様式)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛先を「青森市長」と記入すること。</li> </ul>	—	—	<input type="checkbox"/>	
8-2	議事録及び出席者名簿 (任意様式)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会を開催した場合、添付すること。</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>	
8-3	位置図 (任意様式)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面の配布範囲全体が分かるような位置図を添付すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へ書面を配布した場合、添付すること。</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>	
8-4	周知に使用した資料等 (任意様式)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知に使用した資料、書面、掲示物、WEBページなどの写しを添付すること。</li> </ul>	—	—	<input type="checkbox"/>	
8-5	写真等 (任意様式)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会開催状況写真、書面配布状況写真、工事内容掲示状況写真などを添付すること。</li> </ul>	—	—	<input type="checkbox"/>	
書類9 工事主の資力及び信用に関する書類								
9-1	工事主の資力及び信用に関する調書 (第6号様式)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各欄に必要事項を記入すること。</li> <li>・宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記載すること。</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>		
9-2	誓約書 (第8号様式)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛先を「青森市長」と記入すること。</li> <li>・法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記入すること。また申請者の押印は求めない。</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>		
9-3	直近3期の決算書類(任意様式)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3期の各事業年度における決算書類(貸借対照表、損益計算書ほか)を添付すること。</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>		
9-4	法人登記事項 証明書	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の住民票(個人番号の記載がないもの)の写し若しくは個人番号カードの写し(表面のみ)又は氏名及び住所を確認できるこれらに類する書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が法人の場合</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票(個人番号の記載がないもの)の写し若しくは個人番号カードの写し(表面のみ)又は氏名及び住所を確認できるこれらに類する書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が個人の場合</li> </ul>			
9-5	納税証明書	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3年間の法人税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が法人の場合</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産に関する調書並びに直近3年の所得税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が個人の場合</li> </ul>			
9-6	定款(任意様式)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新情報のものを添付すること。</li> </ul>	—	<input type="checkbox"/>		

書類の名称（様式）		許可 12、30条		明示すべき事項	備考 (添付が必要な場合等)	原本の チェック	チ ェ ック 表
		形質の 変更	土石の 堆積				
9-7	残高証明書または融資を証明する書類（任意様式）	○	○	・当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類を添付すること。	—	—	□
書類 10	資金計画書（様式第三）または（様式第五）	◎	◎	・収入と支出の金額を整合させること。 ・収支計画と年度別資金計画書の金額を整合させること。 ・収支計画について、年度をまたがる場合は各年度に分けて資金計画を記入すること。各欄に必要事項を記入すること。	—	—	□
書類 11	工事施行者の工事完成能力を確認する資料						
11-1	工事施行者の能力に関する申告書（第7号様式）	○	○	・各欄に必要事項を記入すること。	—	—	□
11-2	直近3期の決算書類（任意様式）	○	○	・直近3期の各事業年度における決算書類（貸借対照表、損益計算書ほか）を添付すること。	—	—	□
11-3	法人登記事項証明書	○	○	・役員の住民票（個人番号の記載がないもの）の写し若しくは個人番号カードの写し（表面のみ）又は氏名及び住所を確認できるこれらに類する書類 ・住民票（個人番号の記載がないもの）の写し若しくは個人番号カードの写し（表面のみ）又は氏名及び住所を確認できるこれらに類する書類	・申請者が法人の場合 ・申請者が個人の場合	要	□
11-4	納税証明書	○	○	・直近3年間の法人税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。 ・資産に関する調書並びに直近3年の所得税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。	・申請者が法人の場合 ・申請者が個人の場合	要	□
11-5	定款（任意様式）	○	○	・最新情報のものを添付すること。	—	—	□
11-6	建設業法による許可証明書等（任意様式）	○	○	・建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類（建設業許可証明書などで有効期限内のもの）の写しを添付すること。 なお、建設業の許可を有していない場合は、当該工事が軽微な建設工事に該当することを証明する書類を添付すること。	—	—	□
書類 12	工程表（任意様式）	○	○	・工事期間は、申請書の記載内容と整合させること。	—	—	□
書類 13	その他知事が必要と認める書類	△	△	・事前協議または審査において必要と判断した場合の添付を求めることがある。	—	—	□

図面の名称		許可 12、30条		明示等すべき事項	縮尺	チェック表
形質の 変更	土石の 堆積					
全般(共通事項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図中の標高は、T.P. (東京湾中等潮位)で明示すること。</li> <li>図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。</li> <li>図面の名称、番号とファイル名称が整合していること。</li> </ul>	-	-	
図面1 位置図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、道路および目標となる地物を記載すること。</li> <li>事業区域は、赤色に着色すること。</li> </ul>	1/10,000 以上	<input type="checkbox"/>	
図面2 地形図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、土地の境界線は朱書きとすること。</li> <li>等高線は、2m の標高差を示すものとすること</li> </ul>	1/2,500 以上	<input type="checkbox"/>	
図面3 求積図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方位及び土地の境界線は朱書きとすること。</li> <li>土地の全面積を記載すること。</li> <li>各面積は現地調査に基づき三斜等により算出し、小数点以下第2位まで表示すること</li> <li>土地の全面積は申請書5欄と一致すること。</li> </ul> <p><b>【形質の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盛土又は切土をする土地の部分を記載すること。また盛土は淡緑色、切土は淡橙色で着色すること。</li> <li>盛土又は切土をする土地の面積を記載すること。</li> <li>盛土又は切土をする土地の面積は申請書10欄と一致すること</li> </ul> <p><b>【土石の堆積】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土石の堆積をする土地の部分を記載すること。また最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色すること。</li> <li>土石の堆積を行う土地の面積を記載すること。</li> <li>土石の堆積を行う土地の面積は申請書7欄と一致すること</li> </ul>	1/2,500 以上	<input type="checkbox"/>	
図面4 土地の平面図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方位及び土地の境界線を朱書きすること。</li> </ul> <p><b>【形質の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盛土又は切土をする土地の部分を記載すること。また盛土は淡緑色、切土は淡橙色で着色すること。</li> <li>崖、擁壁、崖面崩壊防止施設の位置を記載すること。（既存擁壁等がある場合は、その位置を含む）</li> <li>排水施設の位置を記載すること。</li> <li>地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置を記載すること。</li> <li>断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと。</li> <li>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと。</li> <li>擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すこと。</li> </ul> <p><b>【土石の堆積】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土石の堆積をする土地の部分を記載すること。また最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色すること。</li> <li>勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を記載すること。</li> <li>空地の位置及び寸法を記載すること。</li> <li>柵その他これに類するものを設置する位置を記載すること。</li> <li>雨水その他の地表水を有効に排除する措置（排水施設等）を講ずる位置及び当該措置の内容を記載すること。</li> <li>堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を記載すること。</li> </ul>	1/2,500 以上 (形質の 変更)  または  1/500 以上 (土石の 堆積)	<input type="checkbox"/>	

図面の名称	許可 12、30条		明示等すべき事項	縮尺	チ エ ツ ク 表
	形質の 変更	土石の 堆積			
図面 5 土地の断面図	○	○	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方位及び土地の境界線を朱書きで記載すること。</li> </ul> <p>【形質の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盛土又は切土をする土地の部分を記載すること。また盛土は淡緑色、切土は淡橙色で着色すること。</li> <li>盛土又は切土をする前後の地盤面を記載すること。 (現況線を細線、計画線を太線で表示)</li> <li>現地盤面の段切の位置及び形状を記載すること。</li> <li>高低差の著しい箇所について作成すること。</li> </ul> <p>【土石の堆積】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土石の堆積を行う土地の地盤面を記載すること。 (細線で表示)</li> <li>計画堆積高さを記載すること。</li> <li>勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を記載すること。</li> <li>空地の位置及び寸法を記載すること。</li> <li>柵その他これに類するものを設置する位置を記載すること。</li> <li>雨水その他の地表水を有效地に排除する措置(排水施設等)を講ずる位置及び当該措置の内容を記載すること。</li> <li>堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を記載すること。</li> </ul>	1/2,500 以上 (形質の 変更)	□
図面 6 排水施設の平面図	△	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位及び排水区域の区域界を朱書きで記載すること。</li> <li>排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置を記載すること。</li> <li>放流先の名称を記載すること。</li> </ul> <p>該当施設がある場合は、次の図書を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表面排水施設平面図、地下排水施設平面図、排水施設構造図、流域図及び流量計算書</li> </ul>	1/500 以上	□
図面 7 崖の断面図	△	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖の高さ、勾配を記載すること。</li> <li>土質(土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)を記載すること。</li> <li>盛土又は切土をする前の地盤面(細線で表示)を記載すること。</li> <li>崖面の保護の方法を記載すること。</li> </ul> <p>※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない</p>	1/50 以上	□
図面 8 拥壁の断面図 (義務設置擁壁又は高さが 2m を超える任意設置擁壁がある場合に添付すること。)	△	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁の寸法及び勾配を記載すること。</li> <li>擁壁の材料の種類及び寸法を記載すること。</li> <li>裏込めコンクリートの寸法を記載すること。</li> <li>透水層の位置及び寸法を記載すること。</li> <li>擁壁を設置する前後の地盤面を記載すること。 (現況線を細線、計画線を太線で表示)</li> <li>水抜穴の寸法及び間隔を記載すること。</li> <li>基礎地盤の土質を記載すること。</li> <li>基礎ぐいの位置、材料及び寸法を記載すること。</li> </ul>	1/50 以上	□
図面 9 拥壁の背面図 (義務設置擁壁又は高さが 2m を超える任意設置擁壁がある場合に添付すること。)	△	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁の高さを記載すること。</li> <li>水抜穴の位置、材料及び内径を記載すること。</li> <li>透水層の位置及び寸法を記載すること。</li> </ul>	1/50 以上	□
図面 10 崖面崩壊防止施設の断面図	○	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配を記載すること。</li> <li>崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法を記載すること。</li> <li>崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面(現況線を細線、計画線を太線で表示)を記載すること。</li> <li>基礎地盤の土質を記載すること。</li> <li>透水層の位置及び寸法を記載すること。</li> </ul>	1/50 以上	□
図面 11 崖面崩壊防止施設の背面図	○	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖面崩壊防止施設の寸法を記載すること。</li> <li>水抜穴の位置、材料及び内径を記載すること。</li> <li>透水層の位置及び寸法を記載すること。</li> </ul> <p>※水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること</p>	1/50 以上	□

図面の名称	許可 12、30条		明示等すべき事項	様式	チ エ ツ ク 表
	形質の 変更	土石の 堆積			
図面 12 構造計算書等					
12-1 構造計算書等(擁壁等) (義務設置擁壁又は高さが2mを超える任意設置擁壁がある場合または崖面崩壊防止施設の場合添付すること)	△	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要を記載すること。</li> <li>構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付すること。</li> </ul>	任意	<input type="checkbox"/>
12-2 大臣認定擁壁認定書等 (大臣認定擁壁を使用する場合に添付すること)	△	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣認定擁壁の認定書を添付すること。</li> <li>設計条件が認定条件を満足していることが分かる資料を添付すること。</li> </ul>	任意	<input type="checkbox"/>
図面 13 安定計算書(地盤等)	△	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>土質試験その他の調査の結果を添付すること。</li> <li>盛土のり面の安定計算書を添付すること。</li> <li>盛土全体の安定計算書を添付すること。</li> <li>擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面の安定計算書を添付すること。</li> </ul> <p>※安定計算書の添付が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盛土のり面の安定計算書は技術的基準編↓ 2.1.5 (2) 表 2.1.7 又は 2.1.6 (2) 表 2.1.14 に該当する場合</li> <li>盛土全体の安定計算書は技術的基準編↓ 2.1.5 (3) 表 2.1.11 又は 2.1.6 (2) 表 2.1.14 に該当する場合</li> <li>崖面を擁壁で覆わない場合</li> </ul>	任意	<input type="checkbox"/>
図面 14 土石の崩壊防止の設計書 (堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合は添付すること) ※技術的基準編 8.2.1 に該当する場合	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置の概要を記載すること。</li> <li>構台等の構造計算書を添付すること。</li> <li>周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画を記載すること。</li> <li>堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画を記載すること。</li> </ul>	任意	<input type="checkbox"/>
図面 15 土砂流出防止措置の設計書等 (土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合は添付すること) ※技術的基準編 8.2.2 に該当する場合	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置の概要を記載すること。</li> <li>鋼矢板の構造計算書を添付する</li> <li>土石の周囲の排水、地上水の浸透防止措置(防水シート等)に関する計画を記載すること。</li> <li>土石の傾斜部の安定化(緩勾配等)に関する計画を記載すること。</li> </ul>	任意	<input type="checkbox"/>